



国富町都市計画 マスタープラン

「都市計画に関する基本的な方針」



平成 28 年 7 月 (策定)
平成 31 年 1 月 (改訂)
令和 6 年 2 月 (改訂)



国 富 町



目 次

はじめに

- 1 都市計画マスタープランの目的と役割 1
- 2 都市計画マスタープランの位置づけ 3
- 3 都市計画マスタープランの目標年次と構成 4

第1章 全体構想編

第1節 都市計画の目標

- 1 国富町の現状と課題 5
- 2 まちづくりの重要施策の取組みと達成状況 20
- 3 まちづくりの理念と目標 22
- 4 将来都市構想 25

第2節 まちづくりの方針

- 1 土地利用の方針 30
- 2 都市施設の方針 33
- 3 市街地整備の方針 40
- 4 自然環境保全の方針 42
- 5 都市環境形成の方針 44
- 6 都市景観形成の方針 46
- 7 その他の方針 48

第2章 地域別構想編

第1節 地域別構想 51

第2節 本庄地域

- 1 地域の現状と課題 52
- 2 地域の目標 59
- 3 まちづくり方針 60

第3節 川北地域

- 1 地域の現状と課題 64
- 2 地域の目標 69
- 3 まちづくり方針 70

第4節 川南地域

- 1 地域の現状と課題 73
- 2 地域の目標 78
- 3 まちづくり方針 79

第5節 森永地域	
1 地域の現状と課題	82
2 地域の目標	88
3 まちづくり方針	89
第6節 八代地域	
1 地域の現状と課題	92
2 地域の目標	97
3 まちづくり方針	98
第7節 北俣地域	
1 地域の現状と課題	101
2 地域の目標	106
3 まちづくり方針	107
第8節 木脇地域	
1 地域の現状と課題	110
2 地域の目標	115
3 まちづくり方針	116

第3章 まちづくりの推進方針編

第1節 まちづくりの基本的な進め方	
1 都市計画マスタープランの運用	119
2 協働によるまちづくりの推進	119
3 計画の適切な管理と見直し	120
第2節 施策の進行管理	
1 まちの重要施策	121
2 施策の役割分担	125
3 進行管理	126

資料編

検討会議事概要	127
検討会メンバー表	128
アンケート票	129
アンケート結果	139
用語解説集	157

1. 都市計画マスタープランの目的と役割

(1) 都市計画とは

都市は人々の生活の場であり、商業や工業など様々な活動が営まれ、多様な人々が集い、交流し、にぎわう場です。

都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地*、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び都市活動を確保しようとするものです。

(2) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン*とは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとしています。

国富町の都市計画マスタープランは、まちの「都市計画」を効果的・効率的に進めるため、地域住民の意見を反映させながら、長期的な視点でまちの将来像を実現するための方針を総合的かつ一体的に定めるものです。

(3) 都市計画マスタープランの目的

平成 11 年に策定された現行「国富町都市計画マスタープラン」以降、人口減少、少子高齢化*や環境負荷などの観点から、都市計画法*及び都市計画運用指針などが改正され、集約型都市構造*、低炭素型社会*など、まちづくりの考え方が変化してきています。

また、平成 16 年に景観緑三法*が施行され、良好な景観の保全・形成、緑地の充実に係る仕組みが構築され、これらの視点を踏まえたまちづくりの方針を示していくことが求められています。

さらに、東日本大震災をはじめとして、各地で豪雨災害など大規模災害が数多く見られ、災害に強い都市づくりも、今まで以上に求められています。

これら時代のニーズにあったまちづくりに向けて、都市の将来像を明確にし、その実現に向けての道筋を明らかにすることを目的として、「国富町都市計画マスタープラン」を策定します。

*：本印は、巻末の用語解説集において用語の内容を記載しています。

(4) 計画改訂の趣旨

平成28年度に都市計画マスタープランを策定し、平成30年度に工業専用地域周辺の工業・流通拠点の拡張、スマートインターチェンジ周辺や大規模既存指定集落の活性化を目的として部分改訂を行いました。

今回の改訂は、令和4年3月に「第6次国富町総合計画」が策定され、都市計画分野では令和3年3月に「国富町立地適正化計画^{*}」が策定されるなど、新しい施策が展開されていることから、計画の整合を図るための見直しや、重要施策や事業の進行検証を行い、新たな施策や事業などの追加検討を行うものです。

なお、全体構想に影響を与える大規模な土地利用の変更などないことから、まちづくりの理念や目標、将来都市構想、地域区分などについては、現行計画の考え方を踏襲します。

(5) 都市計画マスタープランの役割

① 長期的な視点を持った将来像の提示の役割

長期的な視点から国富町のまちづくりの進むべき方向を示し、まちの配置などについて示す役割を担っています。

② 地域にあった都市計画の施策の方向性の役割

国富町の実情に応じた土地利用の誘導、道路や公園、河川、公共下水道など都市基盤に関する施策や事業の方向性を定める役割を担います。

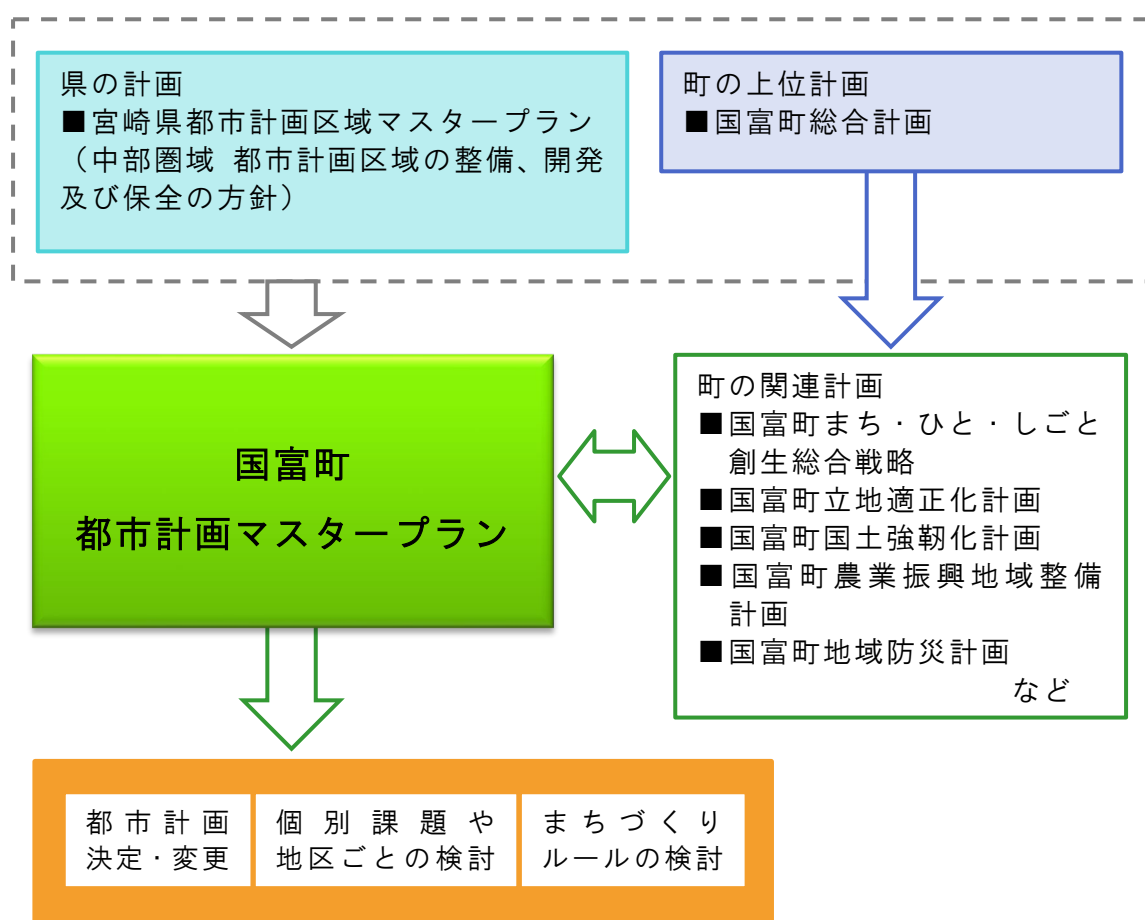
③ 町民・民間との協働によるまちづくりの指針の役割

具体的に取り組みを実施していくためには、行政だけでなく、地域に住む住民、地域で活動する民間企業などとの協働によりまちづくりを行う指針としての役割を担います。

2. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、まちづくりの将来像の統一やまちづくりの一体性の確保を図ることからも、県が策定する「宮崎県都市計画区域マスタープラン^{*}」や国富町で策定している「国富町総合計画^{*}」などの上位計画に即し、都市計画の方針を定める必要があります。

また、上位計画だけでなく、「国富町まち・ひと・しごと創生総合戦略^{*}」や「国富町立地適正化計画」などの関連計画を踏まえ、策定を行います。



3. 都市計画マスタープランの目標年次と構成

(1) 目標年次

国富町都市計画マスタープランは、概ね 20 年後のまちの姿、その目標に向けたまちの整備方針を定めるものです。

基準年を平成 27 年（2015 年）とし、目標年次を令和 17 年（2035 年）とします。

目標年次：令和 17 年（2035 年）

(2) 都市計画マスタープランの構成

国富町都市計画マスタープランは、以下の項目で構成しています。

① 全体構想

都市づくりの基本理念及び将来像、都市づくりの方針、目標人口を明らかにし、広域的な都市間連携と将来の本町の基本的な構成である将来都市構造を描きます。

また、本町全域を対象に土地利用、交通施設の整備、市街地整備、自然的環境の保全・整備、都市環境・景観形成、都市防災など、全町レベルでの都市づくりに関する基本的な方針を定めます。


② 地域別構想

7つに区分した地域ごとに、地域の課題や特性を考慮しながら、地域レベルでのきめ細やかなまちづくりに関する基本的な方針を定めます。

③ 計画の実現に向けて

策定した方針をもとに、優先度や実現化のための方策を検討します。

また、今後の都市づくりに不可欠である町民、NPO、研究機関、企業などと、行政との連携体制確立のプロセスを描くとともに、県と町及び町民との役割分担と相互支援の方向性を明確にします。



第1章 全体構想編

1. 国富町の現状と課題

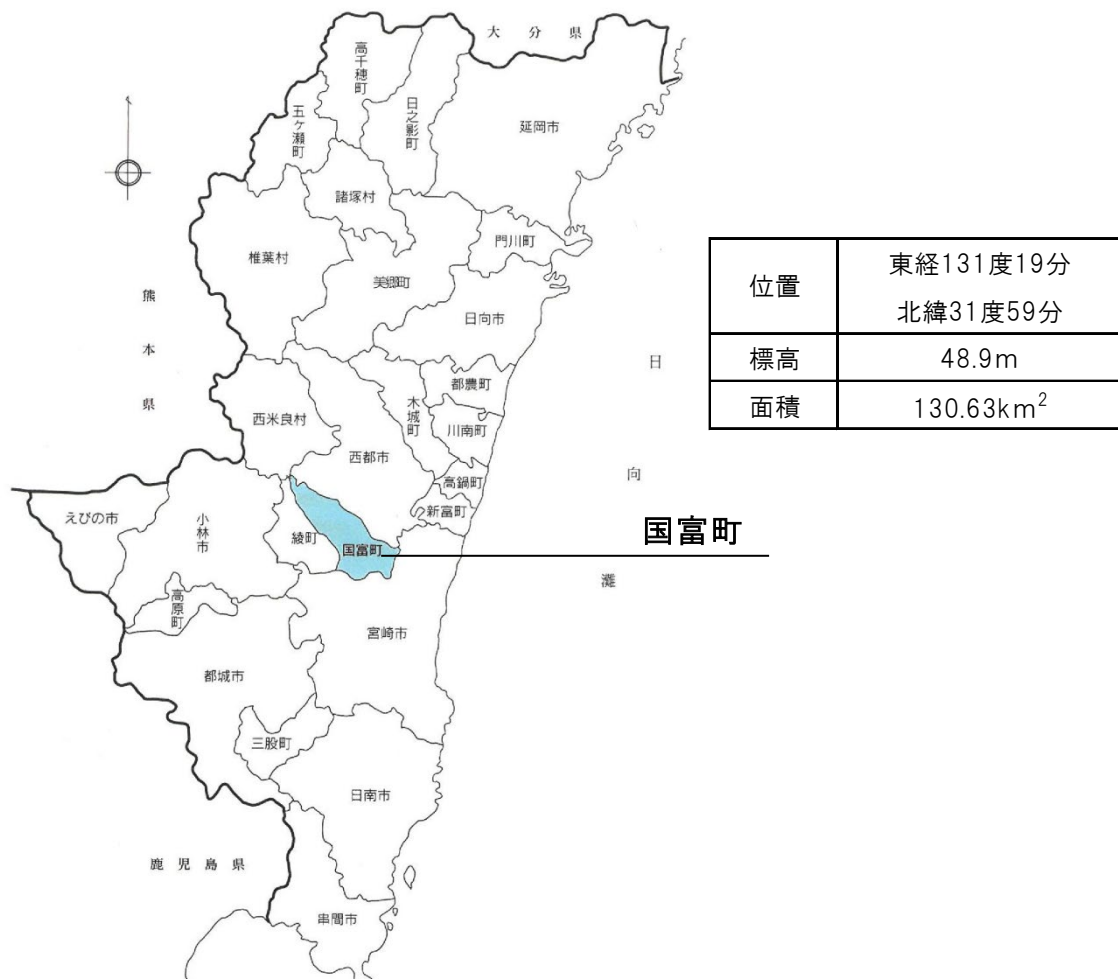
(1) 国富町の現状

① 位置

国富町は、宮崎市から北西約16kmに位置し、東側と南側は宮崎市に隣接し、北側には古墳群で有名な西都市、西側は同じ東諸県郡の綾町に囲まれた面積130.63km²の田園都市です。

地形は、東西22km、南北18.8kmで、北西部に国有林が約3割を占め、北西から南東に向かって本庄、飯盛、高田原、川上、薩摩原、六野原の台地が展開し、それらの台地を縫って、本庄川、深年川、後川、三名川、北俣川などの河川が流れ、流域には水田が広がっています。本庄台地は、町の中心市街地を形成し、その他の台地は畑作を中心とする農業地帯となっています。

植生は、人口林化が進み、丘陵地の山腹や斜面は杉・ヒノキの植林に利用されていますが、八代地区には県下有数の孟宗竹林*も広く分布しています。

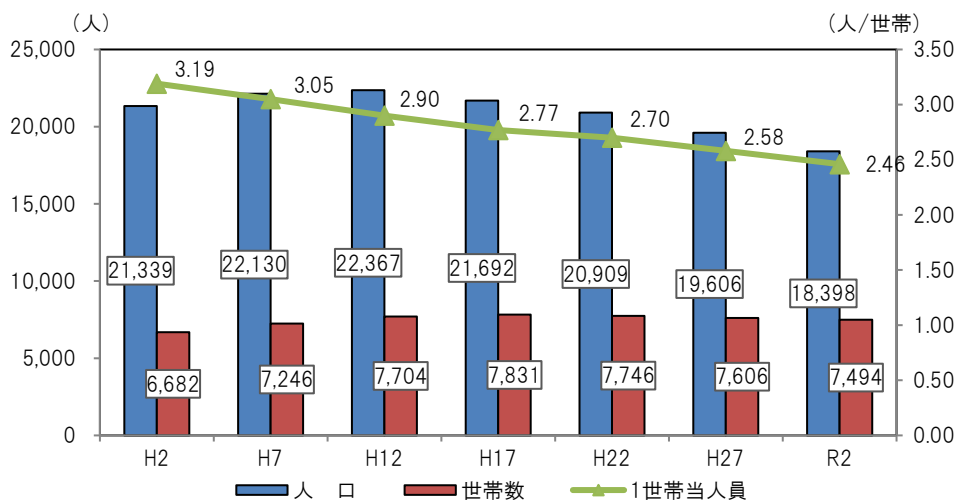


第1章1節 都市計画の目標

② 人口・世帯

本町の人口は、平成12年をピークに以降減少に転じ、令和2年は18,398人となっています。世帯数は、平成17年をピークに以降減少に転じ、令和2年は7,494世帯となっています。世帯当たり人員は、年々減少しており、令和2年は2.45人で、核家族*の進行、高齢者単身・夫婦世帯の増加などが考えられます。

人口、世帯数、世帯当たり人員の推移

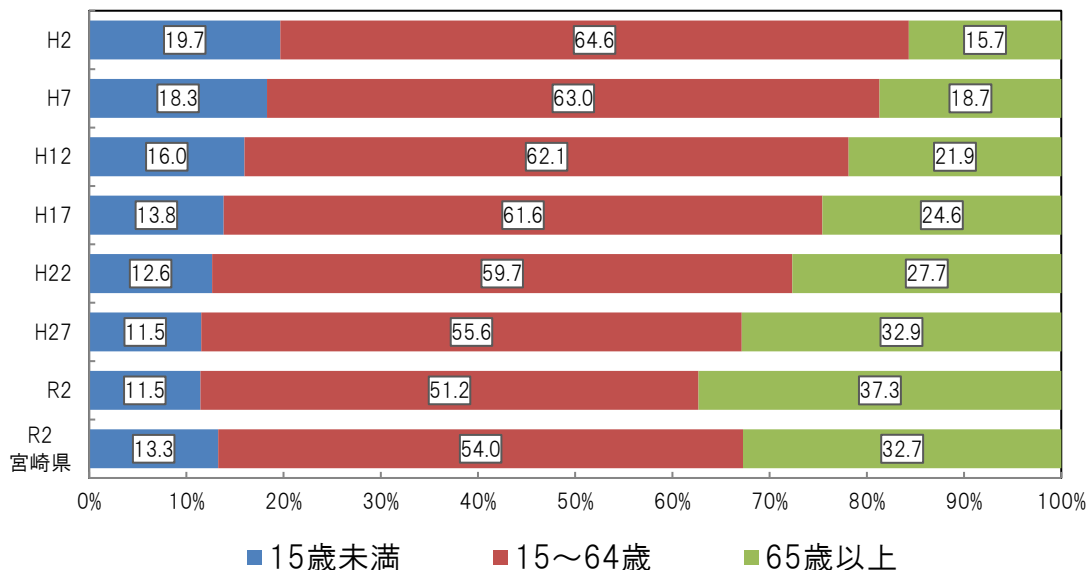


資料：国勢調査

本町の年齢3区分別人口割合は、平成2年以降、老年人口*（65歳以上）割合が増加し続けており、平成2年で高齢社会*（老年人口割合が14%超え）、平成12年で超高齢社会*（老年人口割合が21%超え）に突入しています。

宮崎県と比較すると、本町の生産年齢人口*と年少人口*の割合は県より低く、老年人口割合が高い状況となっています。

年齢3区分別人口の推移

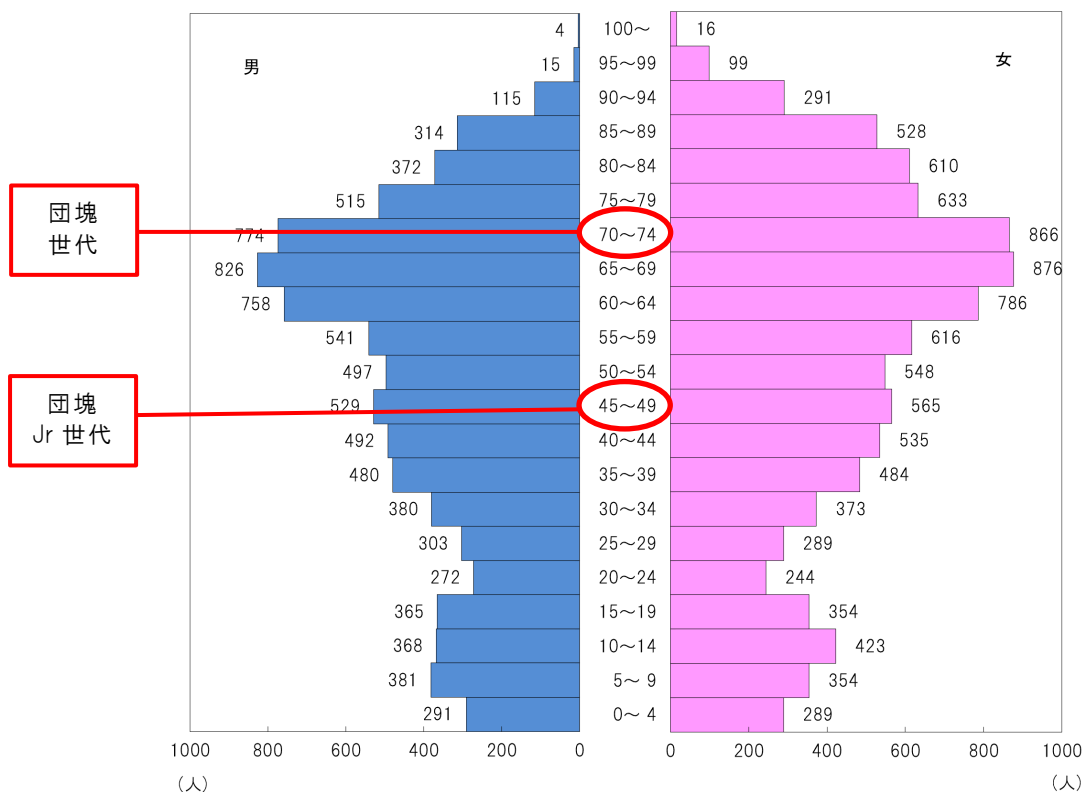


資料：国勢調査

第1章1節 都市計画の目標

本町の令和2年男女別年齢別人口構成をみると、団塊世代*の山は大きいですが、団塊ジュニア世代*の山は低くなっています。特に、20歳代の人口が少なくなっています。

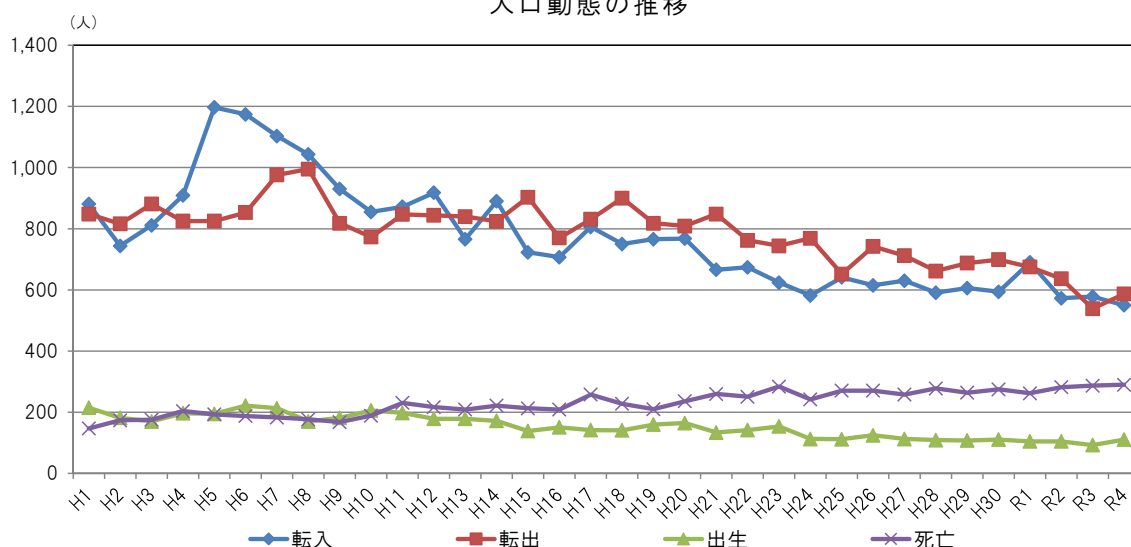
男女別年齢別人口構成（令和2年）



資料：国勢調査

本町の社会動態*は平成15年以降、転出が転入を上回る社会減が進んでいます。自然動態*は平成11年以降、死亡が出生を上回る自然減が続いています。

人口動態の推移



資料：住民基本台帳（～H22）；宮崎県現住人口調査（H23～）

第1章1節 都市計画の目標

本町の流出人口は、平成27年以降減少し、令和2年は3,874人となっています。流入人口は、近年3千人前後を増減し、令和2年の2,995人となっており、879人の流出超過となっています。

流出流入人口の推移

単位：人、%

	常住地による 就業者数	流出		従業地による 就業者数	流入		従/常 就業者比率
		就業者数	流出率		就業者数	流入率	
平成2年	10,867	3,155	29.0	9,445	1,733	18.3	86.9
平成7年	11,382	3,577	31.4	10,086	2,281	22.6	88.6
平成12年	11,365	4,038	35.5	10,024	2,697	26.9	88.2
平成17年	11,322	4,211	37.2	10,454	3,343	32.0	92.3
平成22年	10,379	4,217	40.6	9,071	2,877	31.7	87.4
平成27年	9,836	3,876	39.4	9,300	3,308	35.6	94.6
令和2年	9,389	3,874	41.3	8,525	2,995	35.1	90.8

資料：国勢調査

本町の令和2年の就業者数は9,389人で、総人口18,398人の51%です。平成2年からの30年間で約1,500人減少しています。

令和2年の第1次産業*の就業者数は1,763人で、30年間で約1,400人減少しています。令和2年の第2次産業*の就業者数は2,151人で、30年間で約1,000人減少しています。令和2年の第3次産業*の就業者数は5,454人で、30年間で約900人増加しています。

産業大分類別人口の推移

単位：人、%

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	R2-H2	R2/H2
総数	10,867	11,382	11,365	11,322	10,379	9,836	9,389.0	▲1,478	0.86
農業	3,147	2,959	2,574	2,517	2,171	1,922	1,717	▲1,430	0.55
林業	49	50	42	28	42	43	44	▲5	0.90
漁業	7	5	5	4	6	5	2	▲5	0.29
第1次産業	3,203	3,014	2,621	2,549	2,219	1,970	1,763	▲1,440	0.55
鉱業	15	15	15	7	1	3	0	▲15	0.00
建設業	1,430	1,567	1,565	1,334	1,062	964	992	▲438	0.69
製造業	1,708	1,739	1,576	1,435	1,273	1,186	1,159	▲549	0.68
第2次産業	3,153	3,321	3,156	2,776	2,336	2,153	2,151	▲1,002	0.68
電気・ガス・熱供給・水道業	32	34	38	25	24	24	23	▲9	0.72
情報通信業	-	-	-	63	61	56	78	-	-
運輸業、郵便業	353	428	434	373	376	356	329	▲24	0.93
卸売業、小売業	1,778	1,837	2,033	1,826	1,537	1,367	1,225	▲553	0.69
金融業、保険業	182	181	192	155	155	122	106	▲76	0.58
不動産業、物品賃貸業	31	35	28	26	79	78	85	54	2.74
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	162	159	183	-	-
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	326	318	328	304	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	352	317	298	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	240	256	233	275	-	-
医療、福祉	-	-	-	1,213	1,413	1,556	1,585	-	-
複合サービス事業	-	-	-	185	150	177	142	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	1,865	2,210	2,522	1,245	481	492	529	▲1,336	0.28
公務（他に分類されるものを除く）	270	321	322	310	313	286	292	22	1.08
第3次産業	4,511	5,046	5,569	5,987	5,677	5,551	5,454	943	1.21
分類不能	-	1	19	10	147	162	21	-	-

資料：国勢調査

第1章1節 都市計画の目標

③ 産業

本町の令和3年の事業所数は715事業所で、平成3年からの30年間で297事業所の減少となっています。業種別にみると、「卸売・小売業・宿泊業・飲食サービス業」、「サービス業」が大きく減少しています。

令和3年の従業者数は7,228人で、30年間で311人増加しています。ただし、従業者数が最も多かった平成21年と比べると709人減少しています。業種別にみると、「建設業」、「製造業」、「サービス業」が大きく減少しています。

事業所の状況

単位：事業所

産業大分類	農林漁業	鉱業・採石業・砂利採集	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸業・郵便業・情報通信業	卸売・小売業・宿泊業・飲食サービス業	金融・保険業	不動産業・物品賃貸業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス業	学術研究専門・技術サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	サービス業	公務（他に分類されないもの）	合計
平成3年	20	2	154	102	2	22	426	10	9	-	-	-	-	253	12	1,012	
平成8年	16	1	159	93	2	25	376	11	6	-	-	-	-	261	11	961	
平成11年	16	1	159	75	1	23	368	10	5	-	-	-	-	227	-	885	
平成13年	15	1	154	73	3	30	355	11	6	-	-	-	-	277	10	935	
平成16年	15	1	145	64	1	20	330	8	5	20	49	13	-	160	-	831	
平成18年	22	-	135	65	2	20	317	7	3	33	72	14	-	169	9	868	
平成21年	27	-	131	63	3	21	287	9	9	33	74	14	22	78	58	838	
平成23年	23	-	120	72	1	18	272	9	9	20	79	14	15	71	63	786	
平成28年	24	1	109	68	1	16	269	9	7	15	84	14	13	69	53	752	
令和3年	24	2	111	64	3	20	240	10	7	14	90	11	16	57	46	715	
R3-H3	4	0	▲43	▲38	1	▲2	▲186	0	▲2	-	-	-	-	▲207	-	▲297	
R3構成比	3.4	0.3	15.5	9.0	0.4	2.8	33.6	1.4	1.0	2.0	12.6	1.5	2.2	8.0	6.4	100.0	

従業者の状況

単位：人

産業大分類	農林漁業	鉱業・採石業・砂利採集	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸業・郵便業・情報通信業	卸売・小売業・宿泊業・飲食サービス業	金融・保険業	不動産業・物品賃貸業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス業	学術研究専門・技術サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	サービス業	公務（他に分類されないもの）	合計
平成3年	228	12	1,016	2,087	14	204	1,442	143	19	-	-	-	-	1,571	181	6,917	
平成8年	163	5	1,268	1,935	15	261	1,620	109	14	-	-	-	-	1,774	208	7,372	
平成11年	274	8	1,209	1,897	7	198	1,571	118	11	-	-	-	-	1,534	-	6,827	
平成13年	237	5	1,094	1,981	30	317	1,648	122	11	-	-	-	-	2,026	191	7,662	
平成16年	244	1	959	1,914	6	187	1,565	111	7	54	993	74	-	588	-	6,703	
平成18年	269	-	907	2,035	16	273	1,680	136	9	288	1,196	128	-	766	184	7,887	
平成21年	221	-	923	1,998	12	347	1,567	141	25	287	1,324	96	124	423	269	7,937	
平成23年	194	-	813	1,553	10	305	1,719	138	27	69	1,644	96	49	347	411	7,375	
平成28年	208	27	743	2,255	1	304	1,436	137	26	60	1,859	92	43	230	267	7,688	
令和3年	230	56	685	1,824	6	346	1,431	134	29	91	1,835	72	56	205	228	7,228	
R3-H3	2	44	▲331	▲263	▲8	142	▲11	▲9	10	-	-	-	-	▲1,343	-	311	
R3構成比	3.2	0.8	9.5	25.2	0.1	4.8	19.8	1.9	0.4	1.3	25.4	1.0	0.8	2.8	3.2	100.0	

資料：事業所・企業統計調査（H3～H18）、経済センサス（H21～R3）

第1章1節 都市計画の目標

本町の令和2年の農家数は1,083戸で、平成2年からの30年間で半減しています。

年齢別農業就業人口をみると、最も多いのは60歳以上の男性、次いで60歳以上の女性で、両者を合わせると6割半ばを占めています。年齢別構成比は宮崎県とほぼ同じ割合となっています。

農家数の推移

	総農家数	専業農家	兼業農家		その他
			第1種	第2種	
平成2年	2,178	715	522	941	-
平成7年	1,997	712	415	870	-
平成12年	1,820	609	329	524	358
平成17年	1,652	611	270	341	430
平成22年	1,504	625	173	317	389
平成27年	1,300	571	173	222	334
令和2年	1,083	-	-	-	-

年齢別農業就業人口（令和2年）

		国富町		宮崎県	
		実数	構成比	構成比	実数
計	15~29	24	1.8	1.6	490
	30~59	380	29.2	24.8	7819
	60歳以上	896	68.9	73.7	23261
	合計	1,300	100.0	100.0	31570
男	15~29	19	1.5	1.2	372
	30~59	213	16.4	15.0	4751
	60歳以上	494	38.0	42.1	13281
	合計	726	55.8	58.3	18404
女	15~29	5	0.4	0.4	118
	30~59	167	12.8	9.7	3068
	60歳以上	402	30.9	31.6	9980
	合計	574	44.2	41.7	13166

※令和2年は専業・兼業農家数の掲載なし
資料：農林業センサス

本町の農業粗生産額の推移をみると、平成4年から減少しており、平成15年以降100億円を下回る結果となっています。耕種は減少傾向にあり、畜産と加工農産物は増加傾向にあります。

農業粗生産額の推移

	H2	H4	H7	H11	H15	H18		宮崎県 (H18)		
	実数	実数	実数	実数	実数	実数	構成比	実数	構成比	
農業粗生産額	124.9	131.8	125.1	105.6	99.3	99.0	100.0	3,211	100.0	
耕種	総合	96.0	100.1	98.5	78.2	70.9	66.2	66.9	1,335	41.6
	米	15.9	18	21.8	11.1	9.8	10.4	10.5	234	7.3
	麦類	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
	雑穀	-	-	-	-	-	0	0.0	1	0.0
	豆類	0.8	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	2	0.1
	いも類	0.4	0.5	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	77	2.4
	野菜	54.2	50	46.6	40	39.8	37.9	38.3	669	20.8
	果実	1.4	1.2	1.4	1.3	0.9	1.3	1.3	118	3.7
	花き	1.3	2.7	3.0	2.4	3.3	3.3	3.3	108	3.4
	工芸農産物	21.7	27.2	24.3	22.2	15.9	12.4	12.5	97	3.0
稲苗その他	0.2	0.4	0.8	0.9	0.7	0.5	0.5	27	0.8	
畜産	総合	24.0	24.5	22.6	23.5	25.2	28.8	29.1	1,843	57.4
	肉用牛	7.8	9.6	10.2	10.5	11.2	15.2	15.4	613	19.1
	乳用牛	1.4	0.8	0.5	0.1	x	x	x	106	3.3
	(うち生乳)	1.1	0.7	0.4	0.1	x	x	x	90	2.8
	豚	5.4	5.5	4.2	5.0	6.2	x	x	505	15.7
	鶏	9.4	8.6	7.7	8.0	7.7	7.7	7.8	617	19.2
	(うち鶏卵)	0.2	0.3	0.1	0.1	x	-	-	75	2.3
その他畜産物	0	-	-	-	x	-	-	2	0.1	
加工農産物	4.5	7.1	4.1	3.8	3.2	4	4.0	33	1.0	

※「x」は、統計法により数字を秘匿したもの
※平成19年より推計が市町村推計から都道府県推計に変更

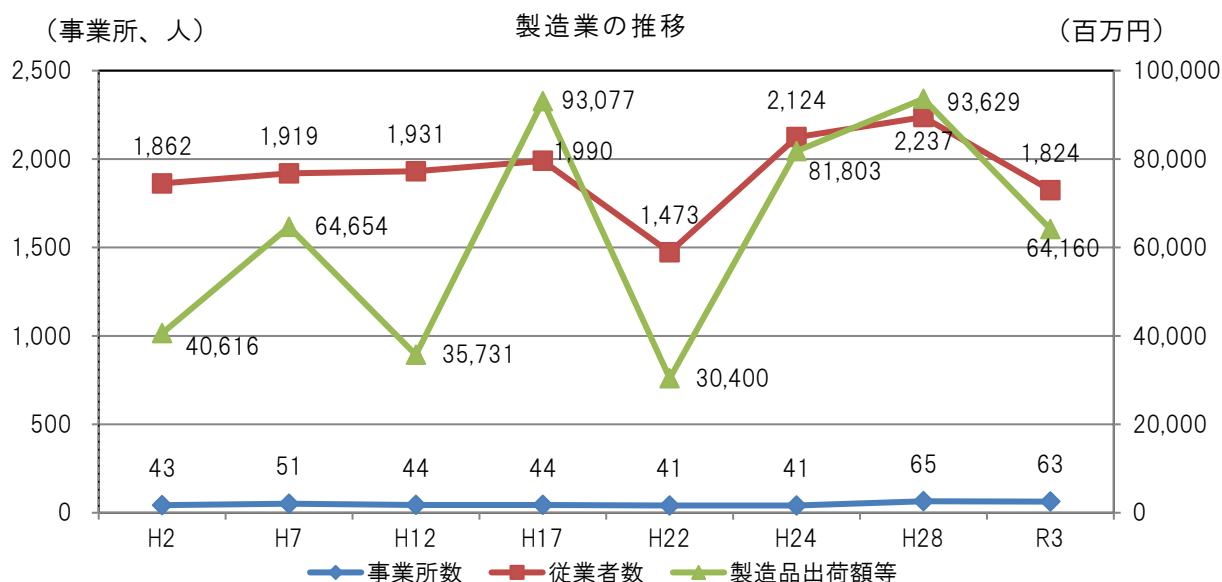
資料：農林水産省統計

第1章1節 都市計画の目標

本町の製造業の事業所数は、平成24年まではほぼ横ばいでしたが、平成28年以降増加し、令和3年は63事業所となっています。

製造業の従業者数は、平成22年に減少したものの、平成28年まで増加傾向でしたが、令和3年は減少し1,824人となっています。

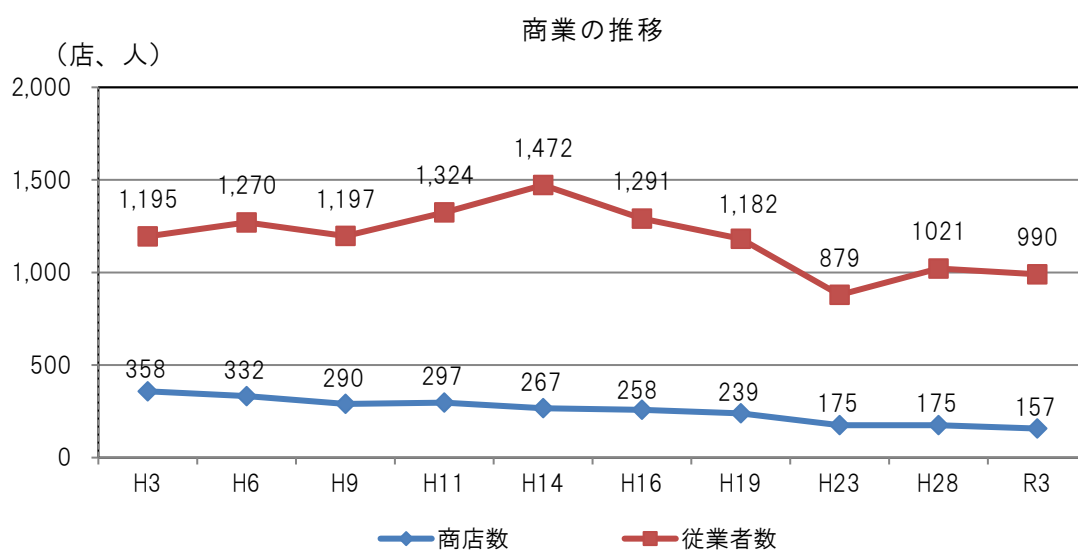
製造品出荷額等は増減を繰り返しており、令和3年では642億円となっています。



資料：工業統計調査、経済センサス（H23～）

本町の商店数は減少しており、令和3年は157店となっています。

商業の従業者数は、平成14年以降減少傾向にあり、令和3年は990人となっています。

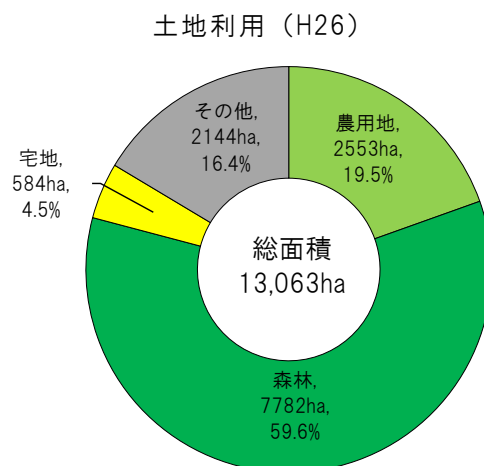


資料：宮崎県の商業（H3）、商業統計調査（H6～19）、経済センサス（H23～）

第1章1節 都市計画の目標

④ 土地利用

本町の土地利用状況は農用地が2,553ha(19.5%)、森林が7,782ha(59.6%)となっており、宅地は584ha(4.5%)にとどまっています。



資料：国富町 HP

都市計画区域の土地利用の推移をみると、自然土地利用が減少し、都市的土地利用が増加しています。市街化区域、市街化調整区域とも、「商業用地」の増加が目立っています。

都市計画区域土地利用 (H26 から H30)

単位：ha

区分		自然的土地利用							都市的土地利用								都市的土地利用計	合計
		農地		農地計	山林	水面	その他自然地	自然的土地利用計	宅地			公共・公益用地	道路用地	交通施設用地	その他の空地			
		田	畑						住宅用地	商業用地	工業用地							
市街化区域	H30	1.5	28.2	29.7	33.0	2.8	12.5	78.0	124.3	15.7	9.7	149.7	32.5	43.5	4.4	7.9	238.0	316.0
	H26	1.6	29.4	31.0	33.4	2.8	13.0	80.2	124.0	14.8	9.9	148.7	31.3	42.9	4.7	7.8	235.4	315.6
	増減率	-6.3%	-4.1%	-4.2%	-1.2%	0.0%	-3.8%	-2.7%	0.2%	6.1%	-2.0%	0.7%	3.8%	1.4%	-6.4%	1.3%	1.1%	0.1%
市街化調整区域	H30	614.2	120.9	735.1	478.9	62.9	180.4	1,457.3	92.7	6.1	62.1	160.9	49.0	135.5	1.2	10.1	356.7	1,814.0
	H26	618.2	122.7	740.9	479.7	62.9	180.7	1,464.2	92.7	4.7	61.5	158.9	46.9	133.5	1.3	9.6	350.2	1,814.4
	増減率	-0.6%	-1.5%	-0.8%	-0.2%	0.0%	-0.2%	-0.5%	0.0%	29.8%	1.0%	1.3%	4.5%	1.5%	-7.7%	5.2%	1.9%	0.0%
合計	H30	615.7	149.1	764.8	511.9	65.7	192.9	1,535.3	217.0	21.8	71.8	310.6	81.5	179.0	5.6	18.0	594.7	2,130.0
	H26	619.8	152.1	771.9	513.1	65.7	193.7	1,544.4	216.7	19.5	71.4	307.6	78.2	176.4	6.0	17.4	585.6	2,130.0
	増減率	-0.7%	-2.0%	-0.9%	-0.2%	0.0%	-0.4%	-0.6%	0.1%	11.8%	0.6%	1.0%	4.2%	1.5%	-6.7%	3.4%	1.6%	0.0%

資料：都市計画基礎調査 (H30、H26)

第1章1節 都市計画の目標

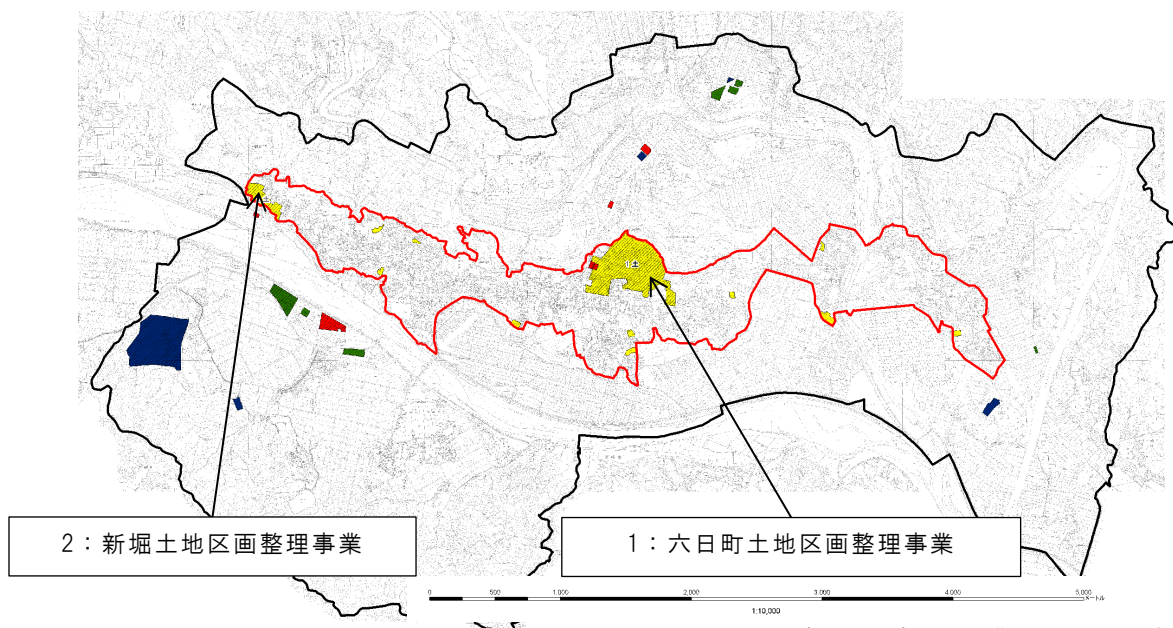
本町においてこれまで 80.0ha の面整備が行われてきました。

土地区画整理事業*は 2カ所（事業面積は 22.3651ha）が施行済みで、市街化区域*用途地域*面積（316ha）の約 7%に当たります。

宅地開発事業

図面番号	事業方法	事業主体	事業面積 (ha)	事業期間	主な用途
1	六日町 土地区画整理事業	組合	19.6203	H1～H4	住宅
2	新堀 土地区画整理事業	組合	2.7448	H9～H12	住宅

宅地開発位置図



※ H30 宮崎県都市計画基礎調査には未掲載
資料：H26 宮崎県都市計画基礎調査

本町の都市計画区域*は、昭和 43 年の同法改正に伴い、宮崎市を中心とした宮崎広域都市計画区域*として昭和 45 年 11 月から再スタートしています。

都市計画区域は 2,130ha で行政区域の 1 割半ばに指定されています。市街化区域は 316.0ha で、その約 8 割は住居系の用途地域です。商業系の用途地域と工業系の用途地域はそれぞれ約 1 割の指定となっています。

地域地区の決定状況

単位：ha、%

区分	面積	割合
行政区域	13063.0	100.0
都市計画区域	2130.0	16.3 ※1
市街化区域	316.0	14.8 ※2
第2種低層住居専用地域	21.3	6.7 ※3
第1種中高層住居専用地域	7.5	2.4 ※3
第2種中高層住居専用地域	76.4	24.2 ※3
第1種住居地域	150.7	47.7 ※3
第2種住居地域	8.1	2.6 ※3
近隣商業地域	29.2	9.2 ※3
準工業地域	9.4	3.0 ※3
工業専用地域	13.0	4.1 ※3
市街化調整区域	1814.0	13.9 ※1

※1：行政区域に対する割合

※2：都市計画区域に対する割合

※3：市街化区域に対する割合

資料：H30 宮崎県都市計画基礎調査

第1章1節 都市計画の目標

⑤ 都市計画施設

本町の都市計画道路*は、4路線が計画決定され、1路線を除いて完了済みです。令和5年3月末時点で、計画延長8,960mのうち改良済延長が8,310mとなっており、改良率は92.7%です。

都市計画公園*は、1箇所が計画決定され、整備完了しています。

都市計画道路の整備状況

都市施設名称	都市計画決定事項	事業期間	決定年月日	備考
3・4・251 竹田通線	L:6,030m W:16m	-	当初:S30.4.4 最終:H29.12.25	完了
3・6・252 嵐田通線	L:820m W:11m	-	当初:S30.4.4 最終:H13.4.11	完了
3・5・253 十日町通線	L:1,040m W:12m	-	当初:S32.3.29 最終:H13.4.11	改良済 390m (37.5%)
3・5・254 横町通線	L:1,070m W:12m	-	当初:S30.4.4 最終:H29.12.25	完了
合計	L=8,960m	-	-	改良済 8,310m (92.7%)

都市計画公園の整備状況

都市施設名称	都市計画決定事項	事業期間	決定年月日	備考
6・4・41 国富運動公園	5.60ha	-	当初:S30.4.4 最終:S56.9.16	完了

資料：庁内資料

本町の上水道の普及率は、平成29年度時点で99.5%と高普及率となっています。

下水道は、国富町公共下水道で処理が行われており、整備完了となっています。同じく国富浄化センターも整備完了となっています。

公共下水道の整備状況

都市施設名称	都市計画決定事項	事業期間	決定年月日	備考
国富町公共下水道	257.20ha	-	当初:H5.12.9 最終:H28.11.25	整備面積257.2ha 国富処理区
国富浄化センター	2.19ha	-	当初:H5.12.9 最終:H29.11.27	完了

資料：庁内資料

⑥ 道路・交通

本町の幹線道路網は、令和5年4月1日現在で、主要地方道5路線、一般県道5路線、町道35路線（1級12路線・2級13路線）の計45路線となっています。

道路の改良、舗装状況は、実延長337kmのうち、改良済延長が287km、改良率は85.2%となっています。舗装済延長は332kmで、舗装率は98.5%となっています。

本町で最も交通量が多いのは主要地方道宮崎須木線で、その沿線である木脇が16,468台/24h、十日町が12,483台/24hとなっています。

道路の改良・舗装状況（国富町）

単位：km、%

路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
459	337	287	85.2	332	98.5

※R3.4.1現在

資料：R4年度宮崎県統計年鑑

国富町の交通量

地点番号	観測地点名 (路線名)	昼間12時間 交通量			24時間 交通量			昼夜率	昼間12時間 大型車混入率	混雑度
		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計			
1	嵐田（高鍋高岡線）	6,456	1,781	8,237	7,778	2,413	10,191	1.24	21.6	1.0
2	本庄（高鍋高岡線）	4,880	1,645	6,525	6,145	1,881	8,026	1.23	25.2	0.8
3	木脇（宮崎須木線）	12,106	861	12,967	15,043	1,425	16,468	1.27	6.6	1.4
4	十日町（宮崎須木線）	9,155	831	9,986	11,250	1,233	12,483	1.25	8.3	1.0
5	八代（都農綾線）	975	132	1,107	1,134	150	1,284	1.16	11.9	0.2

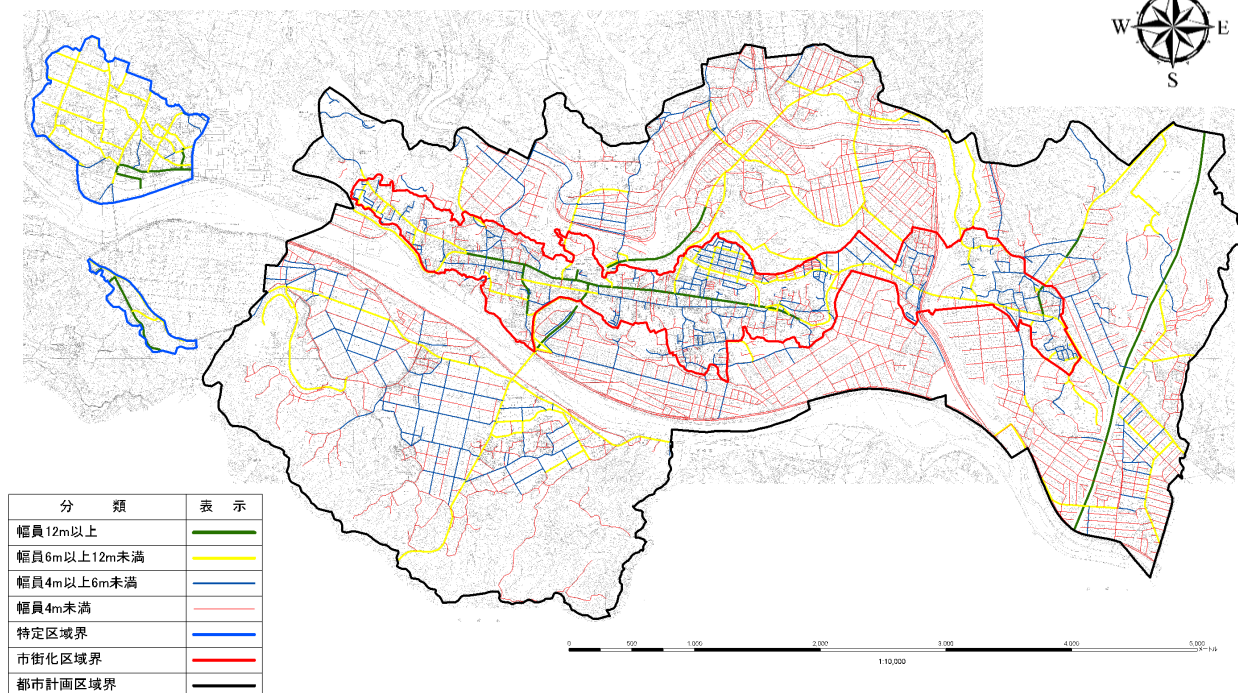
※現道、旧道及び新道を含む

※有料道路を含み、自転車道は含まない

※改良率は5.5m未満を含み、舗装率は簡易舗装を含む

資料：R3年度道路交通センサス

道路網図



※ H30 宮崎県都市計画基礎調査には未掲載
資料：H26 宮崎県都市計画基礎調査

第1章1節 都市計画の目標

⑦ 建築物

平成23年から平成27年までの5年間に建築確認*を受けた建築物は248戸で、市街化区域が188戸で7割半ばを占めています。用途別では、住宅が8割、商業が1割未満、工業は5年間で1件です。

着工の推移をみると、市街化区域は平成25年に一時的に増加しましたが、それ以降前の水準に戻っています。市街化調整区域*は、多少増減していますがほぼ横ばいです。

新築状況図をみると、住宅は町の中心部から市街化区域に広く分布し、商業施設は主要道路の沿道に立地しています。

新築件数の推移

単位：件

都市計画区域	合計	住宅	商業	工業	その他
H23	45	35	2	0	8
H24	43	34	3	0	6
H25	69	60	4	1	4
H26	37	32	2	0	3
H27	54	41	5	0	8
合計	248	202	16	1	29

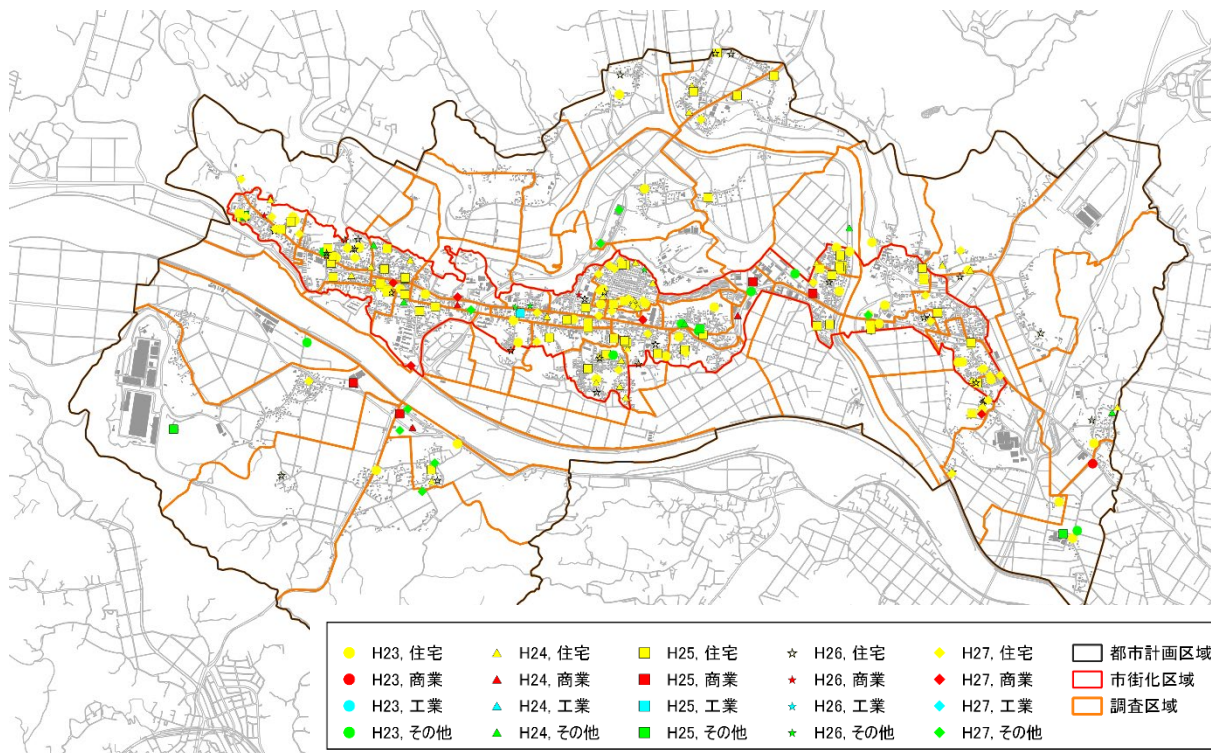
単位：件

市街化区域	合計	住宅	商業	工業	その他
H23	33	26	1	0	6
H24	34	28	2	0	4
H25	58	53	2	1	2
H26	25	20	2	0	3
H27	38	32	4	0	2
合計	188	159	11	1	17

単位：件

市街化調整区域	合計	住宅	商業	工業	その他
H23	12	9	1	0	2
H24	9	6	1	0	2
H25	11	7	2	0	2
H26	12	12	0	0	0
H27	16	9	1	0	6
合計	60	43	5	0	12

新築状況図

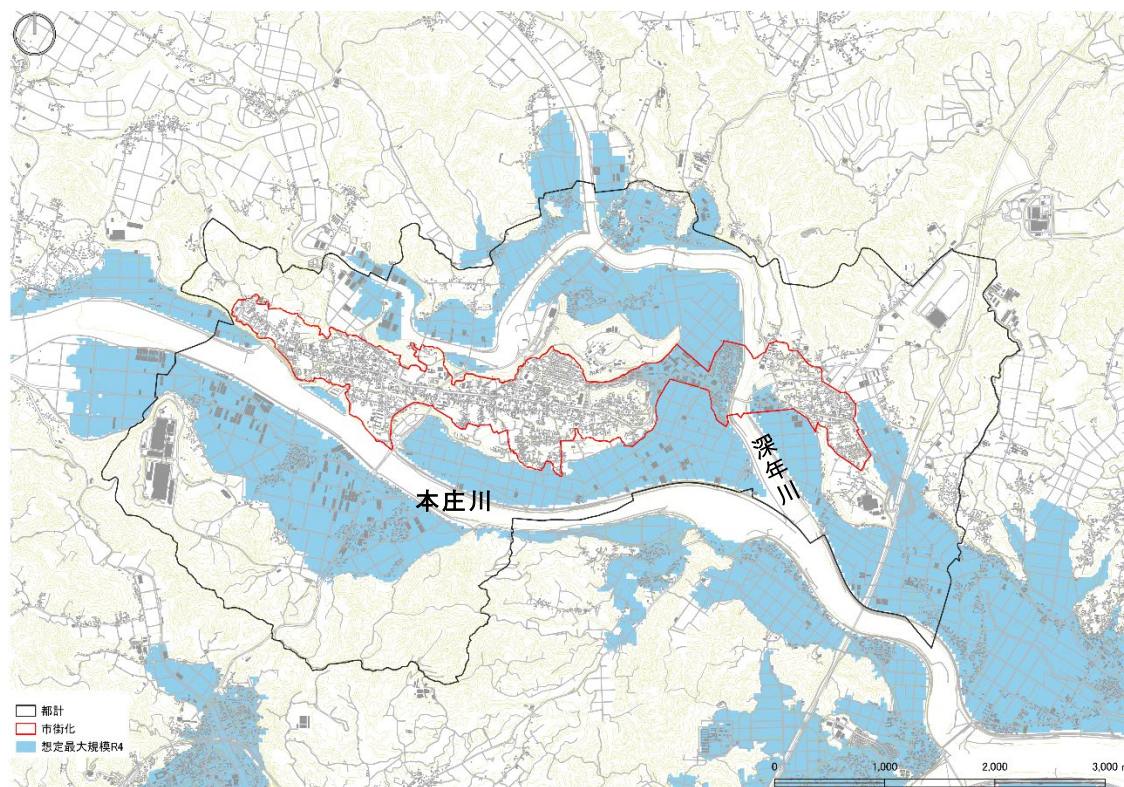


資料：H30 宮崎県都市計画基礎調査（国富町）

⑧ 災害

本町の浸水想定区域は本庄川及び深年川の沿川にあり、都市計画区域の河川沿川に広範囲に想定されています。市街化区域においては、深年川沿川の一部に浸水が想定されています。

洪水浸水想定区域



資料：国土数値情報令和4年洪水浸水区域

本町の河川は、急峻な山地から流れるものが多いため、その河川流域の斜面には急傾斜地が多く、また地質軟弱のため侵食されやすいことから、梅雨や台風期には土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害が発生しています。

令和4年時点における土砂災害特別警戒区域は206か所（土砂災害警戒区域は221か所）が指定されており、これを種類別にみると、土石流20か所（26か所）、急傾斜186か所（189か所）、地すべり0か所（6か所）となっています。

（ ）は土砂災害警戒区域

第1章1節 都市計画の目標

(2) 国富町の課題

国富町の現状及びアンケート調査結果より、課題は大きく7つ挙げられます。なお、アンケート調査結果については資料編に示します。

① 人口減少と少子高齢化

本町の人口は年々減少傾向である一方で、高齢者の割合は増加し続けています。人口減少に歯止めをかけるためには、高齢者だけでなく、若年層の定住促進や子育て世代が住みやすいまちづくりを進めることが必要です。

② 産業の変化

本町は、積極的に企業誘致を進めています。しかし、景気低迷の続く状況下で、安定して産業を供給できる仕組みづくりが求められており、第1次、第2次、第3次産業だけでなく、第6次産業*の促進も必要です。

③ 良好な景観を維持するまちづくり

本町は、本庄川や深年川などの河川や道路沿いに広がる豊かな田園、町民が自然とふれあえる法華嶽公園などの大きな公園があり、自然に囲まれたまちです。

今後もまちと山や川、人がつくりだす田園風景など自然の景観を維持したまちづくりが必要です。

④ 賑わいのまちづくり

食料品や日用品などの日常的な買い物を市街地で行う人も多いですが、病院や福祉・趣味やレジャーで他市町村への流出も多い状況となっています。

町民と行政が協力した賑わいのまちづくりを進めていく必要があります。

⑤ 利便性のよいまちづくり

路線バスが主な公共交通手段ですが、自動車利用の増加に伴って路線バス利用者は減少傾向となっています。将来的な高齢化の進行を踏まえ、新たな公共交通手段の検討と整備及び公共交通事業者との連携体制が必要です。

また、コンパクトなまちづくりを推進するため、市街地整備を推進していく必要があります。

⑥ 誰もが関われるまちづくり

現代では、コミュニティが希薄化しているものの、地元活動に参加することで、まちづくりに関わる機会が増えています。

周辺のコミュニティとの連携、または町民と行政、そしてその地域で活動する企業やボランティア団体等様々な立場の人を交えて、誰もが関われるまちづくり体制を検討していく必要があります。

⑦ 災害に強いまちづくり

近年では、各地で自然災害が多く発生しており、国富町も土砂災害特別警戒区域等が多く存在しています。

危険区域への理解を深めるとともに、防災及び災害発生後の対処を再度確認し対応していくことが必要です。

第1章1節 都市計画の目標

2. まちづくりの重要施策の取組みと達成状況

都市計画マスタープラン策定時に、まちづくりの重要施策として掲げた9つの施策・事業についての取組みと進捗状況について整理し、評価を行いました。

事業期間が短期の重要施策については全て達成しています。中期及び長期の重要施策については達成に向けて取り組んでいます。

重要施策	施策概要	事業期間	進捗状況	評価	今後の取組
① 中央コミュニティセンターの整備	地域住民の主体的なコミュニティ活動を促進するための交流機能や災害時の避難所、臨時駐車場としての機能、スポーツ拠点として整備を図る	短期	平成29年6月完成、8月から運用開始	○	—
② 国富スマートインターチェンジの整備促進	町民の利便性の向上や新たな企業誘致、観光振興の促進などを図るため整備促進を図る	短期	令和元年10月に開通	○	—
③ 公共下水道計画区域の見直し	人口減少や社会情勢の変化により、公共下水道区域の見直しを行い、整備方針を検討し、必要に応じて変更を行う	短期	平成28年11月に全体計画区域を変更 平成29年2月に事業完了年度を変更	○	—
④ 新たな企業の誘致に向けた取組み	町の活性化のために、新たな企業の誘致に向けて、適地選定や整備手法の検討を行う	長期	新たな企業誘致に向けた適地選定を検討中	△	今後も継続して適地選定を行う
⑤ 本庄古墳群の保存に向けた取組み	本庄古墳群保存管理計画を策定し、保存に向けて地域座談会や勉強会などを開催し、住民への理解を深めるとともに、整備や活用についての体制づくりを進め、ルールづくりなどを行う	長期	本庄古墳群保存管理計画に基づき、指定地及び周辺の開発に対応中	△	住民への理解を深めるために勉強会を行い、古墳及び周辺環境の適切な保存を図る
⑥ 景観計画の策定	町の貴重な史跡である古墳を守るために、景観計画の策定を行う。計画策定においては、住民や企業への説明会や懇談会などを行い、合意形成を図る	短期	令和3年3月に国富町景観計画を策定。策定においては、パブリックコメントを実施	○	良好な景観形成に向けて、町民、事業者、行政が連携し、協働した取組みを進める

第1章1節 都市計画の目標

重要施策	施策概要	事業期間	進捗状況	評価	今後の取組
⑦ 都市計画マスタープランの定期的な見直し	社会情勢の変化や事業の進捗等により定期的な見直しを行い、事業の進捗状況や今後の方針等を見直し、時代にあった計画とする	長期	平成30年度に第1回改訂 令和5年度に第2回改訂	△	今後も定期的な見直しを行う
⑧ 都市計画道路横町通線の廃止手続き	都市計画道路横町通線は、都市計画道路見直しにおいて廃止と評価されたため、廃止に向けた手続きを進める	短期	平成29年12月に長期未着手区間100mを廃止	○	—
⑨ 都市計画道路十日町通線の未整備区間の整備検討	都市計画道路十日町通線は、都市計画道路見直しにおいて存続(変更・追加)と評価されたため、整備に向けた検討を進める	中期	整備手法等検討中	△	今後も継続して検討する

短期 (H27～R1 程度)

○達成

中期 (H27～R6 程度)

△進行中

長期 (H27～R17 程度)

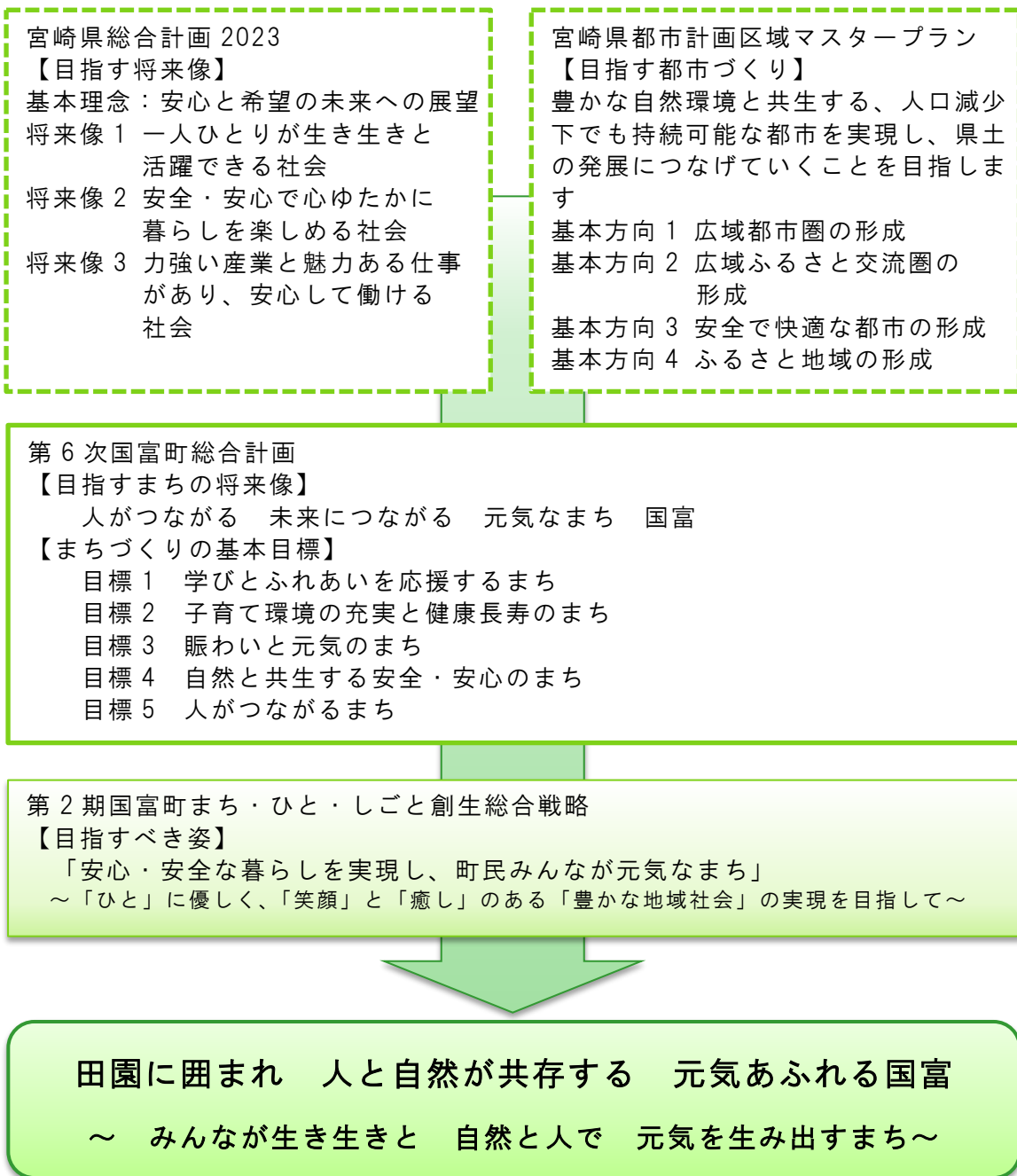
第1章1節 都市計画の目標

3. まちづくりの理念と目標

(1) まちづくりの理念

第6次国富町総合計画では、目指すまちの将来像として「人がつながる 未来につながる 元気なまち 国富」を掲げ、町民一人ひとりが住んでよかった、住み続けたいと思える未来の国富町を築いていこうとしています。また、国富町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しています。

これら上位計画を踏まえ、都市計画マスタープランでは、「田園に囲まれ 人と自然が共存する 元気あふれる国富」をまちづくりの理念とします。



(2) まちづくりの目標

本町では、令和元年度に「第2期国富町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中で町独自の将来の人口の推計を行っています。

人口フレームは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推計値を受けものとし、令和17年を14,469人と設定します。

上位・関連計画の将来人口

単位：人

上位・関連計画	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
第6次国富町総合計画	15,976	14,548			
第2期国富町まち・ひと・しごと創生総合戦略	16,921	15,687	14,469	13,197	11,892
国富町立地適正化計画			14,134		

人口フレーム：14,469人（令和17年）

都市計画区域の人口は、昭和50年からの40年間で1,662人増加しています。内訳は、市街化区域が2,693人増加、市街化調整区域が1,031人減少です。

将来人口の配分は、市街化区域の人口を維持、市街化調整区域の人口を減少とし、基準人口密度を60.0人/haと設定しました。そのため、土地利用フレームは、現在の可住地面積を維持することとします。

区域別の人口推移

単位：人

区域	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成27年	H27-S50
行政区域	19,050	21,161	22,130	21,692	19,606	556
都市計画区域	10,800	12,754	13,666	13,814	12,462	1,662
市街化区域	6,200	9,043	9,177	9,451	8,893	2,693
市街化調整区域	4,600	3,711	4,489	4,363	3,569	▲1,031

資料：H30 宮崎県都市計画基礎調査

土地利用フレーム：現状維持（212.5ha）

第1章1節 都市計画の目標

(3) まちづくりの基本方針

まちづくりの課題、国富町総合計画及び国富町まち・ひと・しごと創生総合戦略における方針などを踏まえ、まちづくりの基本方針を以下の5つに設定します。

基本方針1：市街地拠点の形成

町の拠点を明確にし、主要地方道宮崎須木線沿線の商業施設や行政施設に配慮しながら、市街地拠点を形成します。

基本方針2：豊かな自然と調和した都市空間の形成

市街化区域の周りを囲むように配置されている国富町の豊かな田園風景は、町の特徴であり、恵まれた自然環境です。この自然を肌で感じることでできる都市空間を形成します。

基本方針3：活力ある生活を支える都市基盤の整備

農業、商業、製造業、観光などの産業が高い生産性を持ち、人々が活力ある生活を送れるような都市基盤を形成します。

基本方針4：安心・安全・心健やかな都市空間の形成

高齢者や障がい者、新たな定住者、町外からの来訪者すべての人が安心して住み、訪問でき、安全と感じる都市空間を形成します。

基本方針5：住みやすい生活環境の形成

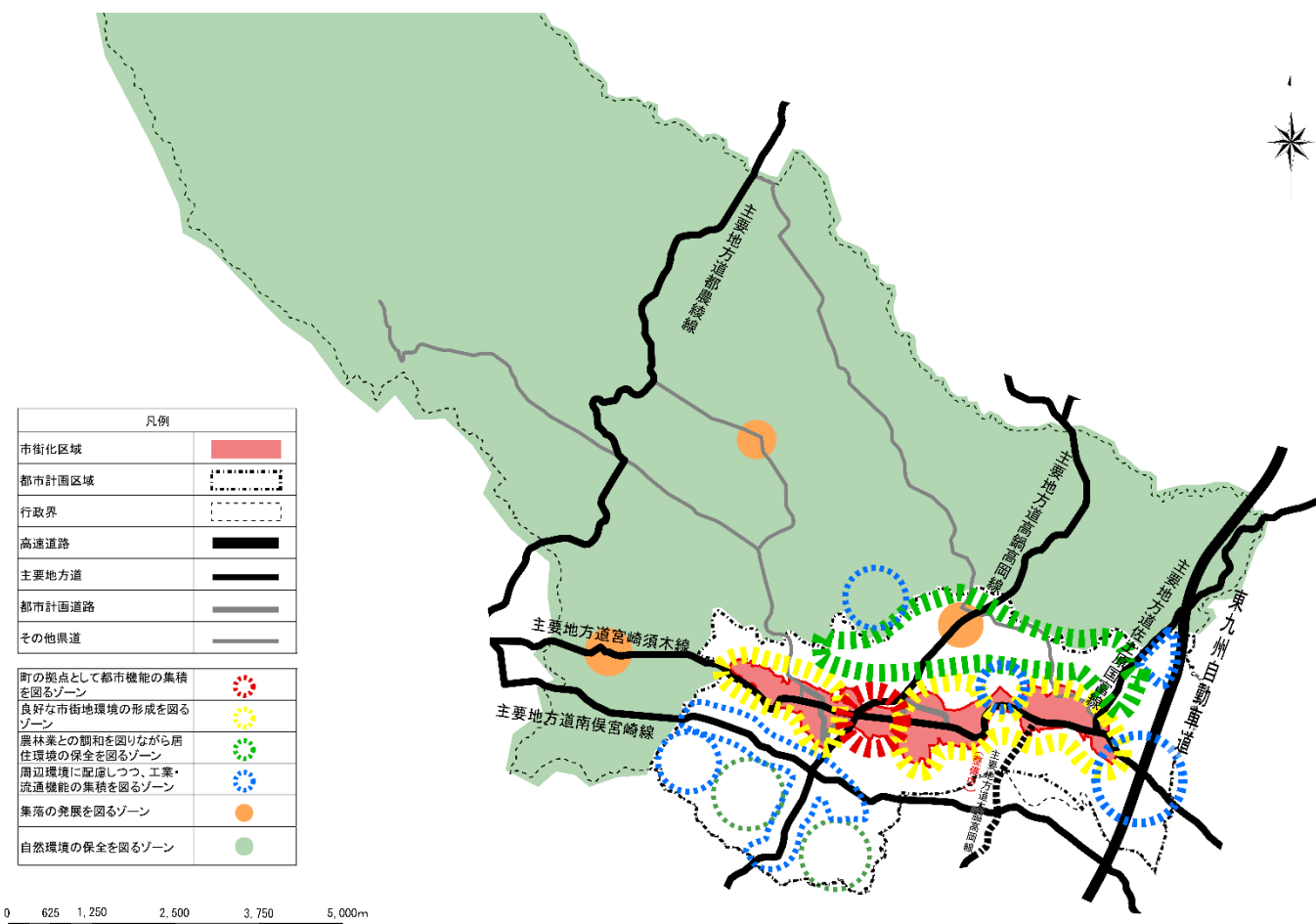
安全で快適な都市生活を支える身近な道路や公園、そして自然と触れ合える交流空間が整った生活環境を形成します。

4. 将来都市構想

(1) 全体都市構想

都市計画区域を含む本町全体について、以下のような土地利用構成を目指します。

- 本町の拠点機能の集積を図る都市核ゾーンを配置します。
- 都市核ゾーンを除く市街化区域は、住宅を中心としながら本町の主要となる諸機能の立地誘導を図る良好な市街地ゾーンの形成とします。
- 本町の豊かな田園と美しい森林を活かし、農業・林業との調和を図りつつ都市的土地利用との調整を行うゾーンの形成を図ります。
- 田尻地区の工業エリアや東九州自動車道沿線の工業エリア、国富スマートインターチェンジ周辺、太田原・宮王丸地区の工業専用地域周辺、八幡迫周辺等を、工業・流通の拠点として施設誘導を図るゾーンの形成を目指します。
- 北西部の豊かな緑地空間を保全するとともに、レクリエーション空間として活用するゾーンの形成を図ります。また、集落においては、コミュニティの維持を目指します。



第1章1節 都市計画の目標

(2) 都市計画区域内の将来都市構想

現在の都市計画区域内については、「拠点」「ゾーン」「軸」を設定し、以下のような機能構成、土地利用構成を目指します。

① 拠点

➤ 市街地機能拠点

町役場や文化会館、小学校等の公共施設の他、商業施設が立地している地点を市街地機能拠点と位置づけます。



国富町役場

➤ 良好な住居拠点

国富町では、区画整理事業により六日町と新堀が整備されたことにより、持ち家等の増加が進みました。また、国富スマートインターチェンジ周辺には、大規模な既存集落が立地しています。これらを、住みやすい環境、周辺田園へ配慮した良好な住居拠点と位置づけます。



六日町土地区画整理事業

➤ 工業・流通拠点

国富町には、田尻工業団地や SIC パワー半導体生産工場等の工業系施設が多く立地しています。これら工業施設の立地している周辺や工業専用地域周辺、国富スマートインターチェンジ周辺を工業・流通拠点と位置づけます。



田尻工業団地

② ゾーン

➤ 中心商業業務ゾーン

主要地方道宮崎須木線と都市計画道路嵐田通線の接する地点は、町の中心として商業や公共施設等が立地しています。

そのため、2路線が接する箇所周辺を中心商業業務ゾーンと位置づけます。



仲町地区

➤ 沿道商業業務ゾーン

市街化区域の中で主要地方道宮崎須木線沿線は、町の商業系施設が多く立地しているため、沿道商業業務ゾーンと位置づけます。



六日町地区

➤ 良好な住宅市街地ゾーン

市街化区域内の住宅地については、商業系ゾーンとの隣接等により住宅だけでなく商業も立地しています。また、市街化調整区域の沿道には、大規模な既存集落が立地しています。これらの箇所を良好な住宅市街地ゾーンと位置づけます。



六日町東地区

➤ 工業・流通ゾーン

都市計画区域内の比較的規模の大きい工場が立地している周辺及び、太田原・宮王丸地区の工業専用地域周辺、国富スマートインターチェンジ周辺を工業・流通ゾーンと位置づけます。



太田原地区

➤ 緑地保全ゾーン

市街化区域を取り囲む田園や森林は、国富町の豊かな自然景観であるため、田園及び森林の維持・保全を促進する緑地保全ゾーンと位置づけます。



仮屋原地区

第1章1節 都市計画の目標

③ 軸

➤ 広域骨格軸

宮崎県の東部を縦断する東九州自動車道は、周辺の市町村をつなぐ広域骨格軸として位置づけます。



東九州自動車道

➤ 地域骨格軸

町を南北に縦断する主要地方道高鍋高岡線及び町を東西に横断する主要地方道宮崎須木線は、人々の生活に重要な道路です。

主要地方道高鍋高岡線を地域骨格軸（南北軸）、主要地方道宮崎須木線を地域骨格軸（東西軸）と位置づけます。



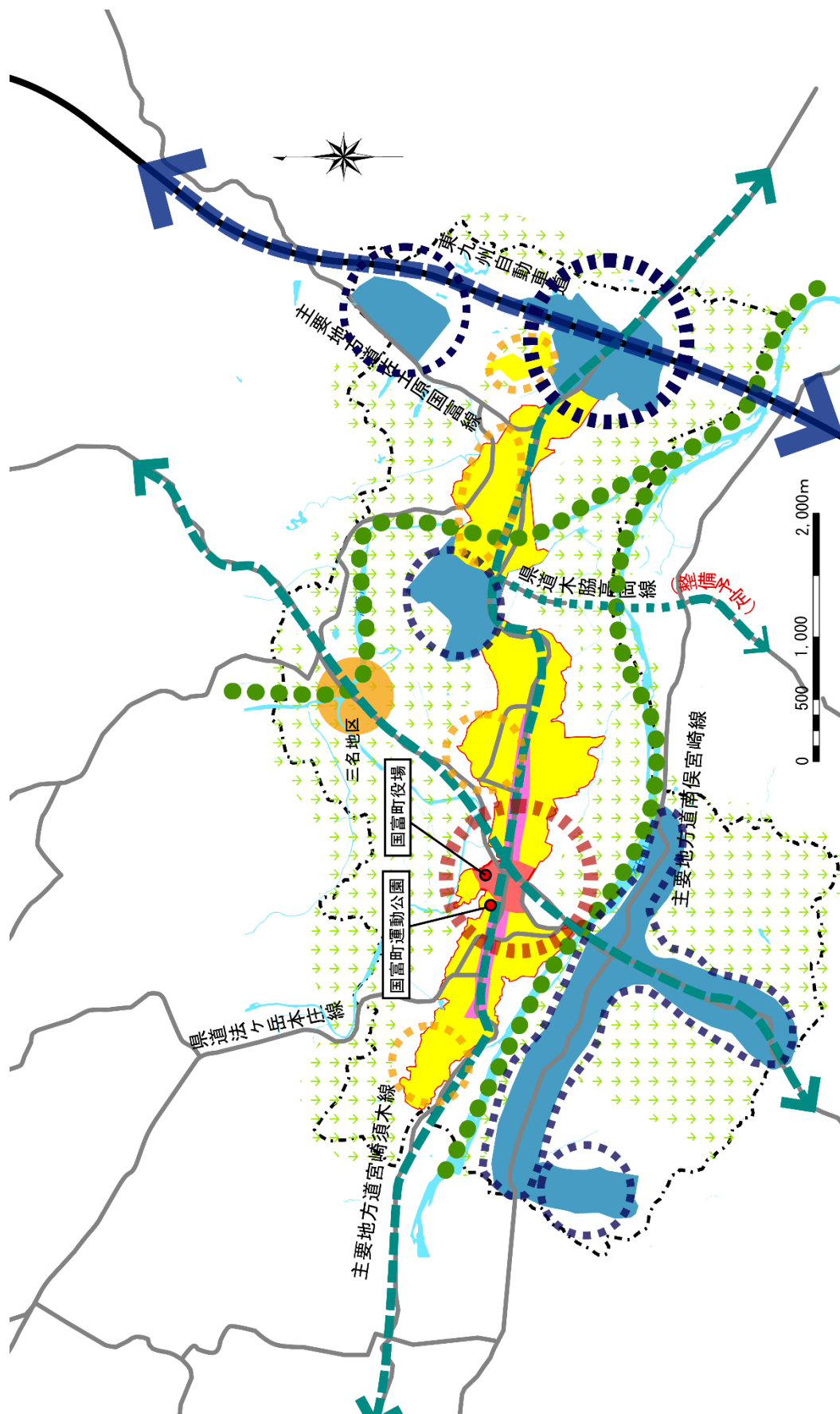
本庄トンネル

➤ 水と緑の軸

一級河川本庄川や深年川の豊かな水辺空間を、親水だけでなく自然の中の歩行空間として、親しみのある水と緑の軸と位置づけます。



法華嶽公園



第1章2節 まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

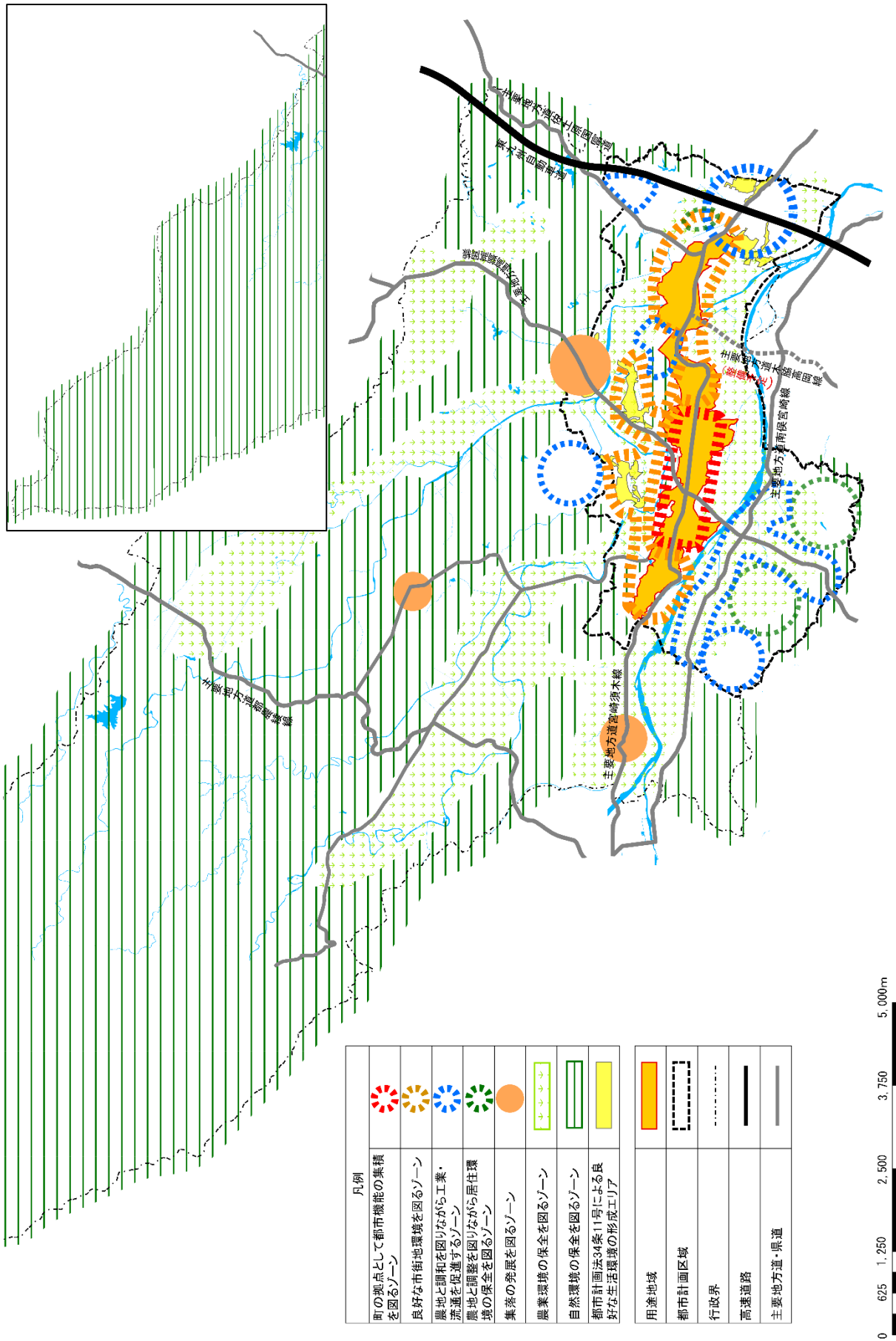
土地利用の方針においては、市街地として積極的に整備する市街化区域と市街化を抑制し優れた自然環境等を守る市街化調整区域、町全体の大きく3つの項目で土地利用の方針を定めます。また、市街化区域においては、住宅地や商業業務地など用途の違いによる方針を定めます。

項目	方針
市街化区域 (住宅地)	<ul style="list-style-type: none">□ 市街化調整区域の豊かな田園と共存するために、良好な住環境の維持に努めます。□ 六日町東は、低密度及び中密度の土地利用を図り、中層の良好な住環境の維持に努めます。
市街化区域 (商業業務地)	<ul style="list-style-type: none">□ 主要地方道宮崎須木線沿線の商業機能の充実と環境整備を図るとともに、魅力ある歩行空間の形成に努めます。□ 多様な施設機能を集積し、新たな施設の市街地への誘導に努めます。□ 主要地方道宮崎須木線沿線は、中密度利用を図ります。
市街化区域 (工業地・ 流通業務地)	<ul style="list-style-type: none">□ 太田原・宮王丸地区の工業専用地域は、公害防止や周辺住宅地の環境に十分配慮しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努めます。□ 新たな工業企業の誘致に向けて、市街化区域内の空き地や未利用地の利用を図ります。
市街化区域 (その他)	<ul style="list-style-type: none">□ 計画的な住宅地整備を念頭に、良好な居住空間の確保、居住環境や防災性の向上に努めます。□ 空き家・空き店舗等の活用の方向性を検討し、街なか居住を目指します。□ 空き家・空地、低・未利用地の混在する区域については、開発行為や地区計画などを活用しながら、居住環境の改善・再生に努めます。□ 交流人口の増加を目的に、街並みの整備や交通アクセスの向上、商業政策との連携に努めます。□ 地区計画などによる土地の高度利用に努めます。□ 建築協定や都市づくりのルール化を町民とともに考え、連携を図り、魅力あるまちづくりを目指します。□ 大雨等による浸水被害軽減を図るため、道路や公園等による雨水流出の抑制に努めます。

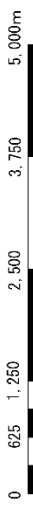
第1章2節 まちづくりの方針

項目	方針
市街化調整区域 (工業地・ 流通業務地)	<ul style="list-style-type: none"> □ 田尻地区の工業地周辺は、周辺の良い田園に配慮した環境整備に努めます。 □ 国富スマートインターチェンジ周辺は、地区計画の活用などにより計画的で秩序ある土地利用を図ります。 □ 太田原・宮王丸地区の工業専用地域周辺は、市街化区域への編入や地区計画の活用を検討します。 □ 新たな工業・流通業務用地を確保する上で、市街化区域内で対応しきれない場合は、周辺の山林や農地の環境に配慮した整備を行うとともに、市街化区域への編入や地区計画の活用を検討します。
市街化調整区域 (住宅地、集落)	<ul style="list-style-type: none"> □ 国富スマートインターチェンジ周辺、大規模既存指定集落区域及びその周辺については、無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、集落の維持、活性化、地域振興を目的とした計画的な市街化区域への編入や地区計画の活用による良好な居住環境の整備を検討します。 □ 集落の維持・活性化が必要な区域は、必要に応じ、都市計画法第34条第11号に基づく開発許可基準の適用を推進します。
市街化調整区域 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> □ 農用地区域の指定及び各種農業施策と都市計画との調整・連携を図り、良好な田園として農地の保全、景観の保全・維持に努めます。 □ 山林(国有林を含む)を積極的に維持保全し、森林資源及び自然環境・景観の保全を図ります。 □ 災害危険箇所や貴重な自然環境を有する箇所の土地利用の制限に努めます。 □ 河川整備を行う場合は、地域の自然環境や水資源を損なわないよう配慮し、町民が水と親しめる空間の創出を目指します。
町全体	<ul style="list-style-type: none"> □ 公共施設等個別施設計画及び長寿命化計画により、公共施設等の適切な維持に努めます。 □ 地域により福祉や医療等の施設が不足している場合は、施設配置の検討や他地域と連携した交通手段等の確保に努めます。 □ 教育文化等の施設との連携や、交通利便性の高い地域への配置に努め、若者が地元で定着するまちづくりを目指します。 □ 人口減少や高齢社会において、社会インフラの整備や維持管理の行政サービスを継続していくために、投資すべきインフラと財政とのバランスが重要であることから、財政の視点にたった都市経営に努めます。 □ 都市計画区域外の八幡迫周辺において、新たな工業・流通業務用地の整備を検討します。

第1章2節 まちづくりの方針



凡例	
町の拠点として都市機能の集積を図るゾーン	
良好な市街地環境を図るゾーン	
農地と調和を図りながら工業・流通を促進するゾーン	
農地と調和を図りながら居住環境の保全を図るゾーン	
集落の発展を図るゾーン	
農業環境の保全を図るゾーン	
自然環境の保全を図るゾーン	
都市計画法34条11号による良好な生活環境の形成エリア	
用途地域	
都市計画区域	
行政界	
高速道路	
主要地方道・県道	



2. 都市施設の方針

(1) 交通施設

交通施設について、以下のような方針でまちづくりを進めます。

項目	方針
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □ 公共交通網の整備に努めるとともに、今後増加する高齢者をはじめとした移動困難者への対応として、公共交通機関の維持・確保を図ります。 □ ライフサイクルコスト*を考慮した戦略的な維持管理に努め、バリアフリー*及びユニバーサルデザイン*に配慮した交通環境の整備を目指します。 □ 主要な幹線道路の整備を促進し、産業振興や広域交流の活性化を図ります。 □ 都市計画道路や生活道路の整備により、町内道路網の形成を図ります。 □ 歩いて暮らせるまち、健康づくりのまちづくりのため、まちの魅力や求心力を向上させる街路環境に努めます。 □ 避難路となる道路や集落間を連絡する道路は、安全性向上のため、広い幅員確保に努めます。
主要な施設の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> □ 主要地方道宮崎須木線及び主要地方道高鍋高岡線を地域骨格軸と位置づけ、東九州自動車道を広域骨格軸として、よりよい道路空間の創出に努めます。 □ 東九州自動車道の全線開通と4車線化を促進します。 □ 医療・防災拠点へのアクセス道路整備や道路の安全性向上のための改良を促進します。 □ 都市計画道路の長期未着手区間の整備に向けた検討を推進します。 □ 狭あい道路の拡幅・改良により、安心・安全な道路空間の確保に努めます。 □ 公共交通機関の空白地域の解消対策や路線の見直しを検討します。
主要な施設の整備目標	<ul style="list-style-type: none"> □ 東九州自動車道の全線開通と4車線化の促進 □ 県道木脇高岡線の整備促進 □ 主要地方道宮崎須木線の歩道整備促進 □ 県道法ヶ岳本庄線の十日町交差点改良促進 □ 都市計画道路の長期未着手区間の整備検討、整備推進 □ 狭あい道路の拡幅・改良推進

(2) 下水道及び河川

下水道及び河川について、以下のような方針でまちづくりを進めます。

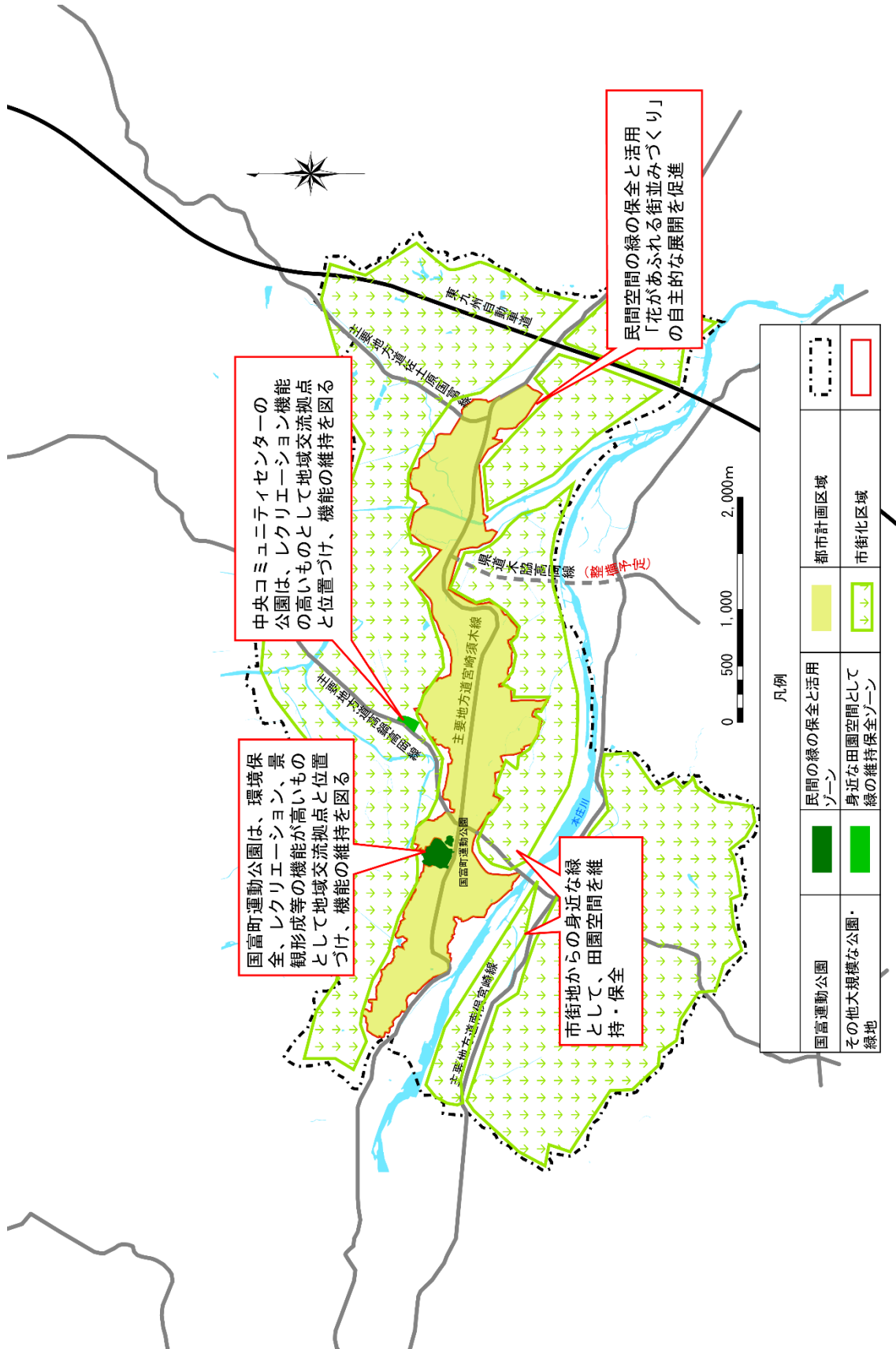
項目	方針
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □ 公共下水道事業認可区域内における下水道接続率の向上に努めます。 □ 健康で快適な生活を確保するために、合併処理浄化槽*の設置普及に努めます。 □ 治水機能を満足しながら、本庄川や深年川の河川敷を活用したレクリエーション機能の整備充実を図ります。 □ 都市施設整備を行う際には、雨水貯留・浸透施設や透水性舗装などによる流出量の抑制に配慮した工法の積極的な導入を検討します。 □ 河川の防災・治水対策は、下水道と連携し、災害危険度が高い地域は、土地利用を制限する方策についても併せて検討を行います。
主要な施設の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> □ 公衆衛生の向上、住環境の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置に努めます。 □ 自然災害及び施設の老朽化に対応し、適切な維持管理に努めます。 □ 魅力である田園を活かし、治水・利水・環境の観点を念頭に置いた河川整備に努めます。
主要な施設の整備目標	<ul style="list-style-type: none"> □ 国富浄化センターにおいて、し尿等前処理施設の整備を推進します。

(3) 公園、緑地等

公園、緑地等について、以下のような方針でまちづくりを進めます。

項目	方針
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> □ 国富町運動公園及び中央コミュニティセンター公園は、町民のスポーツ・レクリエーションの場、交流の場として地域交流拠点に位置づけます。 □ 公園、緑地等の整備、保全にあたっては、都市計画区域を囲む良好な田園と森林など自然環境とのつながりを考慮します。 □ 町民が安全・安心・快適に過ごすことのできる空間として、ニーズに応じた公園の整備に努めます。 □ 世代に関係なく利用できる空間として、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した公園整備に努めます。 □ 公園だけでなく、空き地や未利用地を活用した緑地空間を確保し、防災機能の強化に努めます。
主要な施設の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> □ 市街地内の緑地を、道路や学校空間と連続させ、町民による「花があふれる街並みづくり」の自主的な展開を促進し、市街地内の環境保全ネットワーク*形成を目指します。 □ 都市計画区域外の法華嶽公園や河川と連携し、広域なレクリエーション機能を有した公園や緑地の維持・保全に努めます。 □ 市街地内の空き地等を一次避難地等の拠点として整備を検討します。 □ 田園空間を町の豊かな自然空間として維持保全に努めます。 □ 国富町運動公園は、環境保全、レクリエーション、景観形成等の機能が高いものと位置づけ、機能の維持に努めます。

第1章2節 まちづくりの方針



(4) その他都市施設

その他都市施設について、以下のような方針でまちづくりを進めます。

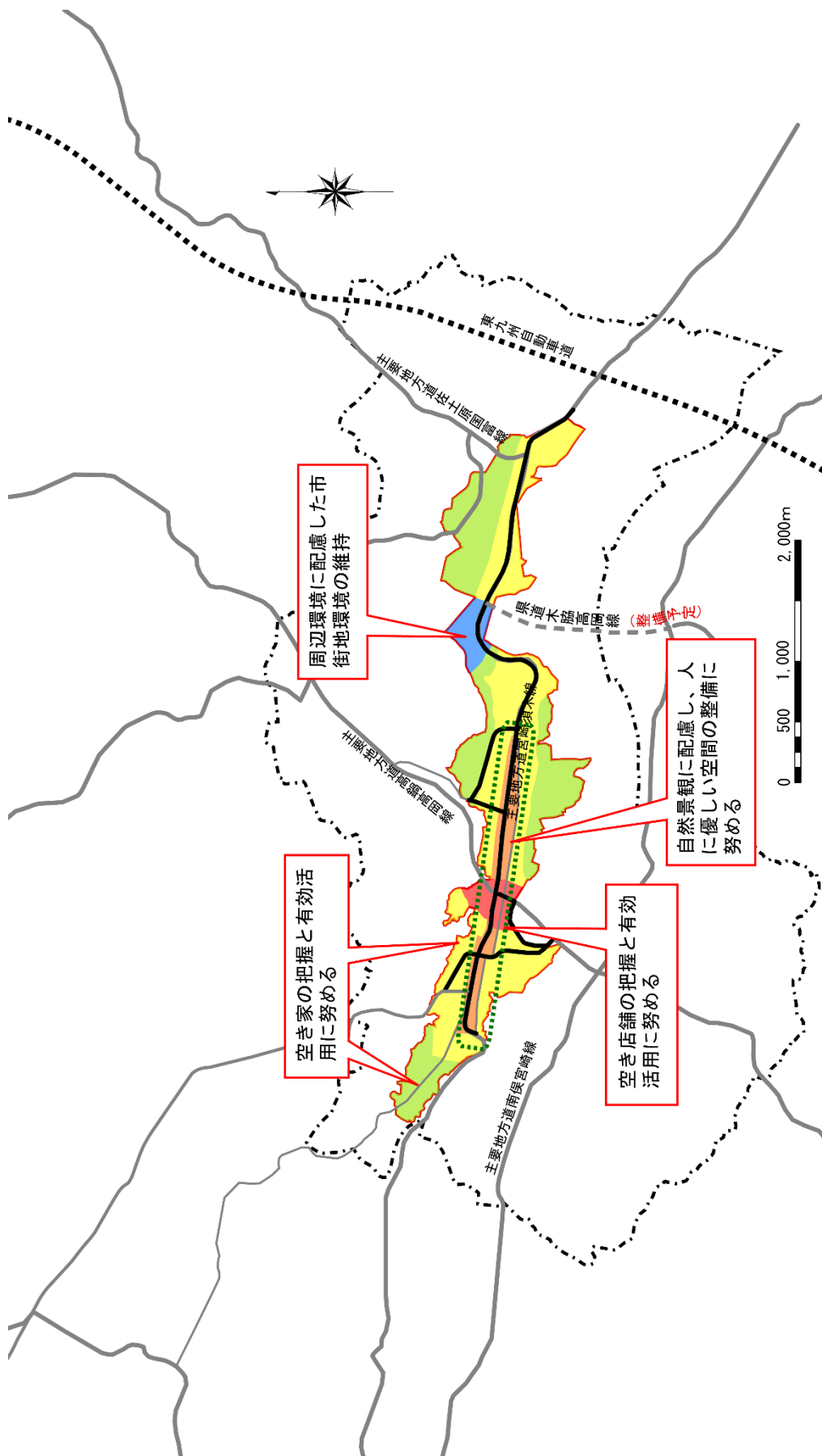
項目	方針
基本方針	<ul style="list-style-type: none">□ 水道・電気等は、安定した供給を図るとともに、災害時におけるライフライン*としての機能向上に努めます。□ エコクリーンプラザみやざきの適正な利用を促進し、ガレキ等破碎物等は、一般廃棄物埋立処分場の適切な利用促進に努めます。
主要な施設の配置方針	<ul style="list-style-type: none">□ 災害発生時のライフライン確保の重要性から、供給処理施設の配置にあたっては、災害発生の高危険度の高い地域を避けるとともに、周辺の自然景観に配慮した計画に努めます。

第1章2節 まちづくりの方針

3. 市街地整備の方針

市街地整備について、以下のような方針でまちづくりを進めます。

項目	方針
中心商業業務ゾーン	<ul style="list-style-type: none">□ 空き店舗や空き家の把握や有効利用の推進に努めます。□ バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備に努めます。
沿道商業業務ゾーン	<ul style="list-style-type: none">□ 空き店舗や空き家の把握や有効利用の推進に努めます。□ 自然景観に配慮し、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備に努めます。
一般住宅市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none">□ 町民と合意形成を図りながら、良好な居住環境形成に関わるルールづくりと良質な都市施設整備を一体的に目指します。□ 防災上及び緑地を創出するため、空き地の有効活用に努めます。□ 店舗等の立地を認めつつ、住環境の保護に努めます。
専用住宅ゾーン	<ul style="list-style-type: none">□ 町民と合意形成を図りながら、良好な居住環境形成に関わるルールづくりと良質な都市施設整備を一体的に目指します。□ 優れた住環境の形成を目標とし、店舗や事務所等の立地抑制に努めます。
工業・流通ゾーン	<ul style="list-style-type: none">□ 隣接する専用住宅ゾーンや周辺の豊かな田園や自然環境に配慮し、良好な市街地環境の形成を図ります。
市街化区域全体	<ul style="list-style-type: none">□ 中心市街地の主要地方道宮崎須木線沿線は、商店街の活性化及び商業集積を支える施設の整備や、それと一体的に行うソフト事業を積極的に目指します。□ 市街化区域は基本的に拡大を抑制しますが、拡大する必要がある場合は、事前に区域内の空き地・未利用地の状況を確認した上で行い、周辺の山林や田園等に配慮したものとします。□ 都市全体の総合的な都市づくりの観点から必要と判断される場合にのみ事業の実施を検討します。



凡例

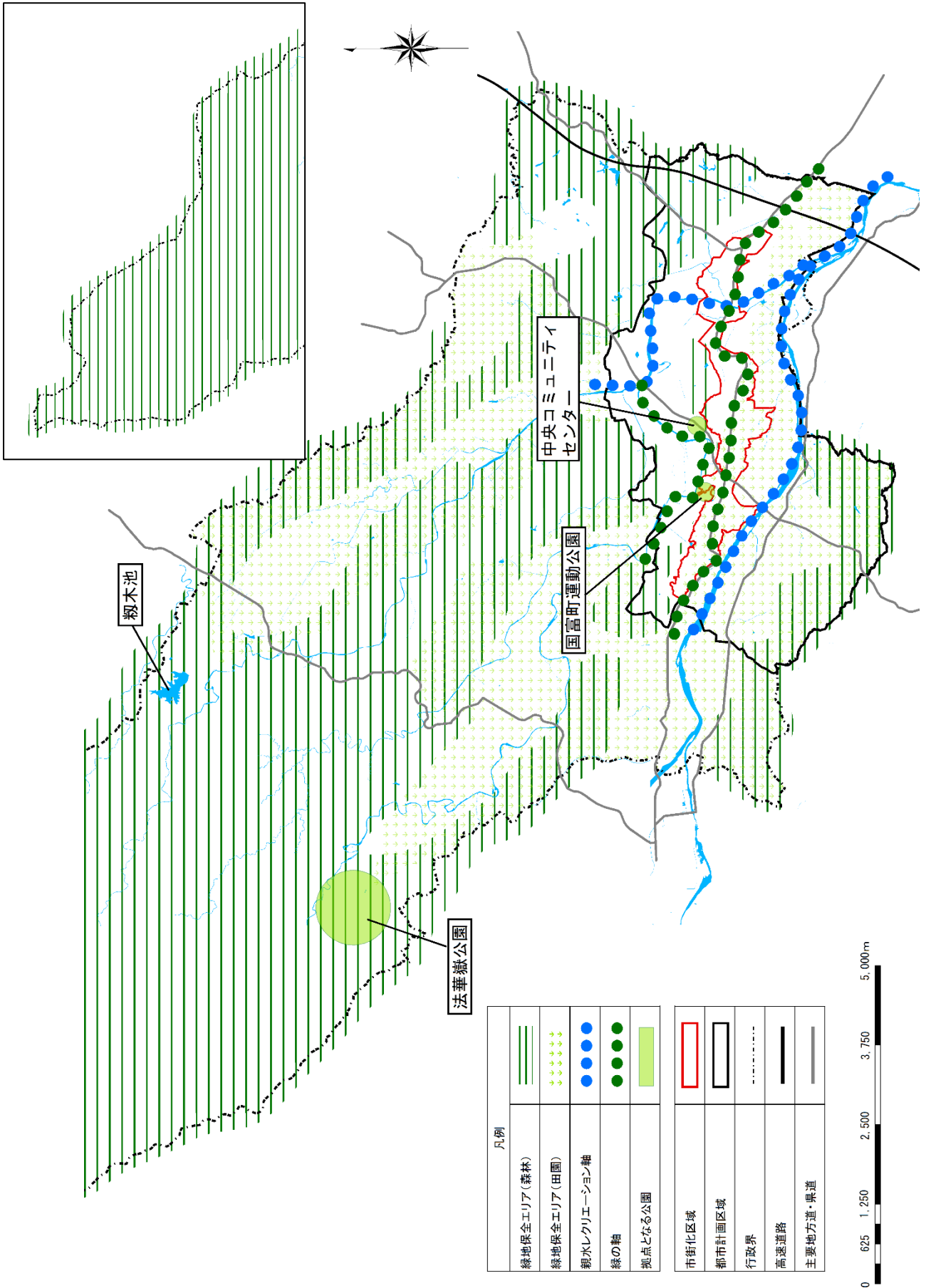
中心商業業務ゾーン	工業・流通ゾーン	主要地方道	都市計画区域
沿道商業業務ゾーン	人に優しい、自然に優しい歩行空間エリア	その他県道	市街化区域
一般住宅市街地ゾーン	都市計画道路	その他の道路	
専用住宅ゾーン	高速道路		

第1章2節 まちづくりの方針

4. 自然環境保全の方針

自然環境保全について、以下のような方針でまちづくりを進めます。

項目	方針
基本方針	<ul style="list-style-type: none">□ 本庄稻荷神社等の緑地を身近な緑として保全に努めます。□ 主要な道路や公園・広場の緑化により、自然的環境ネットワークの形成に努めます。□ 田園、河川、森林などを、環境保全系統の自然環境として位置づけ、保全を目指します。□ 公園や広場、河川敷等は、広域的な環境保全ネットワークの形成に努めるとともに、住民の環境学習や余暇活動の場及び観光資源として積極的に活用を行います。
主要な緑地等の配置	<ul style="list-style-type: none">□ 生き物の生息する環境保全ネットワークの形成を図ります。□ 雨水の保水機能及び土砂の流出を防止する森林などは、環境保全上重要な役割を果たす緑地として、積極的に保全します。□ 町の特色である田園や一級河川本庄川、その他美しい自然的景観や緑地の保全に努めるとともに、市街地の緑地も良好な都市環境を維持する自然的環境として維持保全に努めます。□ 本庄川及び深年川を環境保全系統の軸となる河川緑地として位置づけ、保全に努めます。□ 法華嶽公園等、全ての町民が安全・安心・快適に過ごすことのできる空間として、広域的なレクリエーション系統の自然的環境の保全・活用を目指します。□ 河川や沿道の緑地などは、景観構成系統の軸として保全・整備に努めます。
実現のための具体的な都市計画制度	<ul style="list-style-type: none">□ 八代地域の森林は、法令との調整を図りながら、必要に応じて土地利用規制を指定するなどの検討を図ります。□ 土砂災害特別警戒区域に指定されている地域は、都市計画法以外の関連法令との調整・連携を図ります。□ 既往浸水被害区域に指定されている地域は、治水対策との調整・連携を図ります。
主要な緑地等の確保目安	<ul style="list-style-type: none">□ 中央コミュニティセンターの広場は、地域交流の場、防災拠点等の複数の機能を保有し、町民に親しまれる広場として緑化に努めます。

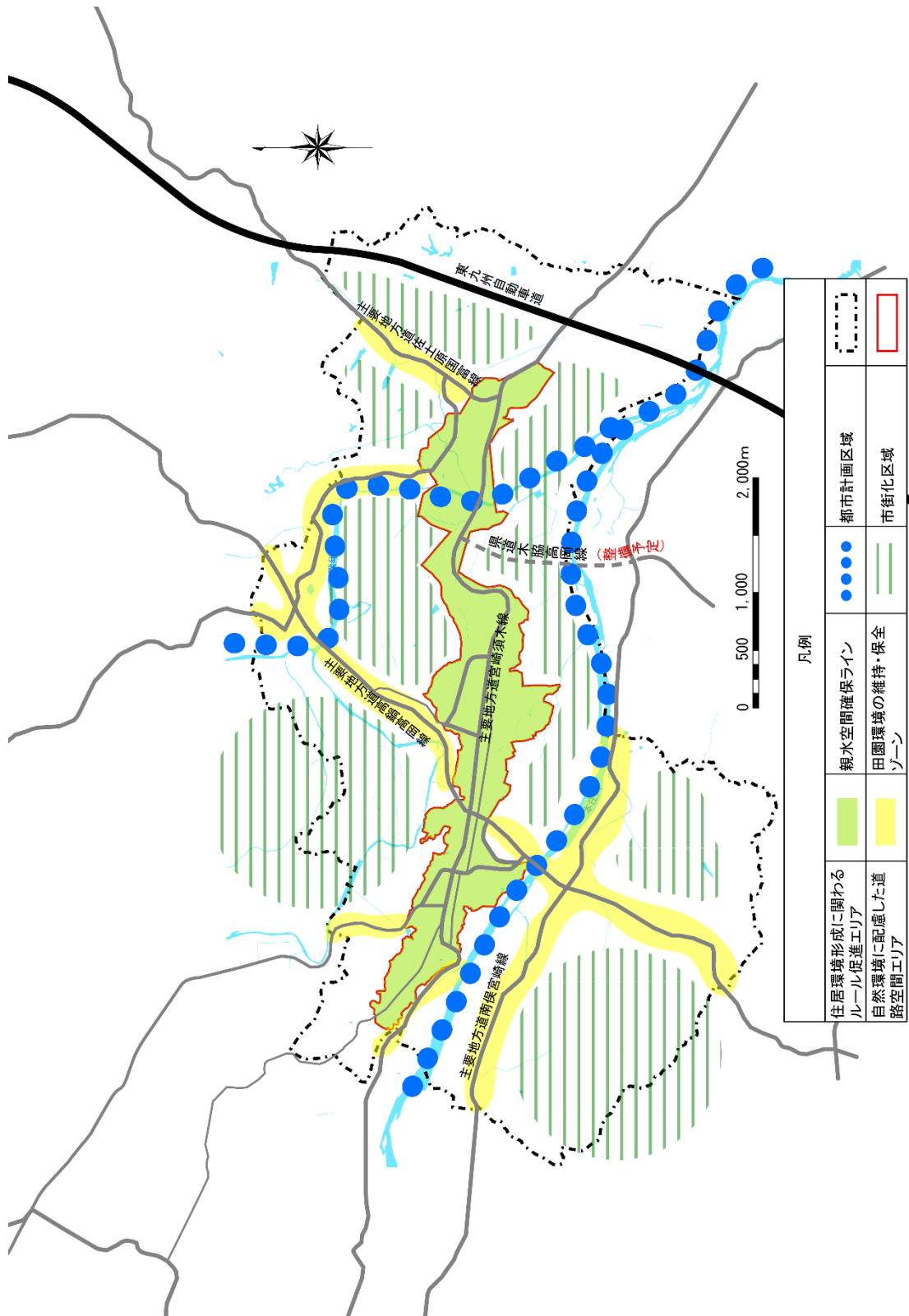


第1章2節 まちづくりの方針

5. 都市環境形成の方針

都市環境形成について、以下のような方針でまちづくりを進めます。

項目	方針
基本方針	<ul style="list-style-type: none">□ 国富町全域に広がる豊かな田園と美しい森林、水辺空間を保全します。□ 脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電などの自然エネルギーの活用や普及に取り組めます。
市街地	<ul style="list-style-type: none">□ 市街化区域は基本的に拡大を抑制しますが、拡大が必要となる場合は、農林業との調和を図った上で、土地区画整理事業などによる計画的な市街地整備を図ります。□ 地区計画*や緑地協定*などの良好な居住環境形成に関わるルールづくりと良質な都市施設整備を一体的に図ります。□ 市街地内で整備を行う場合は、緑化を推進し、国富らしい豊かな自然に配慮した環境負荷の低減策を図ります。
自然地	<ul style="list-style-type: none">□ 自然や生きものとのふれあいを通じた環境学習やレクリエーションの場、観光資源として、保全・活用します。□ 道路や河川沿いの緑化を推進し、環境保全ネットワークの形成を図ります。
交通施設	<ul style="list-style-type: none">□ 道路の整備にあたっては、自然環境に与える影響を十分考慮するとともに周辺環境と同化するよう緑化に努めます。
下水道及び河川	<ul style="list-style-type: none">□ 下水の処理水については、再利用するなど水循環の形成に努めます。□ 生き物の生息・生育環境にも配慮した多自然川づくりを今後も推進し、親水空間の確保に努めます。
公園・緑地等	<ul style="list-style-type: none">□ 市街地の田園は、国富の自然的魅力であり、豊かな自然空間として活用するため、景観の維持を図ります。□ 市街地の周辺の田園は、自然景観の要素、良好な都市環境を維持する空間として保全に努めます。



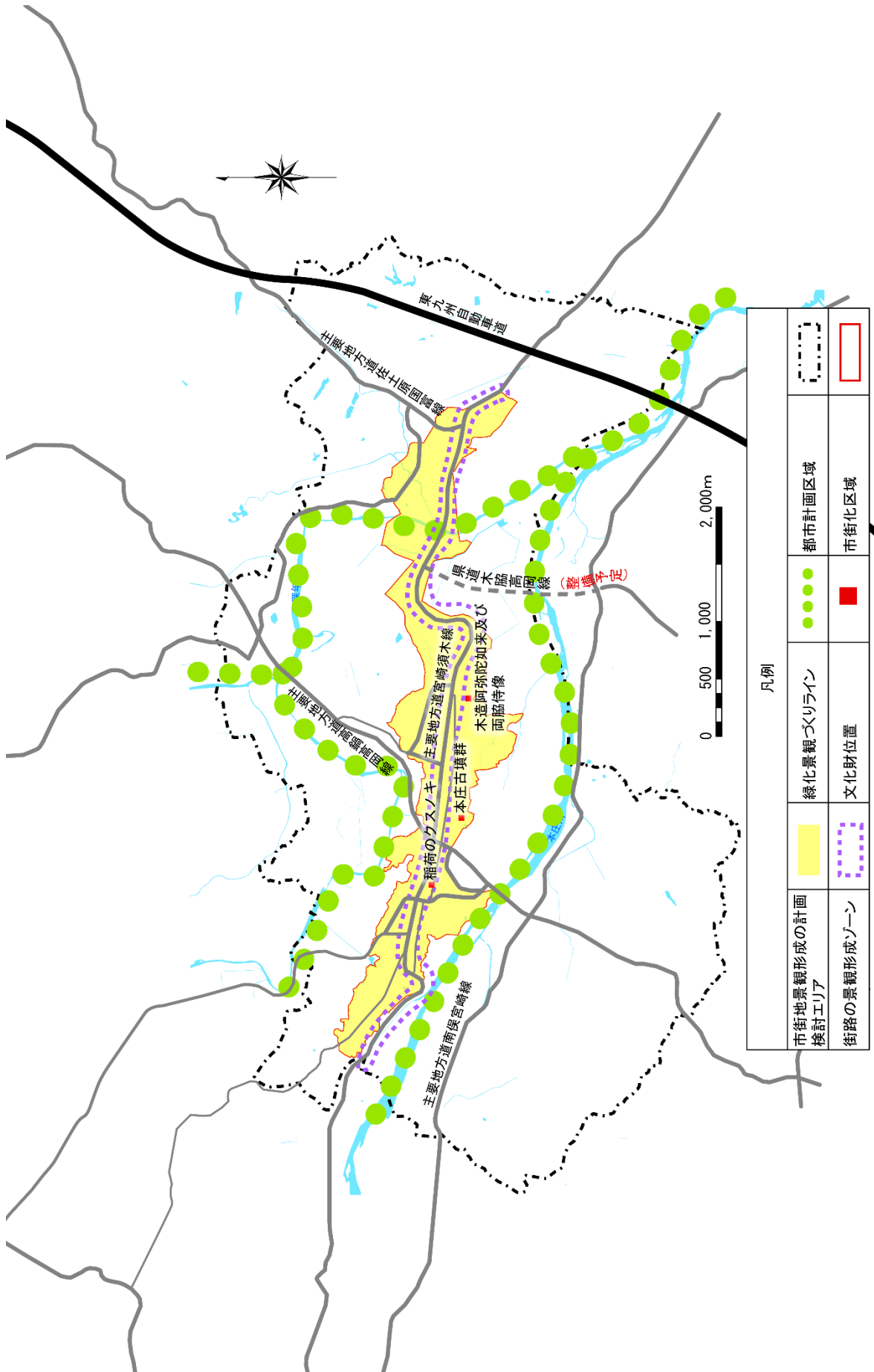
第1章2節 まちづくりの方針

6. 都市景観形成の方針

都市景観形成について、以下のような方針でまちづくりを進めます。

項目	方針
基本方針	<ul style="list-style-type: none">□ 都市景観や農山村、本庄古墳や本庄稻荷神社等の歴史・文化に関する景観の分野での取り組みを進め、更なる郷土の美化を目指します。□ 景観に対する住民意識の啓発、地元組織への活動支援などの施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設においても景観に配慮したものとなるよう先導的な取り組みを行うよう努めます。
市街地	<ul style="list-style-type: none">□ 地域骨格軸である主要地方道宮崎須木線沿線は、周辺住環境及び田園風景へ配慮し、秩序ある景観の維持に努めます。□ 本庄古墳群周辺は、歴史的・文化的遺産と調和を図り、古墳を保存するとともに、古墳を活用したまちなみの保全を目指します。
自然地	<ul style="list-style-type: none">□ 国富町の特色である田園や一級河川本庄川、深年川の豊かな水辺空間は、親水だけでなく自然の中の歩行空間として、自然景観や緑地の保全に努めます。□ 市街地を囲むように配置された豊かな田園風景などは、自然環境と調和した適切な維持保全に努めます。
交通施設	<ul style="list-style-type: none">□ 主要地方道等の交通量の多い道路や景観を阻害する箇所の電線等の地中埋設を図ります。□ 魅力的な空間の創出及び安全な歩行空間の創出のため、町民と合意形成を図りながら歩道や旧道のカラー舗装化等に努めます。□ 市街地周辺の自然環境と連動させた空間を創出するため、街路樹の管理に努めます。
下水道及び河川	<ul style="list-style-type: none">□ 堤防を散歩やエクササイズウォーキングが楽しめるような活用に努め、緑化により景観づくりを目指します。
公園・緑地等	<ul style="list-style-type: none">□ 民間空間における緑化の促進を検討し、身近な緑地を保全・活用に努め、市街地内の緑のネットワークの形成を目指します。

第1章2節 まちづくりの方針

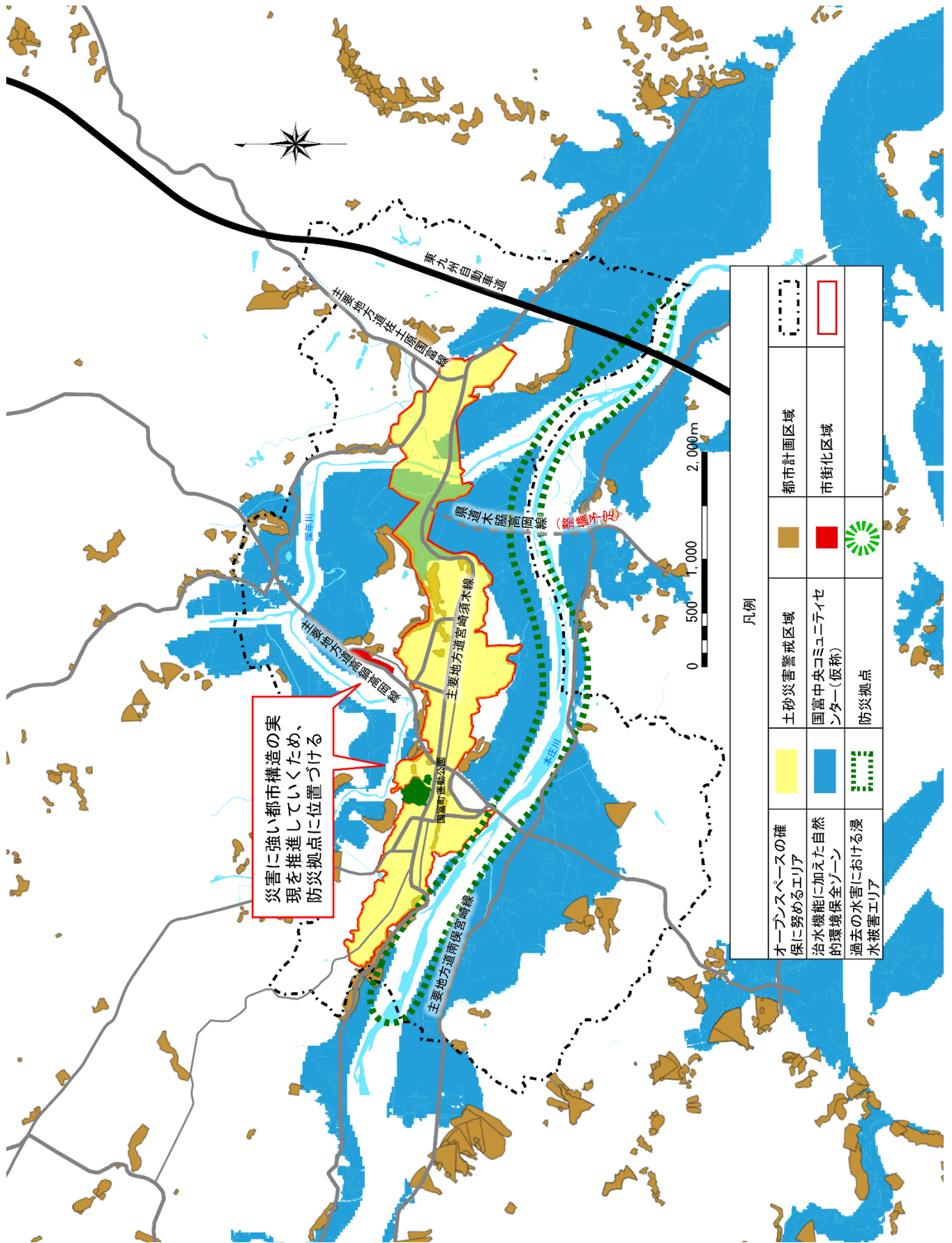


第1章2節 まちづくりの方針

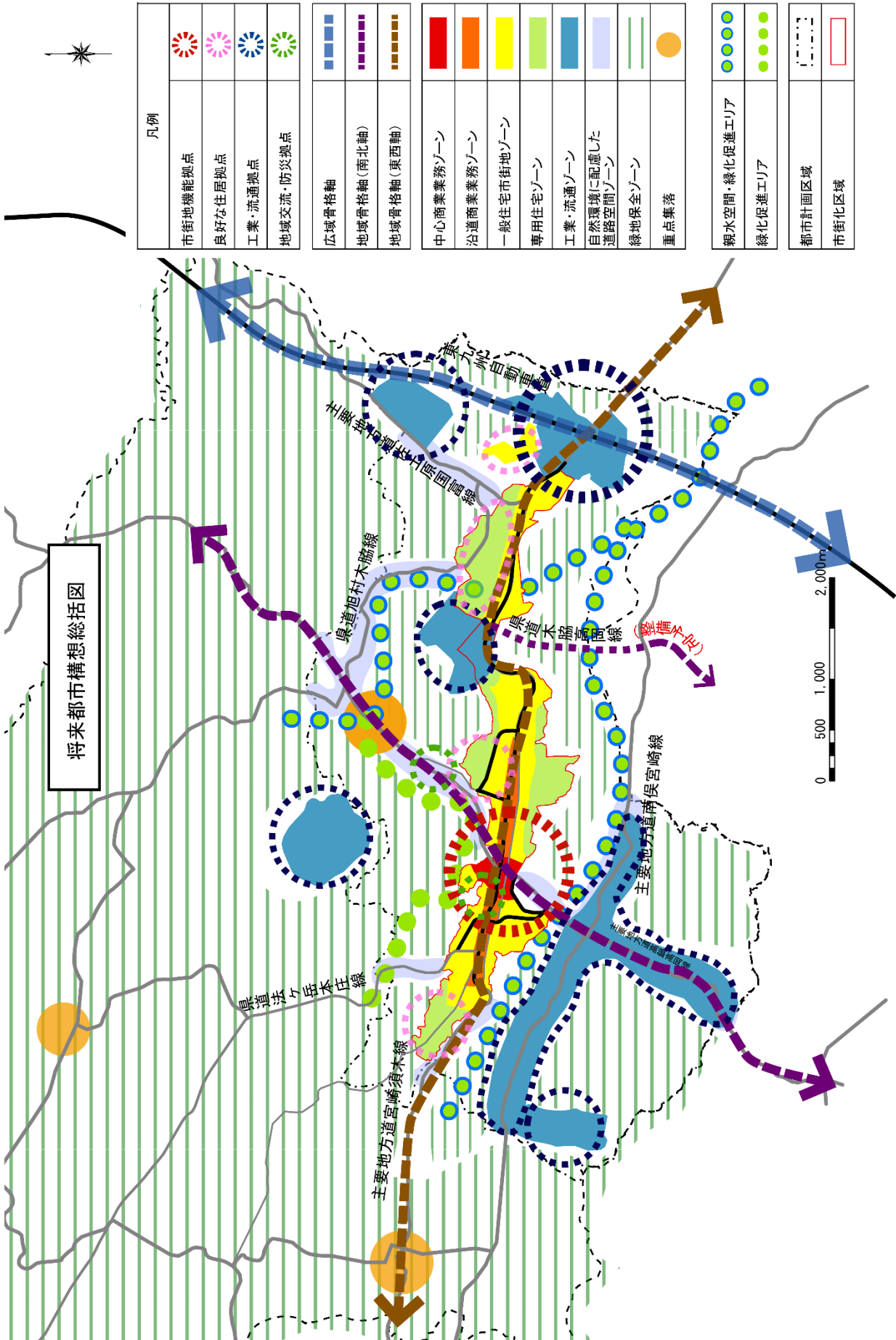
7. その他の方針

その他について、以下のような方針でまちづくりを進めます。

項目	方針
基本方針	<input type="checkbox"/> 災害に強い都市構造の実現を推進していくため、国富町運動公園及び中央コミュニティセンターを防災拠点に位置づけます。
市街地	<input type="checkbox"/> 地震や延焼火災に備え、避難場所となる公園、緑地、広場等のオープンスペース*の確保に努めます。 <input type="checkbox"/> 災害危険個所の防災工事の整備を促進します。
河川	<input type="checkbox"/> 一級河川本庄川については、治水機能に加えて、緩衝機能*を有する自然的環境ネットワークの一部として位置づけ、保全・活用に努めます。
公園・緑地等	<input type="checkbox"/> 市街地内の緑地は、防災システムの自然的環境として位置づけ、保全・創出に努めます。 <input type="checkbox"/> 災害防止に寄与する緑地などは、積極的に保全するとともに、必要に応じた対応を図ります。



第1章2節 まちづくりの方針

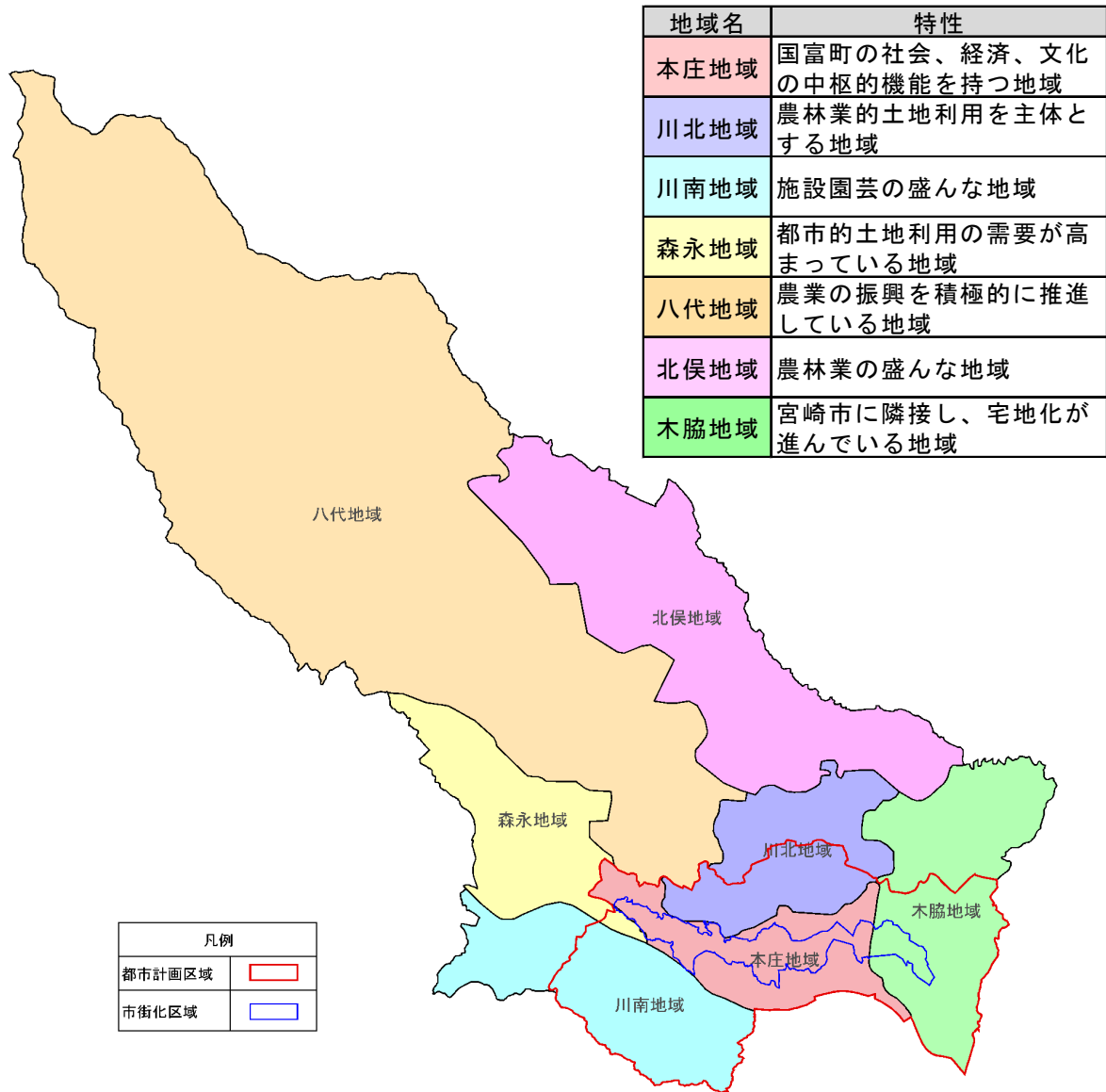




第 2 章 地域別構想編

第2章1節 地域別構想

地域別構想では、国富町誕生に至る多くの町村が新設、編入されたこと、また国富町の自然的条件や土地利用の状況を踏まえ、以下の7地域で行うこととします。



都市計画区域内	都市計画区域外	
	うち市街化区域内	
本庄地域 川北地域の南部 川南地域の東部 森永地域の一部 木脇地域の南部	本庄地域 木脇地域の一部	川北地域の北部 川南地域の西部 森永地域の大部分 八代地域 北俣地域 木脇地域の北部

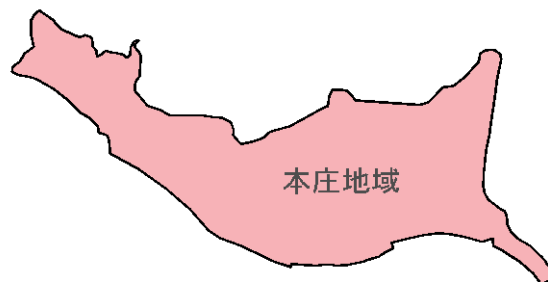
第2章 2節 本庄地域

1. 地域の現状と課題

(1) 地域の現状

本庄地域は、都市計画区域に含まれ、主要地方道宮崎須木線周辺部に市街化区域が指定されています。

本地域は、全国有数のきれいな水質の本庄川や深年川に挟まれた国富町の社会、経済、文化の中核的機能を持つ地域です。



国富町役場

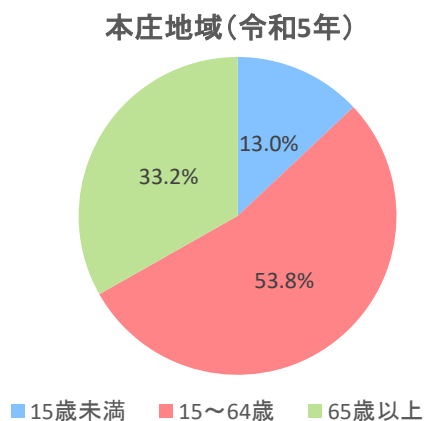
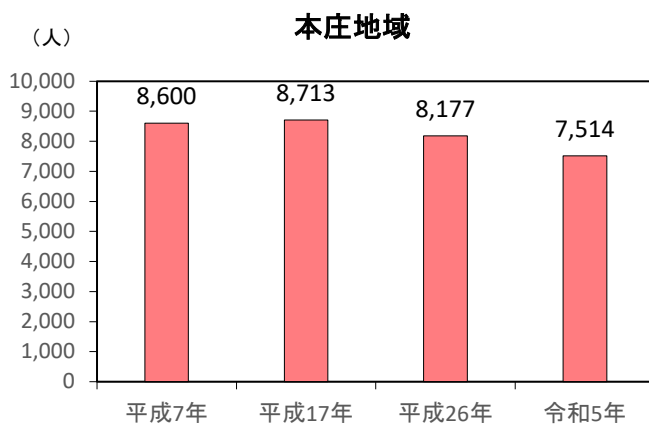


本庄小学校

① 人口

本地域の人口は、7地域の中で最も多く、全体の約4割が居住していますが、平成17年をピークに減少に転じ、令和5年は7,514人です。

年齢3区分人口の割合は、15～64歳が5割強、65歳以上が3割強、15歳未満が1割強です。

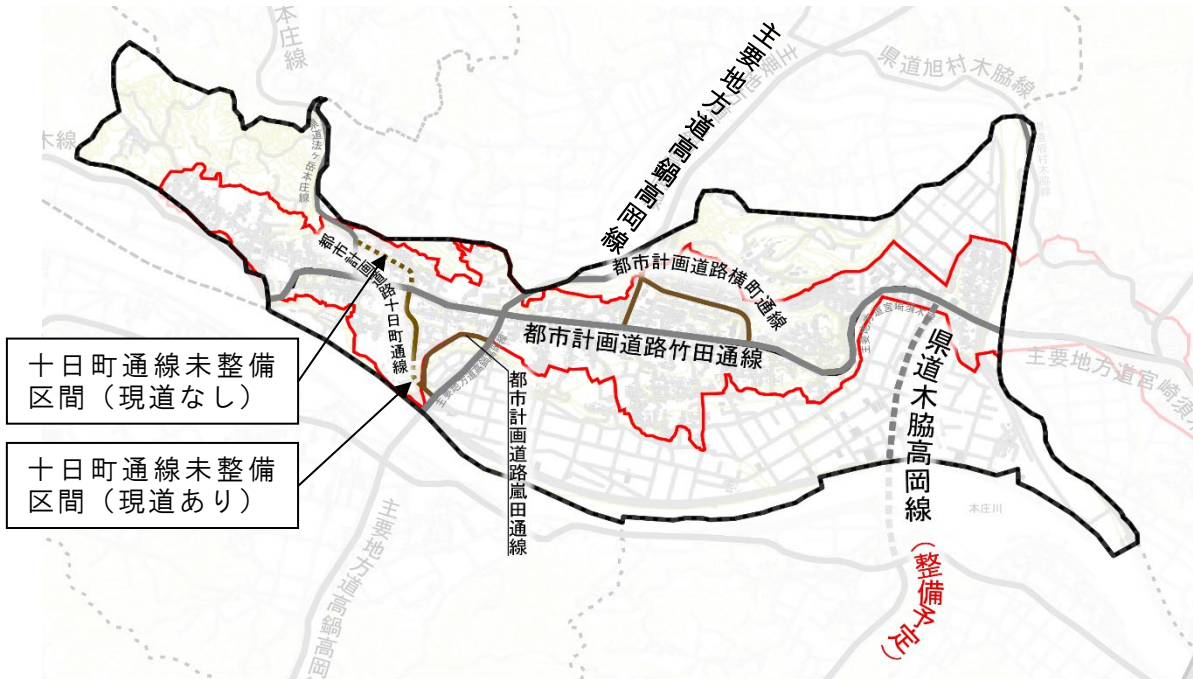


資料：住民基本台帳各年4月1日時点

② 道路・交通

主要な道路は、中央部を主要地方道高鍋高岡線が縦断し、交差するように主要地方道宮崎須木線（都市計画道路竹田通線）が横断しています。東部では、宮崎市に向けて県道木脇高岡線が整備予定です。

都市計画道路は、竹田通線と嵐田通線、横町通線が整備済み、十日町通線の一部区間が未整備です。



路線バスは、主要地方道宮崎須木線と都市計画道路嵐田通線に2路線運行しています。



第2章2節 本庄地域

③ 公園・広場

公園は、都市計画公園である国富町運動公園が整備されています。敷地面積5.6haに陸上競技場、野球場、テニスコート、ゲートボール場、幼児プール場などのスポーツ施設が多数あります。

まちなかには、市街地広場が整備されています。



④ 教育

学校は、本庄高等学校、本庄中学校、本庄小学校が立地しています。子育て支援施設は、保育所・認定こども園（以下保育所等という）が4施設立地しています。本庄小学校へは、本地域に居住する児童のほか、川北地域や川南地域の児童も通学しています。

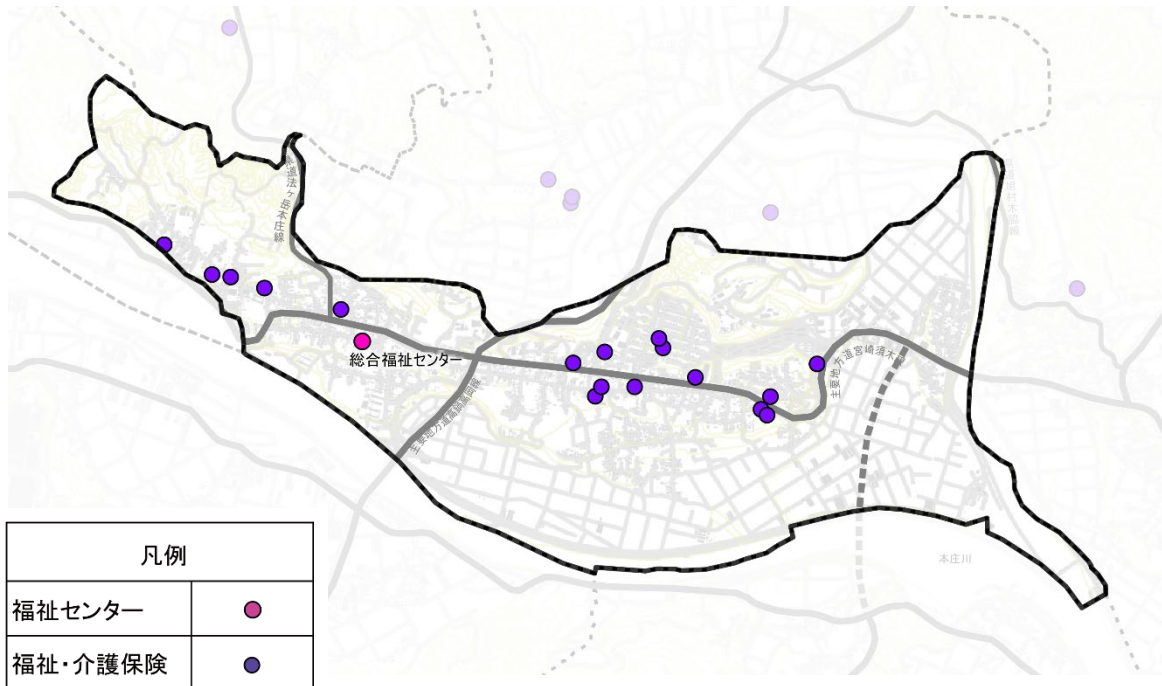
将来の児童数は微減、生徒数は微増すると推計されています。



資料：教育総務課

⑤ 福祉・介護保険

福祉施設は、総合福祉センターが立地しています。介護保健施設は、主要地方道宮崎須木線沿道の住宅地に多数立地しています。



⑥ 誘致企業

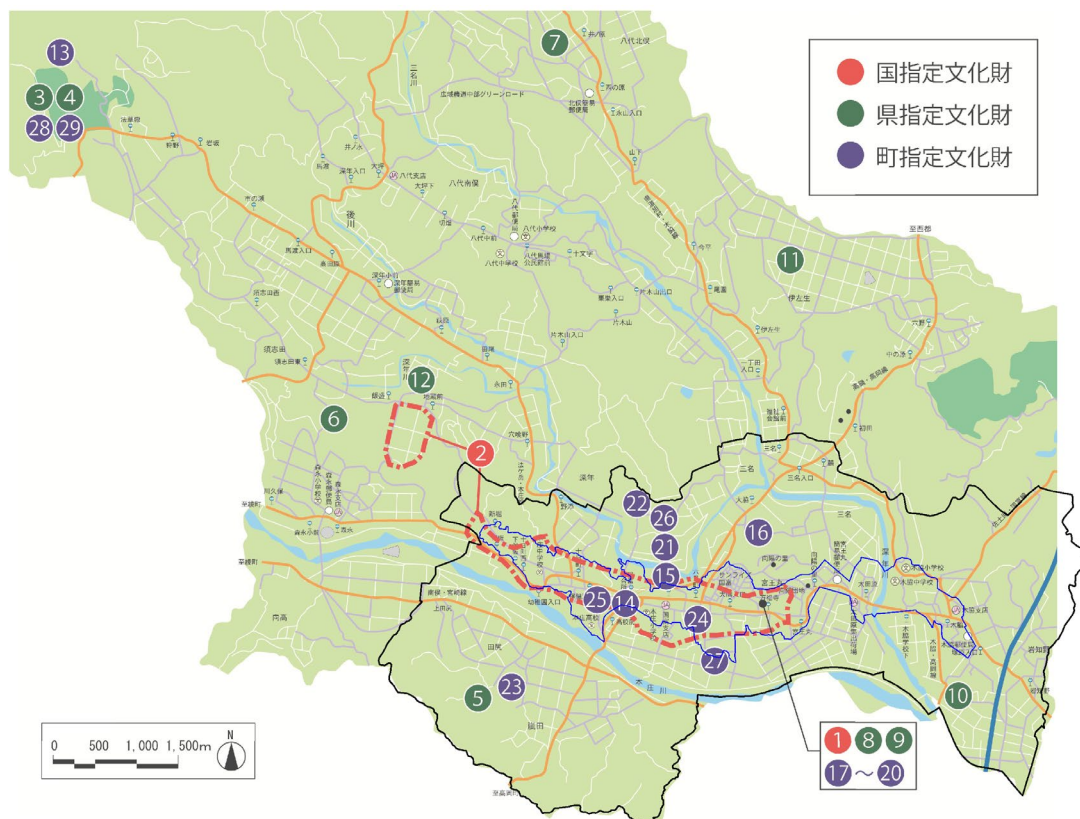
誘致企業は、主要地方道宮崎須木線沿道に3企業立地しており、そのうち2企業は太田原・宮王丸地区の工業専用地域に立地しています。



第2章2節 本庄地域

⑦ 史跡・歴史

市街化区域は、「②本庄古墳群」の分布区域となっています。また、木造阿弥陀如来及び両脇侍像など、多数の歴史資産が地域内に分布しています。



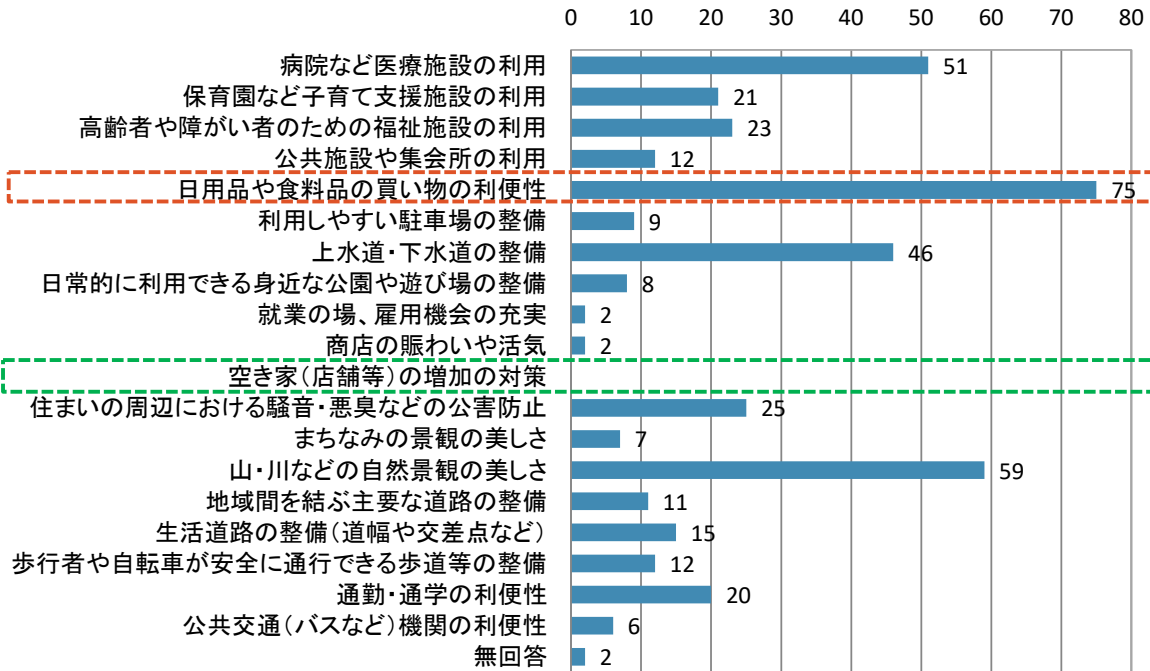
	名称	種別	指定		名称	種別	指定
1	木造阿弥陀如来及び 両脇侍像	重要文化財	国	13	法華嶽薬師寺石塔群	有形文化財	町
2	本庄古墳群	史跡	国	14	義門寺石塔群	有形文化財	町
3	木造薬師如来及び 両脇侍像	有形文化財	県	15	木造能面(癒見面)	有形文化財	町
4	須弥壇	有形文化財	県	16	六日町正統俵踊	無形民俗文化財	町
5	本庄の石仏	史跡	県	17	木造毘沙門天立像	有形文化財	町
6	森永の化石群	天然記念物	県	18	木造不動明王立像	有形文化財	町
7	バラ太鼓踊	無形民俗文化財	県	19	木造如来形立像	有形文化財	町
8	木造薬師如来坐像	有形文化財	県	20	木造如来形坐像	有形文化財	町
9	木造聖観音坐像	有形文化財	県	21	木造大黒天立像	有形文化財	町
10	木脇村古墳	史跡	県	22	十日町樽踊	無形民俗文化財	町
11	八代村古墳	史跡	県	23	田尻棒踊	無形民俗文化財	町
12	本庄町古墳	史跡	県	24	六日町ヨイマカ	無形民俗文化財	町
				25	稲荷のクスノキ	天然記念物	町
				26	六日町伝統歌舞伎人形	無形民俗文化財	町
				27	本庄南用水路(紀功碑及び指塚)	史跡	町
				28	伊東祐青奉納墨書天井板	有形文化財	町
				29	経筒	有形文化財	町

資料：国富町資料

⑧ アンケート

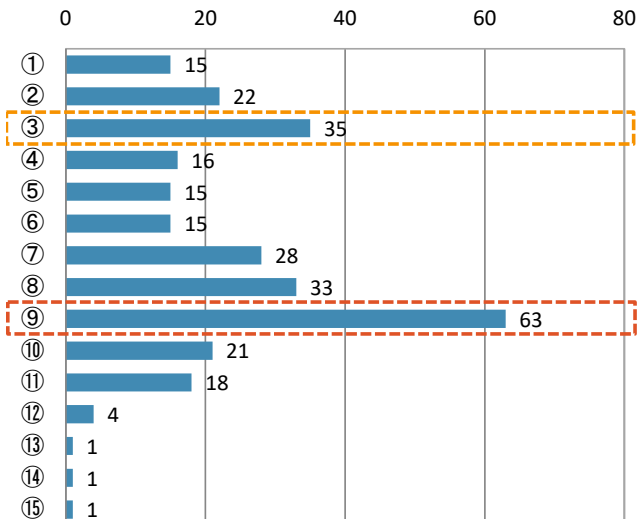
地域の環境や暮らしやすさについての満足度では、「日用品や食料品の買い物の利便性」の満足度が高くなっています。一方で、回答者の中で「空き家（店舗等）の増加の対策」に対し満足と回答した人はいませんでした。

地域の環境や暮らしやすさについての満足度(本庄地域)



目指すべき都市の将来像では、「若者が地域に残り安定して暮らせるまち」が最も多く、次いで「地場産業の振興や企業誘致などによる活気あふれるまち」が多くなっています。

目指すべき都市の将来像(本庄地域)



①	農林漁業を主体とし、豊かな自然環境と調和したまち
②	豊かな自然や歴史、文化などの資源を活かした観光・交流のまち
③	地場産業の振興や企業誘致などによる活気あふれるまち
④	中心市街地の活性化や地域ブランドの開発が盛んな賑わいのまち
⑤	交通の多様性や利便性を活かした流通のまち
⑥	身近な生活環境が整った閑静な住宅地
⑦	福祉施設や医療施設が充実した福祉のまち
⑧	防災・防犯に優れ、安心・安全に暮らせるまち
⑨	若者が地域に残り安定して暮らせるまち
⑩	保育施設や子どもの遊び場など、子育て支援が充実したまち
⑪	公園や緑地、スポーツ施設などが充実した、快適に暮らせるまち
⑫	高等教育機関が充実した文教のまち
⑬	今のままで良い
⑭	その他
⑮	無回答

第2章2節 本庄地域

(2) 地域の課題

地域の特徴より、本地域では大きく4つの課題が挙げられます。

【地域の特徴】

- 本地域は、本町の人口の約4割が居住していますが、人口は減少傾向です。65歳以上人口の割合が3割強と高齢化しています。
- 商業系施設や公共施設等が立地しており、町の中心となる市街地を形成しています。
- 町の産業拠点である工業専用地域があり、工業団地を形成しています。
- 主要道路が充実しており、路線バスが運行しています。
- 都市計画道路十日町通線の一部区間が未整備です。
- 学校・子育て支援施設や福祉・介護保険施設が充実しています。
- 市街化区域のほとんどが、本庄古墳群分布区域に含まれています。
- 地域の環境や暮らしやすさについての満足度より、「空き家（店舗等）の増加の対策」についての満足度は低くなっています。
- 景観について、地域の環境や暮らしやすさについての満足度より、自然景観の満足度は高いものの、まちなみの景観については満足度が低くなっています。
- 本地域は町の中心となる地域ですが、「公共交通（バスなど）機関の利便性」としての満足度は低くなっています。



【地域の課題】

- ◇ 地域は超高齢社会へ突入しており、高齢者が住みやすい地域づくり、子どもたちがこの地域で住みたいと思える環境づくりが必要です。
- ◇ 人口の減少とともに、空き家の把握や景観の改善、安全面等への対応が必要となっています。
- ◇ 一部区間が未整備となっている都市計画道路十日町通線の見直し検討を行う必要があります。
- ◇ 町の中心地域として、賑わいの創出、生活利便性の向上、歴史や史跡と調和したまちなみ形成が必要です。

2. 地域の目標

地域の現状と課題を踏まえ、本庄地域の目標を設定します。

昔の遺産を守り 都市機能が集積した にぎわいの本庄地域

- 町の中心地としてにぎわいのある地域の形成
- 子どもたちが地域を見て住み続けたいと思える地域基盤の形成
- 防災機能を高め、安全・安心となる地域の形成
- 既存の緑地を活かし、自然豊かなまちなみの形成
- 昔から守り続けてきた古墳を保存し、調和したまちなみの形成



主要地方道宮崎須木線沿道
(都市計画道路竹田通線)



国富町運動公園
(都市計画公園)



本庄剣柄稻荷神社



六日町

第2章2節 本庄地域

3. まちづくり方針

(1) 土地利用

土地利用について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
市街化区域	<ul style="list-style-type: none">◆ 町役場周辺は、中心商業業務ゾーンとして位置づけ、都市拠点にふさわしい都市機能の集積を図ります。◆ 主要地方道宮崎須木線沿道は、商業業務施設が多く集積しているため、沿道商業業務ゾーンとして位置づけ、商業地の活性化を図ります。また、空き店舗の把握及び有効利用に努めます。◆ 太田原・宮王丸地区の工業専用地域は、工業・流通拠点・ゾーンとして位置付け、産業活動の振興を図ります。◆ 土地区画整理事業により宅地化している六日町・新堀地区は、良好な居住環境拠点として位置づけ、住環境の維持に努めます。特に、六日町は、低密度及び中密度の土地利用を図り、中層の良好な住環境の維持に努めます。◆ その他の住宅地は、快適な住環境の整備を進め、良好な住宅市街地の形成を図ります。◆ 低・未利用地は、土地区画整理事業や公共施設の整備、避難場所を兼ねた公園など土地の有効利用を図ります。◆ 防災上の観点から空き家等の把握を行い、所有者等と連携、協働して空家等対策に取り組めます。また、活用可能な空き家は、活用方針の検討を行います。
市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none">◆ 農林業的土地利用の促進や積極的な優良農地の確保により、農村環境の保全を図ります。◆ 市街化区域を囲む田園や山林は、町の豊かな自然であり、町の特徴的な資源であるため、田園・緑地保全ゾーンとして位置づけ、無秩序な開発を抑制します。◆ 市街化調整区域で開発を行う場合は、計画的な市街化区域への編入や地区計画の活用による整備を検討します。◆ 太田原・宮王丸地区の工業専用地域周辺は、工業・流通業務用地の整備を図ります。

(2) 都市機能

都市機能について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町の中心市街地として、交通結節機能の強化を図るとともに、バス交通の利便性向上を目指します。 ◆ 県道木脇高岡線は、東九州自動車道へのアクセス強化と産業活動の活性化、生活の利便性向上に向け、整備を促進します。 ◆ 防災面・安全面の向上に向け、県道法ヶ岳本庄線の歩道整備と、主要地方道宮崎須木線の十日町交差点の改良を促進します。 ◆ 一部区間が長期未着手の都市計画道路十日町通線は、住民との合意形成を図りながら、整備の在り方を検討します。 ◆ 本庄小学校、本庄中学校周辺の道路は、歩道の着色や狭さく等による歩行空間の安全性向上に努めます。なお、実施の場合は住民との合意形成や警察機関との協議を十分行います。 ◆ 市街地の狭あい道路を拡幅・改良し、歩行者と自動車の安全・安心な道路環境を検討します。 ◆ 災害防止、安全で円滑な交通空間確保と良好な道路景観を図るため、電線等の地中化を検討します。 ◆ 町商工会加盟店と連携して、古墳と国富グルメを廻る回遊ルートに向けた開発・研究を進めます。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市計画公園国富町運動公園は、スポーツ・レクリエーション機能の維持と、緑地の保全、良好な景観形成を図るとともに、防災拠点として維持します。 ◆ にぎわい空間を創出するため、イベント広場やミニ公園の整備を促進します。 ◆ 火災による延焼を避けるため、公園、緑地、広場等のオープン施設の確保を図ります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 旧中央体育館跡地において、分散して配置されている保健福祉施設を集約した（仮称）総合保健福祉センターの建設を検討し、行政サービスの質の向上や新しい賑わいの場の創出を図ります。

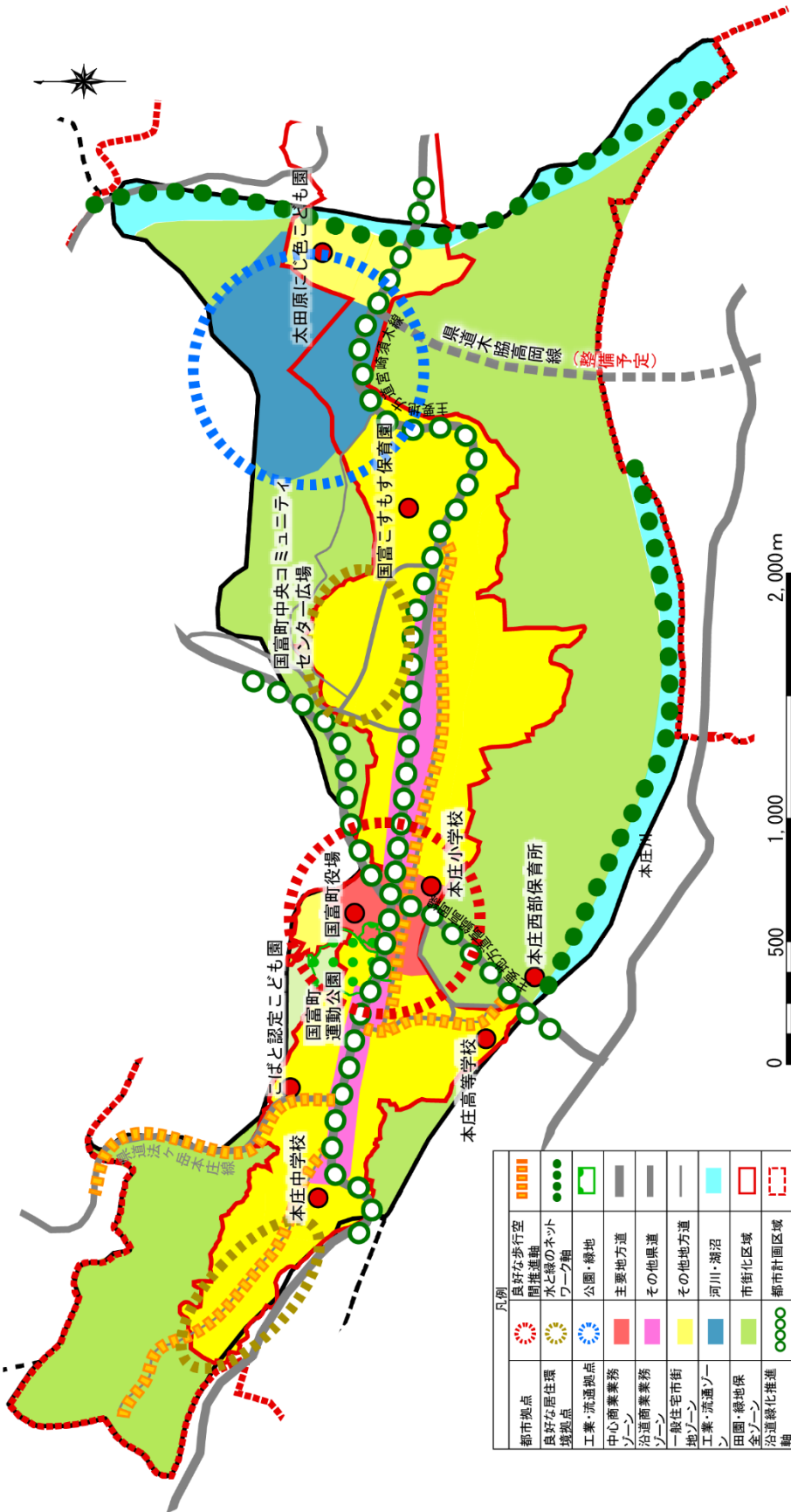
第2章2節 本庄地域

(3) 都市環境・景観形成

都市環境・景観形成について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路	<ul style="list-style-type: none">◆ 主要な道路の沿道は、優れた自然景観や樹木等を保全するとともに、花木類の植栽により美しい沿道空間の創出を促進します。◆ 主要地方道宮崎須木線沿道は、良好な景観形成に資する広告塔や看板の設置誘導を行います。◆ 災害防止、安全で円滑な交通空間確保と良好な道路景観を図るため、電線等の地中化を検討します。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none">◆ 本庄稻荷神社等の緑地は、町民の身近な緑として保全・活用を図ります。◆ 主要な道路や公園、緑地を結ぶ道路等は、緑化により環境ネットワークの形成を図ります。◆ 本庄古墳群周辺は、歴史的・文化的遺産と調和と、古墳を活用したまちなみの保全を図ります。◆ 景観計画や古墳保存管理計画等と連携して、古墳群の景観保全の方向性について周知を図っていくとともに、将来的な景観協定の締結といった具体的な施策の可能性を地域とともに検討します。◆ 町民や民間事業者に対して、史跡地景観のあり方に対する意識の醸成を図っていくことを検討します。◆ 市街化区域内外の森林は、保健文化などの公益的機能が高いため、町民の憩いの場として利用を図ります。
その他	<ul style="list-style-type: none">◆ 本庄川や深年川の豊かな水辺空間は、親水だけでなく自然の中の歩行空間として、自然的景観や緑地の保全を図ります。◆ 市街化区域を囲むように配置された豊かな田園風景などは、周辺環境と調和した適切な維持保全を図ります。

■ 地域別まちづくり方針図 (本庄地域)



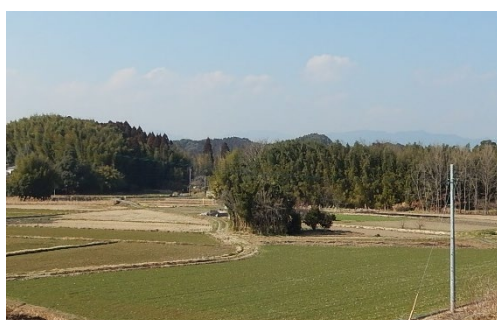
第2章3節 川北地域

1. 地域の現状と課題

(1) 地域の現状

川北地域は、南部が都市計画区域に含まれています。

本地域は、深年川と三名川の合流地点であり、その流域に水田地帯が広がり、農林業的土地利用を主体とする地域です。主要地方道高鍋高岡線沿いには田園風景とその奥に住宅地が広がっています。



飯屋原地区

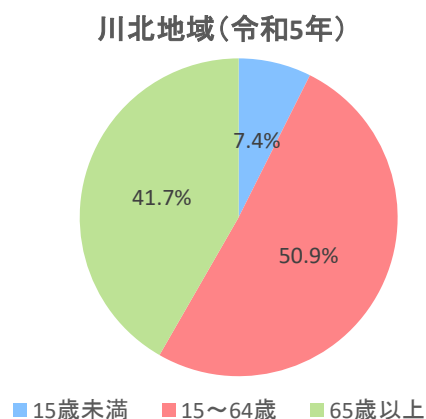
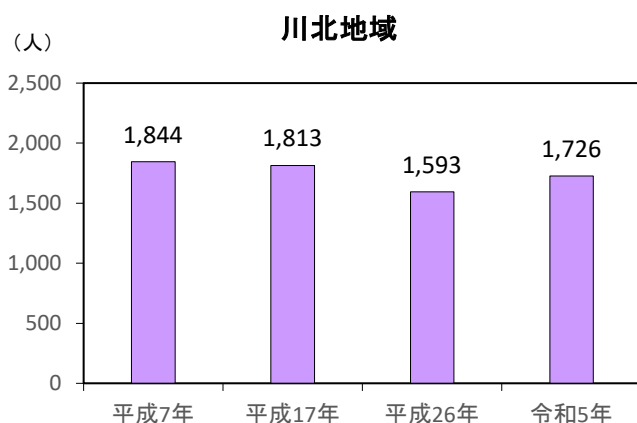


八幡宮

① 人口

本地域の人口は、平成26年まで減少していましたが、令和5年は増加し1,726人です。7地域の中で、川南地域に次いで2番目に人口が少ない地域です。

年齢3区分人口の割合は、15～64歳が約5割、65歳以上が4割強、15歳未満が1割未満です。



資料：住民基本台帳各年4月1日時点

② 道路・交通

主要な道路は、主要地方道高鍋高岡線と一般県道旭村木脇線が縦横して整備されています。路線バスは運行していません。

③ 公園・広場

公園は、中央コミュニティセンターに併設されて芝生広場が整備されています。



凡例	
公園	

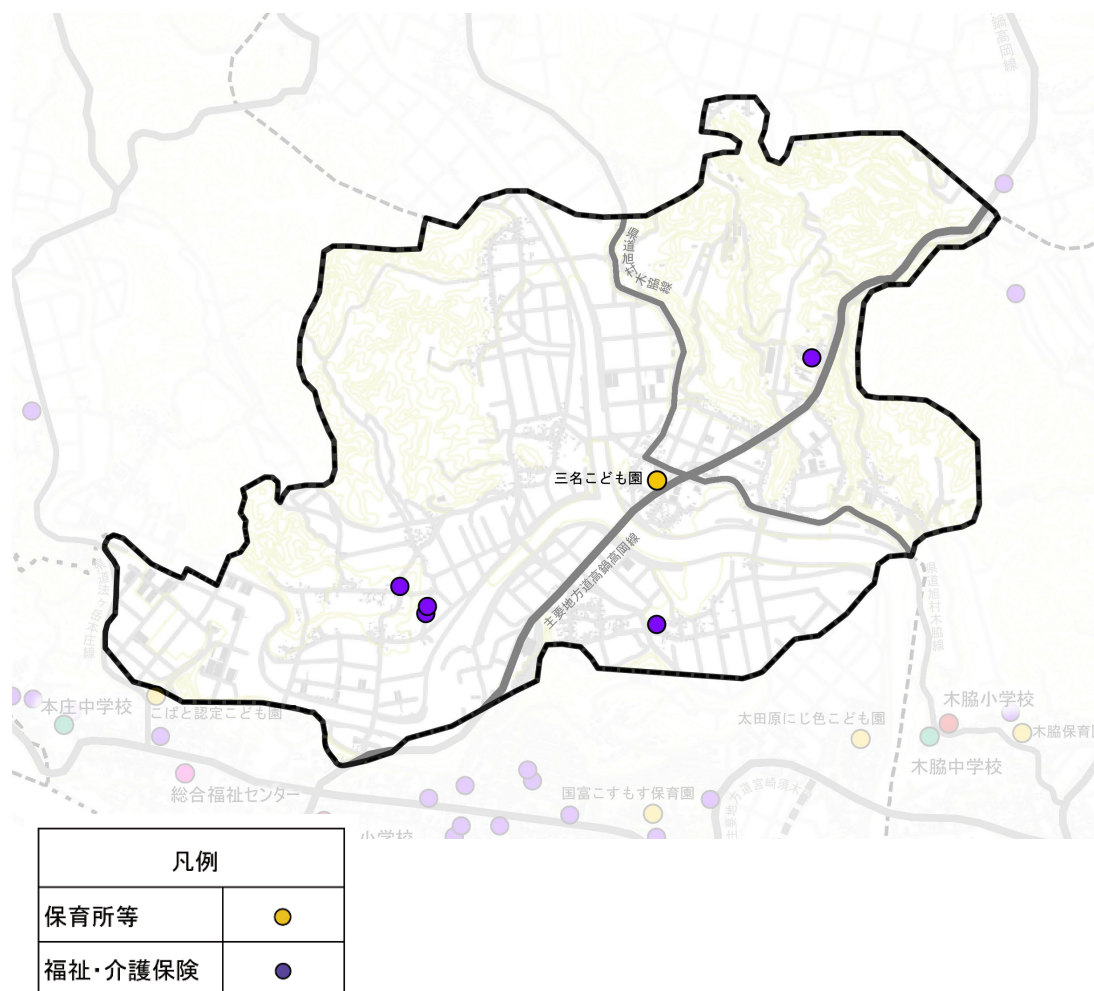
第2章3節 川北地域

④ 教育

学校は、立地していません。子育て支援施設は、保育所等 1 施設が立地しています。三名川の西部に住む小学生は本庄小学校に、東部に住む小学生は木脇小学校に通い、中学生も同様に隣接する地域の中学校に通学しています。

⑤ 福祉・介護保険

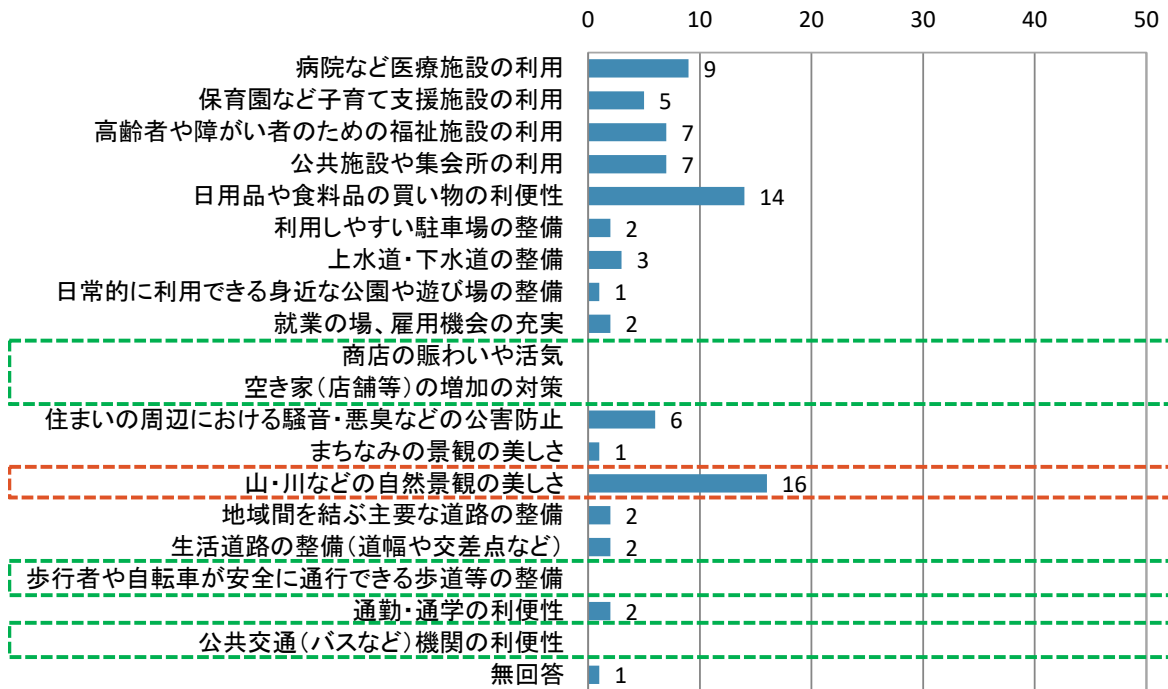
福祉施設は、立地していません。介護保険施設は、主要地方道高鍋高岡線周辺の住宅地に数施設立地しています。



⑥ アンケート

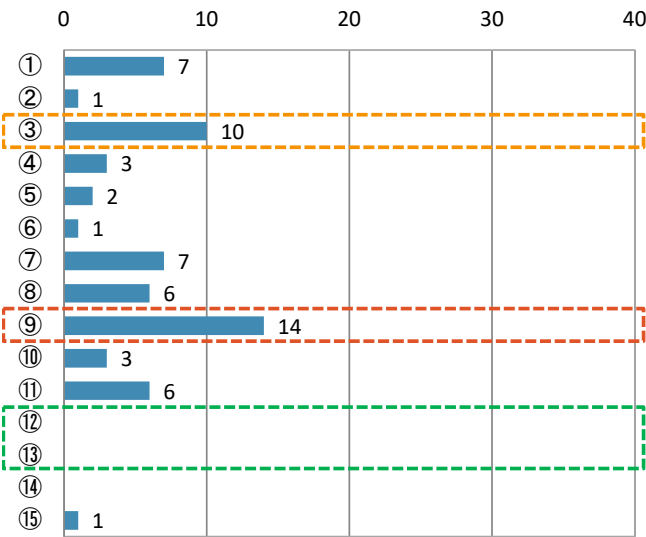
地域の環境や暮らしやすさについての満足度では、「山・川などの自然景観の美しさ」の満足度が高くなっています。一方で、「商店の賑わいや活気」「空き家（店舗等）の増加の対策」「歩行者や自転車が安全に通行できる歩道等の整備」「公共交通（バスなど）機関の利便性」に対し満足と回答している人はいませんでした。

地域の環境や暮らしやすさについての満足度(川北地域)



目指すべき都市の将来像では、「若者が地域に残り安定して暮らせるまち」が最も多く、次いで「地場産業の振興や企業誘致などによる活気あふれるまち」が多くなっています。

目指すべき都市の将来像(川北地域)



①	農林漁業を主体とし、豊かな自然環境と調和したまち
②	豊かな自然や歴史、文化などの資源を活かした観光・交流のまち
③	地場産業の振興や企業誘致などによる活気あふれるまち
④	中心市街地の活性化や地域ブランドの開発が盛んな賑わいのまち
⑤	交通の多様性や利便性を活かした流通のまち
⑥	身近な生活環境が整った閑静な住宅地
⑦	福祉施設や医療施設が充実した福祉のまち
⑧	防災・防犯に優れ、安心・安全に暮らせるまち
⑨	若者が地域に残り安定して暮らせるまち
⑩	保育施設や子どもの遊び場など、子育て支援が充実したまち
⑪	公園や緑地、スポーツ施設などが充実した、快適に暮らせるまち
⑫	高等教育機関が充実した文教のまち
⑬	今のままで良い
⑭	その他
⑮	無回答

第2章3節 川北地域

(2) 地域の課題

地域の特徴より、本地域では大きく4つの課題が挙げられます。

【地域の特徴】

- 人口は、平成26年まで減少していましたが、令和5年に増加しています。65歳以上人口の割合は4割強と高齢化しています。
- 地域内に小学校や中学校はなく、本庄地域や木脇地域の学校に通学しています。
- 介護保険施設が住宅地周辺に立地しています。
- 自然あふれる田園と集落が調和している地域です。
- 地域の環境や暮らしやすさについての満足度より、「空き家（店舗等）の増加の対策」についての満足度は低くなっています。
- 近くに学校等がない状況で、地域の環境や暮らしやすさについての満足度より、「歩行者や自転車が安全に通行できる歩道等の整備」についての満足度は低くなっています。



【地域の課題】

- ◇ 地域は超高齢社会へ突入しており、高齢者が住みやすい地域づくり、子どもたちがこの地域で住みたいと思える環境づくりが必要です。
- ◇ 人口の減少とともに、空き家の把握や景観の改善、安全面等への対応が必要となっています。
- ◇ 子どもたちは隣接する地域の学校に通学しており、歩行者や自転車が安全に通行できる歩行空間の確保が必要です。
- ◇ 交流拠点、防災拠点である中央コミュニティセンターが整備され、安心安全なまちづくりの維持が必要です。

2. 地域の目標

地域の現状と課題を踏まえ、川北地域の目標を設定します。

美しい自然環境と共存し、誰もが安心して暮らせる川北地域

- 美しい田園風景が地域と一体となった環境の形成
- 子どもたちやお年寄りが安心・安全に暮らせる住環境の形成
- 誰もが交流し笑顔あふれる空間の形成
- 災害にも安心できる環境の形成



アリーナ



多目的トイレ



多目的交流室

中央コミュニティセンター

第2章3節 川北地域

3. まちづくり方針

(1) 土地利用

土地利用について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none">◆ 三名地区の主要地方道高鍋高岡線沿道には、商業系施設が立地しているため、地域拠点と位置づけ、商業の活性化を図ります。◆ 都市計画法第34条11号に基づく開発許可基準の適用区域である三名地区、八幡地区、大脇地区においては、良好な住居拠点に位置づけ、住環境の維持を図ります。◆ 主要地方道高鍋高岡線の本庄トンネル付近は、急激な都市化を抑制し、周辺の農林業的土地利用との調和した土地利用を図ります。
都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none">◆ 深年川及び三名川流域の水田地帯は、農林業的土地利用を保全するとともに、農業生活環境等の整備を推進し、良好な農村地帯の形成を図ります。◆ 深年川及び三名川における堤防の有効利用等を図り、川に親しむ場としての土地利用を図ります。◆ 八幡迫周辺は、新たな雇用の場として工業・流通業務用地の土地利用を検討します。

(2) 都市機能

都市機能について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主要地方道高鍋高岡線は、町の地域骨格軸としてユニバーサルデザインに配慮した良好な歩行空間の確保を図ります。 ◆ 地域内から、隣接する本庄地域や木脇地域への通学路は、地域住民と協議を行い、歩道の着色やハンプ*等の速度を抑制する道路環境を検討し、良好な歩行空間の確保を図ります。 ◆ 高齢者の移動困難者のためのデマンド型乗合タクシーの維持・確保を図ります。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中央コミュニティセンターの広場は、地域の交流の場、町民のくつろぎの場となるよう、周辺の自然環境と調和させるとともに、緑地を維持します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中央コミュニティセンターは、地域住民のコミュニティ機能やスポーツ機能、災害時の避難所、臨時駐車場としての防災機能を維持・強化します。

(3) 都市環境・景観形成

都市環境・景観形成について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主要な道路の沿道は、優れた自然景観や樹木等を保全するとともに、花木類の植栽により美しい沿道空間の創出を促進します。 ◆ 地域拠点や住居拠点内の道路は、周辺環境との調和を図り、緑豊かな歩行空間の形成を図ります。 ◆ 主要地方道高鍋高岡線の本庄トンネル付近は、周辺の自然環境や田園風景の維持保全を図ります。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中央コミュニティセンターの広場は、環境の保全と良好な景観形成を維持します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 深年川と三名川の合流地点は、豊かな自然環境の保全に努め、川に親しめる環境づくりを目指すとともに、自然景観や緑地の保全を図ります。

1. 地域の現状と課題

(1) 地域の現状

川南地域は、東部が都市計画区域に含まれています。

田尻工業団地及び主要地方道沿道に工業系施設が立地しています。本庄川流域に優良な水田地帯を有し、施設園芸の盛んな地域であり、宮崎市との境界は森林地帯を形成しています。

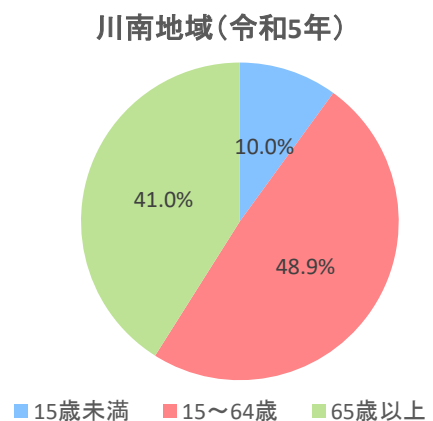
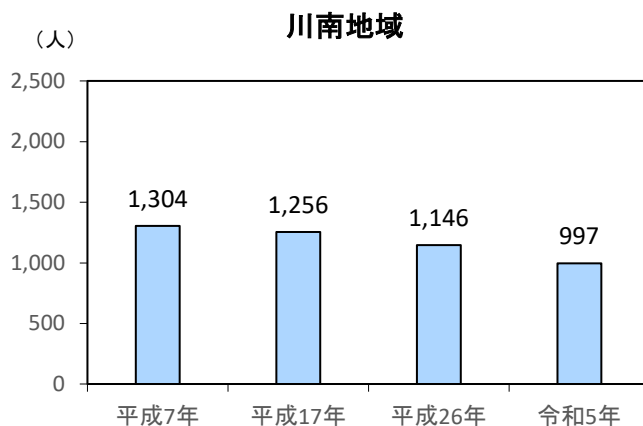


本庄川

① 人口

本地域の人口は、減少傾向で令和5年は997人です。7地域の中で、最も人口が少ない地域です。

年齢3区分の人口割合は、15～64歳が5割弱、65歳以上が4割強、15歳未満が1割です。



資料：住民基本台帳各年4月1日時点

第2章 4節 川南地域

② 道路・交通

主要な道路は、東部に主要地方道高鍋高岡線が縦断し、交差するように主要地方道南俣宮崎線が横断しています。

路線バスは、主要地方道高鍋高岡線を本庄方面へ1路線運行されています。

誘致企業は、主要地方道南俣宮崎線沿道に3企業立地しています。

③ 教育

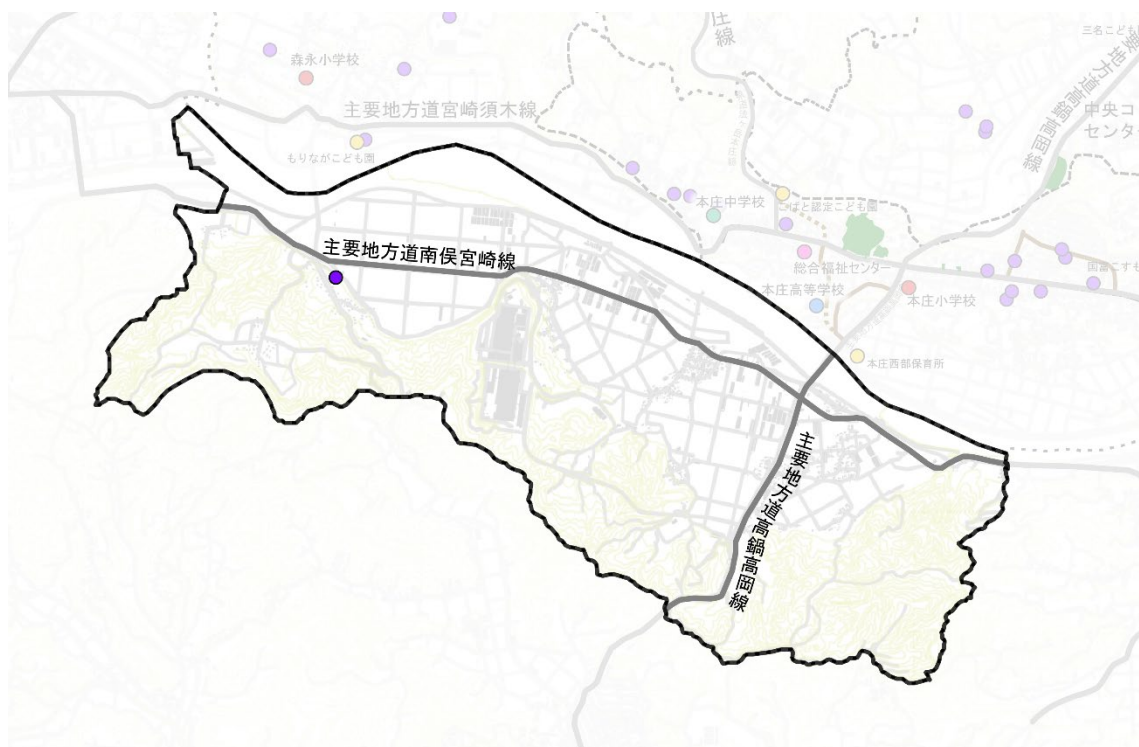
学校・子育て支援施設とも立地していません。本地域の西部に住む小学生は森永小学校に、東部に住む小学生は本庄小学校に通学し、中学生は本庄中学校に通学しています。



凡例	
バス路線 (宮崎交通)	
誘致企業	

④ 福祉・介護保険

福祉施設は、立地していません。介護保険施設は、主要地方道南俣宮崎線に1施設立地しています。



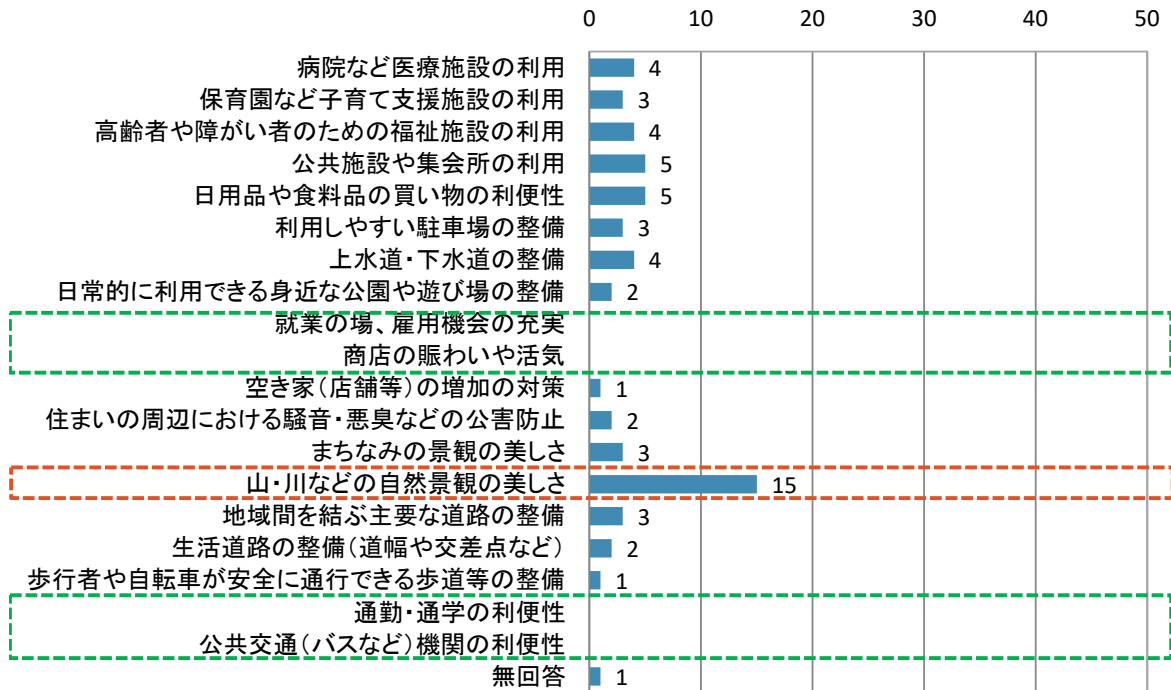
凡例	
福祉・介護保険	●

第2章4節 川南地域

① アンケート

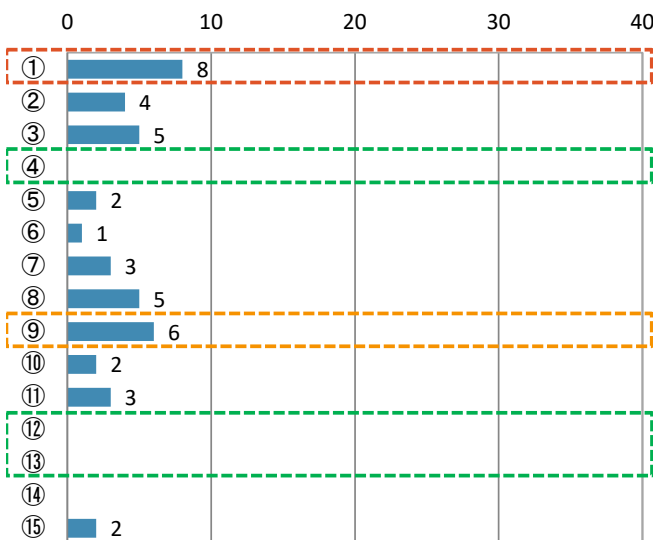
地域の環境や暮らしやすさについての満足度では、「山・川などの自然景観の美しさ」の満足度が高くなっています。一方で、「就業の場、雇用機会の充実」「商店の賑わいや活気」「通勤・通学の利便性」「公共交通（バスなど）機関の利便性」に対し満足と回答した人はいませんでした。

地域の環境や暮らしやすさについての満足度(川南地域)



目指すべき都市の将来像では、「若者が地域に残り安定して暮らせるまち」が最も多く、次いで「農林漁業を主体とし、豊かな自然環境と調和したまち」が多くなっています。

目指すべき都市の将来像(川南地域)



①	農林漁業を主体とし、豊かな自然環境と調和したまち
②	豊かな自然や歴史、文化などの資源を活かした観光・交流のまち
③	地場産業の振興や企業誘致などによる活気あふれるまち
④	中心市街地の活性化や地域ブランドの開発が盛んな賑わいのまち
⑤	交通の多様性や利便性を活かした流通のまち
⑥	身近な生活環境が整った閑静な住宅地
⑦	福祉施設や医療施設が充実した福祉のまち
⑧	防災・防犯に優れ、安心・安全に暮らせるまち
⑨	若者が地域に残り安定して暮らせるまち
⑩	保育施設や子どもの遊び場など、子育て支援が充実したまち
⑪	公園や緑地、スポーツ施設などが充実した、快適に暮らせるまち
⑫	高等教育機関が充実した文教のまち
⑬	今のままで良い
⑭	その他
⑮	無回答

(2) 地域の課題

地域の特徴より、本地域では大きく4つの課題が挙げられます。

【地域の特徴】

- 平成7年以降、人口は減少しています。65歳以上人口の割合が4割強と高齢化しています。
- 地域内に小学校や中学校が立地しておらず、本庄地域や森永地域の学校に通学しています。
- 介護保険施設が1か所立地しています。
- 誘致企業が3企業立地しており、工場周辺を田園が取り囲んでいます。
- 地域の環境や暮らしやすさについての満足度より、「公共交通(バスなど)機関の利便性」についての満足度は低くなっています。
- 地域の環境や暮らしやすさについての満足度より、「通勤・通学の利便性」についての満足度は低くなっています。



【地域の課題】

- ◇ 地域は超高齢社会へ突入しており、高齢者が住みやすい地域づくり、子どもたちがこの地域で住みたいと思える環境づくりが必要です。
- ◇ 豊かな田園風景の維持が必要です。
- ◇ 農業の振興と工業の振興の両立を図ることが必要です。
- ◇ 大規模集落の住環境の向上が必要です。
- ◇ 公共施設等の立地が少なく、他地域との連携が必要です。

第2章4節 川南地域

2. 地域の目標

地域の現状と課題を踏まえ、川南地域の目標を設定します。

美しい田園と 工業が調和する 自然エネルギーの川南地域

- 美しい田園風景と工場が調和した環境の形成
- 市街地に近い環境を活用した住環境の集積
- 田園風景の保存促進



田尻工業団地

3. まちづくり方針

(1) 土地利用

土地利用について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主要な道路の沿道は、優れた自然景観や樹木等を保全するとともに、花木類の植栽により美しい沿道空間の創出を促進します。 ◆ 田尻工業団地を中心に、主要地方道高鍋高岡線沿道や主要地方道南俣宮崎線沿道は、工業・流通拠点・ゾーンとして位置づけ、産業の振興を図ります。 ◆ 大規模集落は、良好な居住環境拠点到に位置づけ、住環境維持に努めるとともに、住宅エリアの拡大を抑制します。
都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 優良な水田地帯を有し、施設園芸の盛んな地域であることから、農業生産基盤や農村生活環境の整備による農業を主体とした土地利用を図ります。

(2) 都市機能

都市機能について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主要地方道南俣宮崎線や主要地方道高鍋高岡線は、安全な歩行空間の確保を図ります。 ◆ 高齢者の移動困難者のためのデマンド型乗合タクシーの維持・確保を図ります。

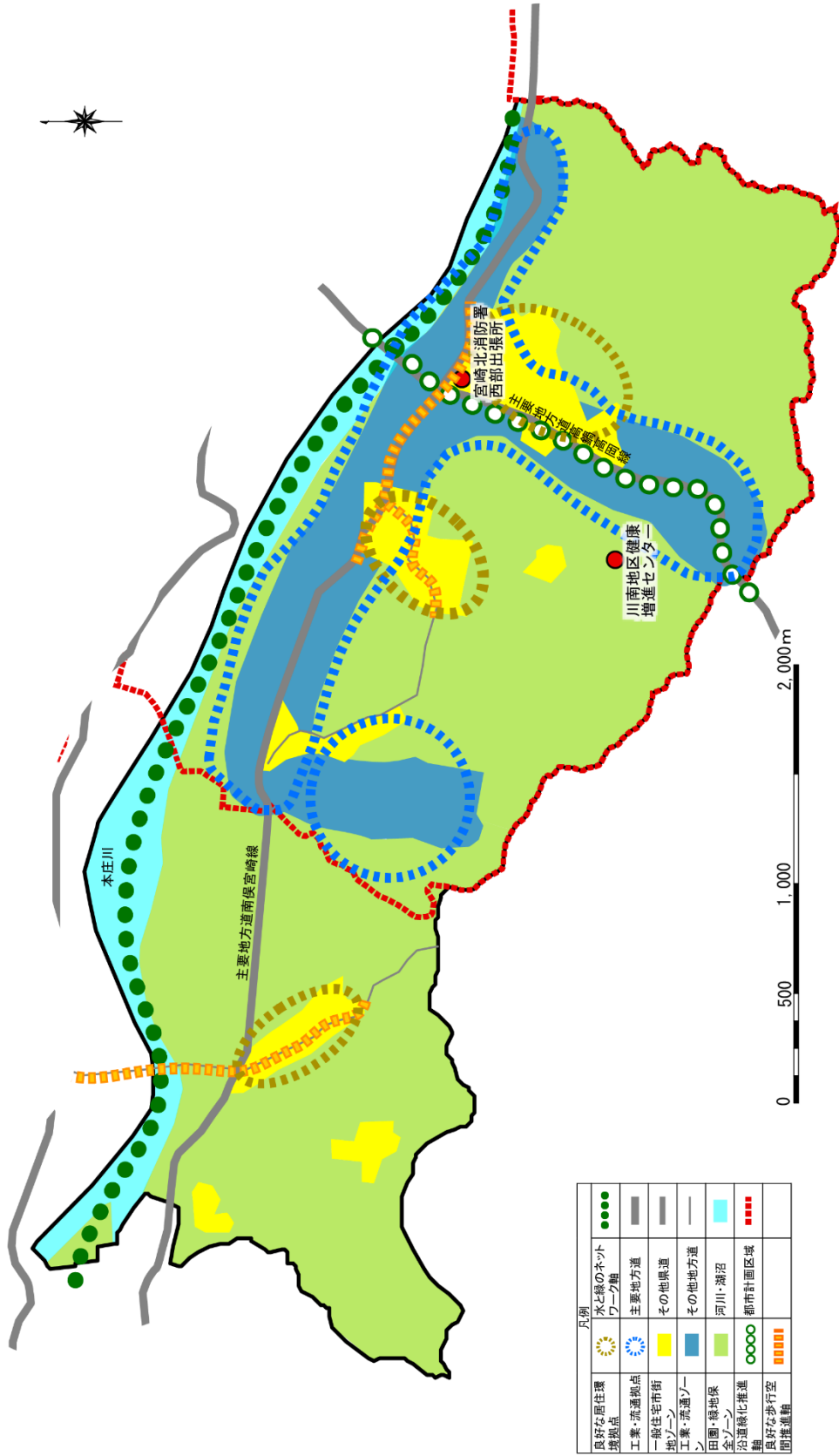
第2章 4節 川南地域

(3) 都市環境・景観形成

都市環境・景観形成について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路	◆ 主要地方道高鍋高岡線は、町の地域骨格軸として重要な道路であるため、周辺環境に配慮し沿道の緑化を促進します。
公園・緑地	◆ 森林は、木材生産としての森林保有を推進し、乱開発の防止を図ります。 ◆ 工業・流通ゾーンは、周辺環境へ配慮した景観の維持を図ります。
その他	◆ 本庄川は、水と緑のネットワークとして位置づけ、親水だけでなく自然の中の歩行空間として、自然的景観や緑地の保全に努めます。

■ 地域別まちづくり方針図（川南地域）



凡例	
良好な居住環境	水と緑のネットワーク
工業・流通拠点	主要地方道
一般住宅市街地ゾーン	その他県道
工業・流通ゾーン	その他地方道
田圃・緑地保	河川・湖沼
沿道緑化推進	都市計画区域
良好な飛行空間	
間接道軸	

第2章 5節 森永地域

1. 地域の現状と課題

(1) 地域の現状

森永地域は、南東部の一部が都市計画区域に含まれています。

本地域は、本庄川、深年川流域の水田地帯と飯盛の畑地があり、国指定史跡の本庄古墳群や県指定天然記念物の森永の化石群などが指定されています。本庄川付近は宅地化が進み、主要地方道宮崎須木線沿いには商業系の施設も見られます。



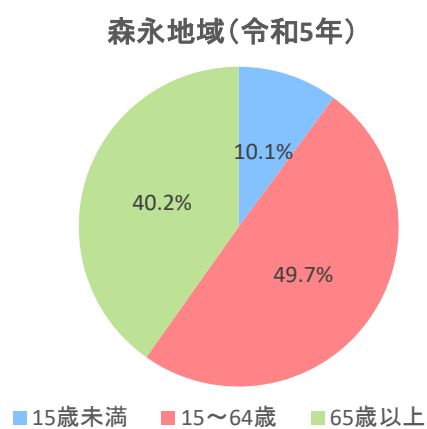
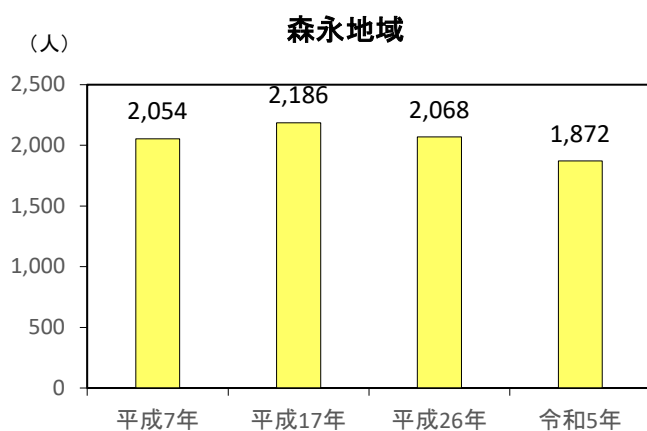
本庄古墳群



森永小学校

① 人口

本地域の人口は、平成17年をピークに減少に転じ、令和5年は1,872人です。年齢3区分の人口割合は、15～64歳が5割弱、65歳以上が4割強、15歳未満が1割強です。



資料：住民基本台帳各年4月1日時点

② 道路・交通

主要な道路は、北部に主要地方道都農綾線が横断し、南部に主要地方道宮崎須木線が横断しています。

路線バスは、主要地方道宮崎須木線に1路線運行しています。

誘致企業は、主要地方道都農綾線沿道と森永地域に3企業立地しています。



凡例	
バス路線 (宮崎交通)	
誘致企業	

第2章5節 森永地域

③ 教育

学校は、森永小学校が立地しています。子育て支援施設は、保育所等1施設が立地しています。中学校はなく、本庄中学校へ通学しています。

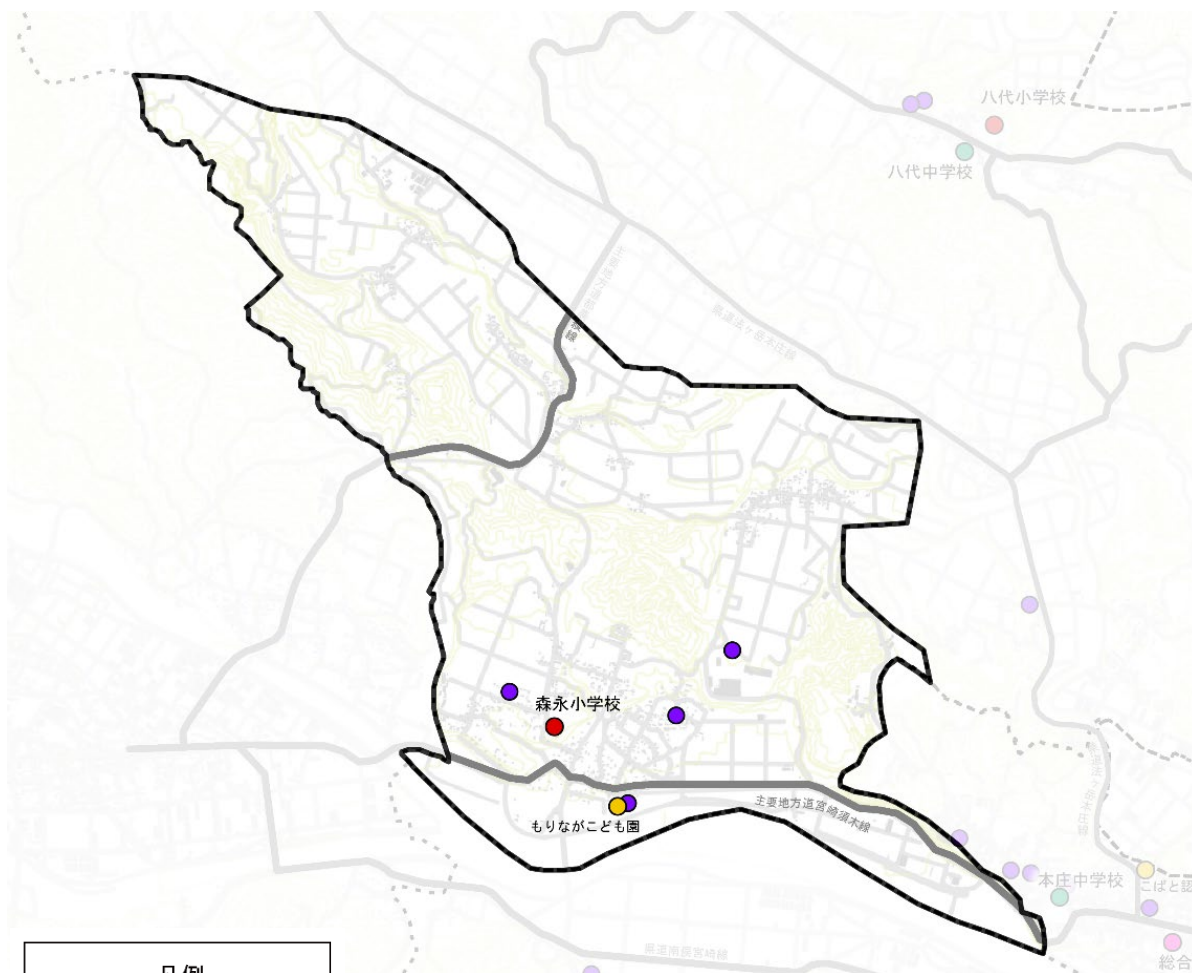
将来の児童数は、減少すると推計されています。

学校名	児童生徒数	
	R5	R15（推計）
森永小学校	92	63

資料：教育総務課

④ 福祉・介護保険

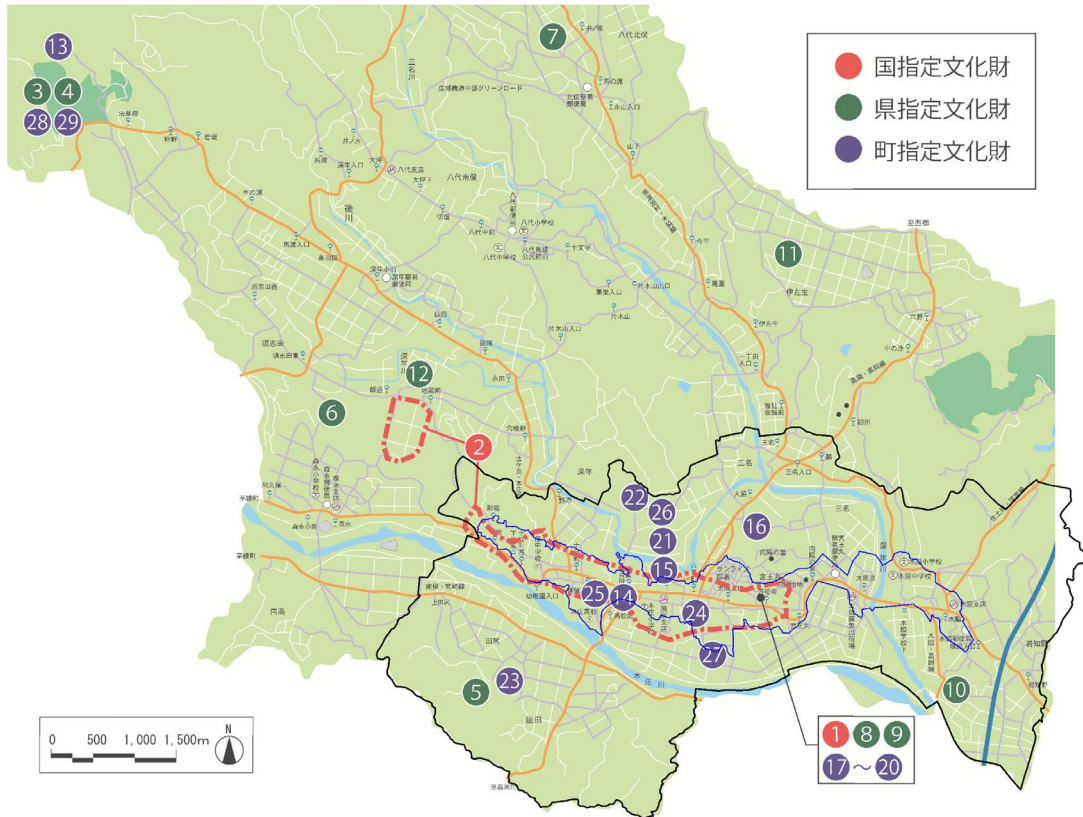
福祉施設は立地していませんが、本庄地域の福祉施設が近い位置に立地しています。介護保険施設は、地域の住宅地に数施設立地しています。



凡例	
小学校	●
保育所等	●
福祉・介護保険	●

⑤ 史跡・歴史

須志田地区の田園地帯には、「②本庄古墳群」の一支群が立地しています。また、森永の化石群や本庄町古墳などの歴史資産も分布しています。



	名称	種別	指定		名称	種別	指定
1	木造阿弥陀如来及び両脇侍像	重要文化財	国	13	法華嶽薬師寺石塔群	有形文化財	町
2	本庄古墳群	史跡	国	14	義門寺石塔群	有形文化財	町
3	木造薬師如来及び両脇侍像	有形文化財	県	15	木造能面(癒見面)	有形文化財	町
4	須弥壇	有形文化財	県	16	六日町正統俵踊	無形民俗文化財	町
5	本庄の石仏	史跡	県	17	木造毘沙門天立像	有形文化財	町
6	森永の化石群	天然記念物	県	18	木造不動明王立像	有形文化財	町
7	バラ太鼓踊	無形民俗文化財	県	19	木造如来形立像	有形文化財	町
8	木造薬師如来坐像	有形文化財	県	20	木造如来形坐像	有形文化財	町
9	木造聖観音坐像	有形文化財	県	21	木造大黒天立像	有形文化財	町
10	木脇村古墳	史跡	県	22	十日町樽踊	無形民俗文化財	町
11	八代村古墳	史跡	県	23	田尻棒踊	無形民俗文化財	町
12	本庄町古墳	史跡	県	24	六日町ヨイマカ	無形民俗文化財	町
				25	稲荷のクスノキ	天然記念物	町
				26	六日町伝統歌舞伎人形	無形民俗文化財	町
				27	本庄南用水路(紀功碑及び指塚)	史跡	町
				28	伊東祐青奉納墨書天井板	有形文化財	町
				29	経筒	有形文化財	町

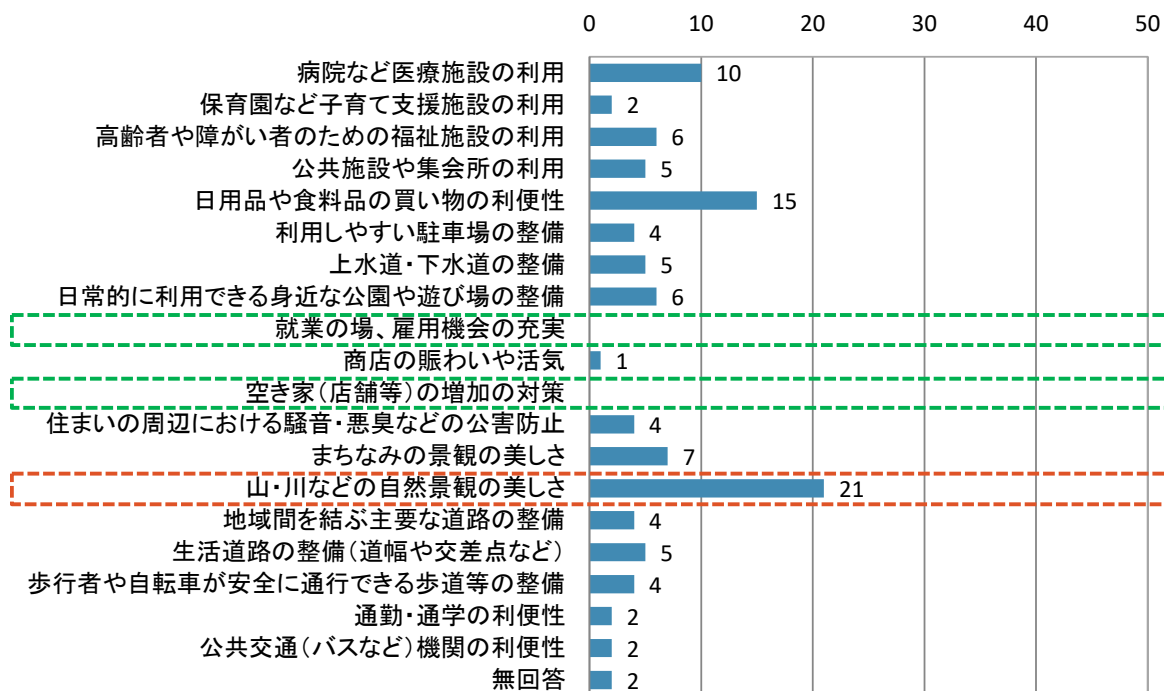
資料：国富町資料

第2章5節 森永地域

⑥ アンケート

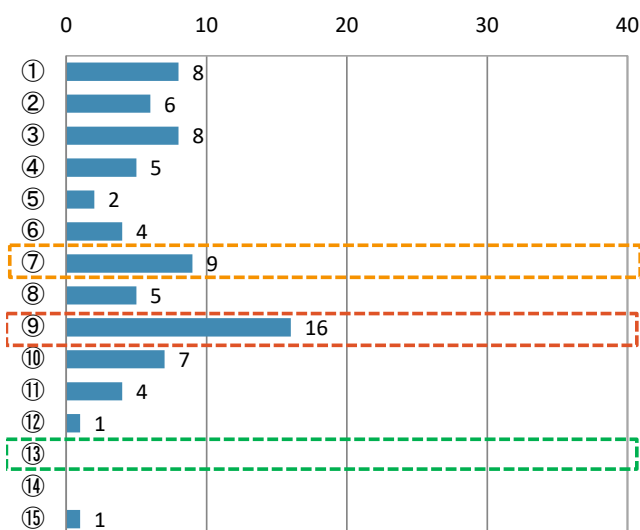
地域の環境や暮らしやすさについての満足度では、「山・川などの自然景観の美しさ」の満足度が高くなっています。一方で、「就業の場、雇用機会の充実」「空き家（店舗等）の増加の対策」に対し満足と回答した人はいませんでした。

地域の環境や暮らしやすさについての満足度(森永地域)



目指すべき都市の将来像では、「若者が地域に残り安定して暮らせるまち」が最も多く、次いで「福祉施設や医療施設が充実した福祉のまち」が多くなっています。一方で、「今のままで良い」の将来像を回答している人はいませんでした。

目指すべき都市の将来像(森永地域)



①	農林漁業を主体とし、豊かな自然環境と調和したまち
②	豊かな自然や歴史、文化などの資源を活かした観光・交流のまち
③	地場産業の振興や企業誘致などによる活気あふれるまち
④	中心市街地の活性化や地域ブランドの開発が盛んな賑わいのまち
⑤	交通の多様性や利便性を活かした流通のまち
⑥	身近な生活環境が整った閑静な住宅地
⑦	福祉施設や医療施設が充実した福祉のまち
⑧	防災・防犯に優れ、安心・安全に暮らせるまち
⑨	若者が地域に残り安定して暮らせるまち
⑩	保育施設や子どもの遊び場など、子育て支援が充実したまち
⑪	公園や緑地、スポーツ施設などが充実した、快適に暮らせるまち
⑫	高等教育機関が充実した文教のまち
⑬	今のままで良い
⑭	その他
⑮	無回答

(2) 地域の課題

地域の特徴より、本地域では大きく3つの課題が挙げられます。

【地域の特徴】

- 平成17年をピークに人口は減少しています。65歳以上人口の割合は4割強と高齢化しています。
- 主要地方道宮崎須木線沿道には商業施設が点在し、本庄川から内陸側に住宅地が広がっています。
- 森永小学校が立地しており、地域の子供だけでなく、川南地域の子どもも通学しています。
- 須志田地区の田園地帯に本庄古墳群が立地し、保存管理されています。
- 本庄古墳群の南側に工場が立地していますが、古墳群と工場を隔てる緑地が緩衝帯となっており、空間の連続は見られません。
- 地域環境の暮らしやすさの満足度では、「空き家(店舗等)の増加の対策」についての満足度は低くなっています。
- 将来像では、「若者が地域に残り安定して暮らせるまち」に次いで「福祉施設や医療施設が充実した福祉のまち」が多くなっています。



【地域の課題】

- ◇ 地域は超高齢社会へ突入しており、高齢者が住みやすい地域づくり、子どもたちがこの地域で住みたいと思える環境づくりが必要です。
- ◇ 人口の減少とともに、空き家の把握や景観の改善、安全面等への対応が必要です。
- ◇ 本庄古墳群の適切な保存管理と活用が必要です。また、古墳群へ影響がない、土地利用の誘導が必要です。

2. 地域の目標

地域の現状と課題を踏まえ、森永地域の目標を設定します。

史跡と自然の調和した 住みよい空間 緑のあふれる森永地域

- 歴史・文化と近代産業の調和した土地利用の形成
- 古墳等を活用したまちなみ形成
- 住みよい空間としての土地利用の形成



本庄古墳群



主要地方道宮崎須木線沿道

3. まちづくり方針

(1) 土地利用

土地利用について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
市街化調整区域	◆ 農用地は、農林業的土地利用として、農業生産基盤や農村生活環境の整備を図ります。
都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主要地方道宮崎須木線沿線に商業系施設が立地している箇所は、地域拠点と沿道商業業務ゾーンとして位置づけ、地域機能の集積と商業の活性化を図るとともに、自然環境や農林業との調和を図ります。 ◆ 森永・竹田地区は、良好な居住環境拠点として位置づけ、定住を促進する土地利用を図るとともに、無秩序な住宅地の拡大抑制に努めます。 ◆ 森永地域は、工業・流通ゾーンとして位置づけ、的確な土地利用誘導を図り、無秩序な工業用地の拡大抑制に努めます。 ◆ 農用地は、農林業的土地利用として、農業生産基盤や農村生活環境の整備を図ります。 ◆ 国指定史跡の本庄古墳群や県指定天然記念物の森永化石群の保全に配慮した土地利用を図るとともに、地域活性化の活用を検討します。

(2) 都市機能

都市機能について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主要地方道宮崎須木線沿線は、商業と住居が混在する地域拠点として、良好な歩行空間を維持します。 ◆ 小学校周辺の道路は、通学路として良好で安全な歩行空間の確保を図ります。 ◆ 高齢者の移動困難者のためのデマンド型乗合タクシーの維持・確保を図ります。

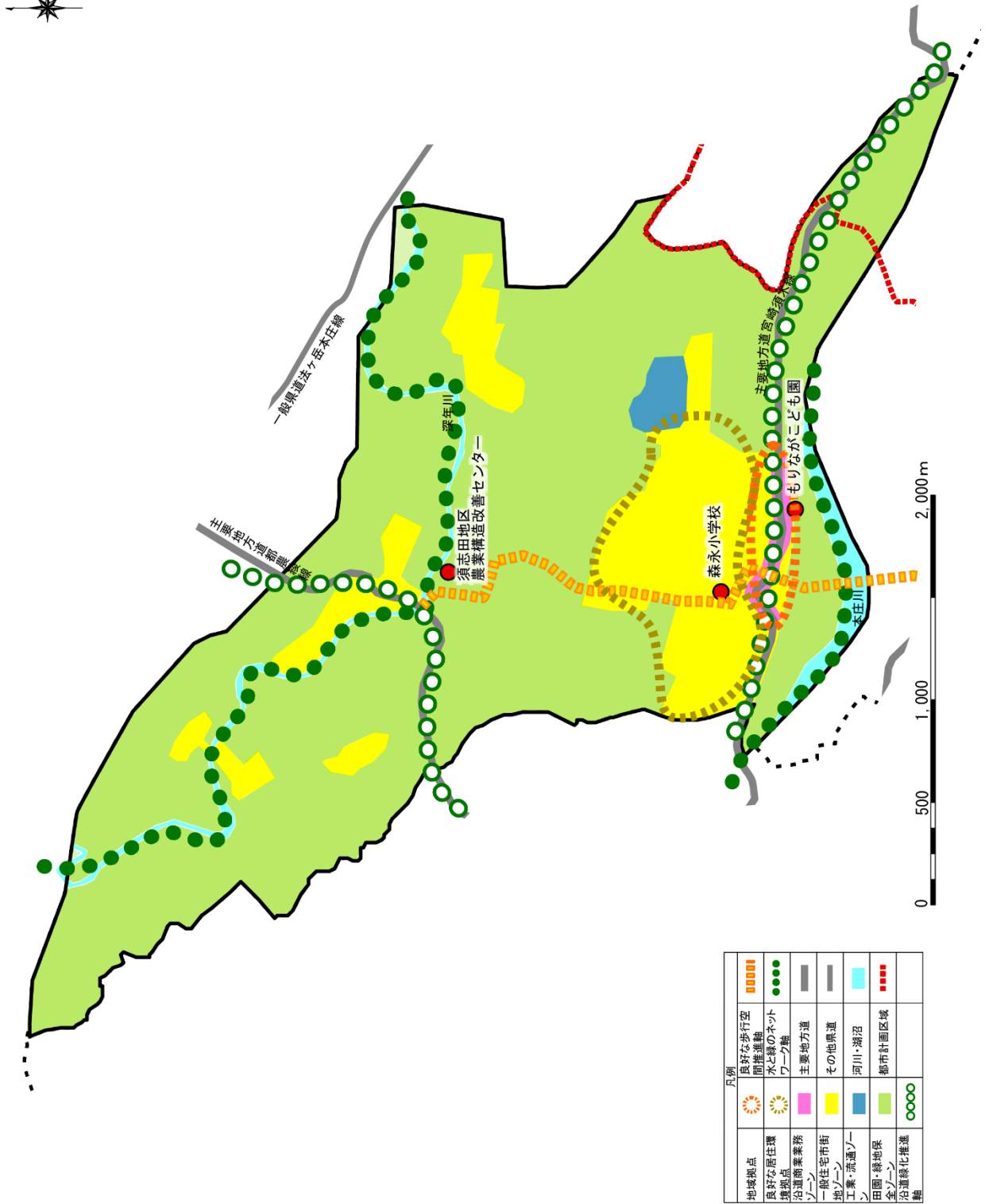
第2章5節 森永地域

(3) 都市環境・景観形成

都市環境・景観形成について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路	◆ 主要な道路の沿道は、優れた自然景観や樹木等を保全するとともに、花木類の植栽により美しい沿道空間の創出を促進します。
公園・緑地	◆ 住宅地の未利用地等は、防災の観点だけでなく、地域の景観に配慮し、緑化に努めます。
その他	◆ 本庄古墳群は、景観の維持保全と古墳を活かしたまちなみ形成を図ります。 ◆ 景観計画や古墳保存管理計画等と連携して、古墳群の景観保全の方向性について周知を図っていくとともに、将来的な景観協定の締結といった具体的な施策の可能性を地域とともに検討します。 ◆ 町民や民間事業者に対して、史跡地景観のあり方に対する意識の醸成を図っていくことを検討します。

■地域別まちづくり方針図（森永地域）



第2章6節 八代地域

1. 地域の現状と課題

(1) 地域の現状

八代地域は、都市計画区域外です。

本地域は、国富町の中で最も広い面積です。高田原及び川上の畑台地、深年川及び後川流域の水田地帯を有し、国有林が森林の大部分を占めている地域です。法華嶽公園一帯は森林に囲まれた自然豊かな地域となっています。



八代中学校

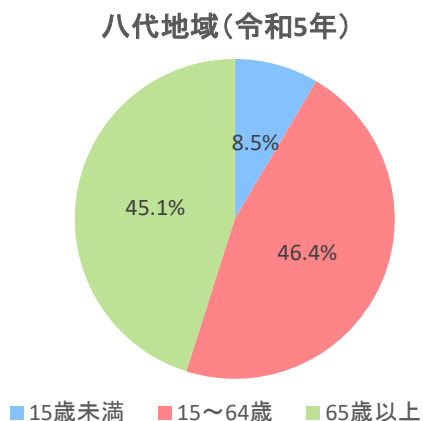
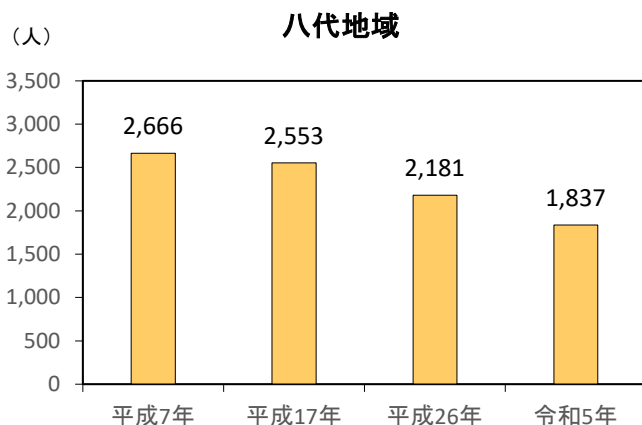


法華嶽公園 (ドッグラン)

① 人口

本地域の人口は、減少傾向で令和5年は1,837人です。

年齢3区分の人口割合は、15～64歳と65歳以上が共に4割半ば、15歳未満は1割未満です。



資料：住民基本台帳各年4月1日時点

② 道路・交通

主要な道路は、中央部を主要地方道都農綾線が縦断し、交差するように県道法ヶ岳本庄線が横断しています。路線バスは運行していません。

誘致企業は、県道法ヶ岳本庄線沿道に1企業立地しています。

③ 公園

公園は、法華嶽公園が整備されています。国有林と町有林を合わせた35haの敷地に、芝生広場やこども広場、キャンプ場、グラススキー場、パターゴルフ、テニスコート、バッテリーカー、日本庭園、ドッグランなど、自然が生かされた施設が多数あります。



凡例	
誘致企業	●
公園	■

第2章6節 八代地域

④ 教育

学校は、八代中学校と八代小学校が立地しています。子育て支援施設は、立地していません。八代中学校、八代小学校とも、本地域の児童生徒だけでなく、北俣地域からも通学しています。

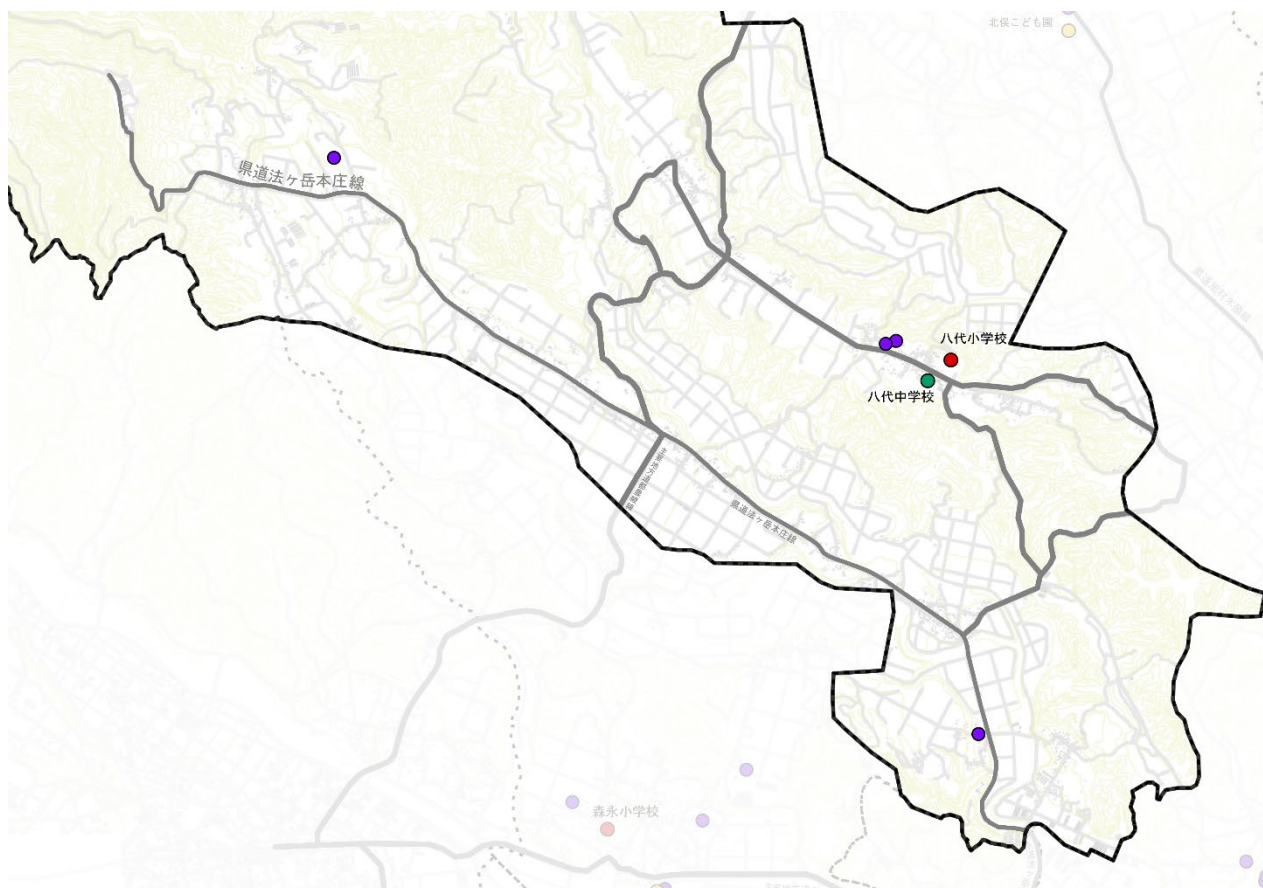
将来の児童数・生徒数とも減少すると推計されています。

学校名	児童生徒数	
	R5	R15（推計）
八代小学校	113	105
八代中学校	66	49

資料：教育総務課

⑤ 福祉・介護保険

福祉施設は、立地していません。介護保険施設は、県道法ヶ岳本庄線沿道や学校周辺に数施設立地しています。

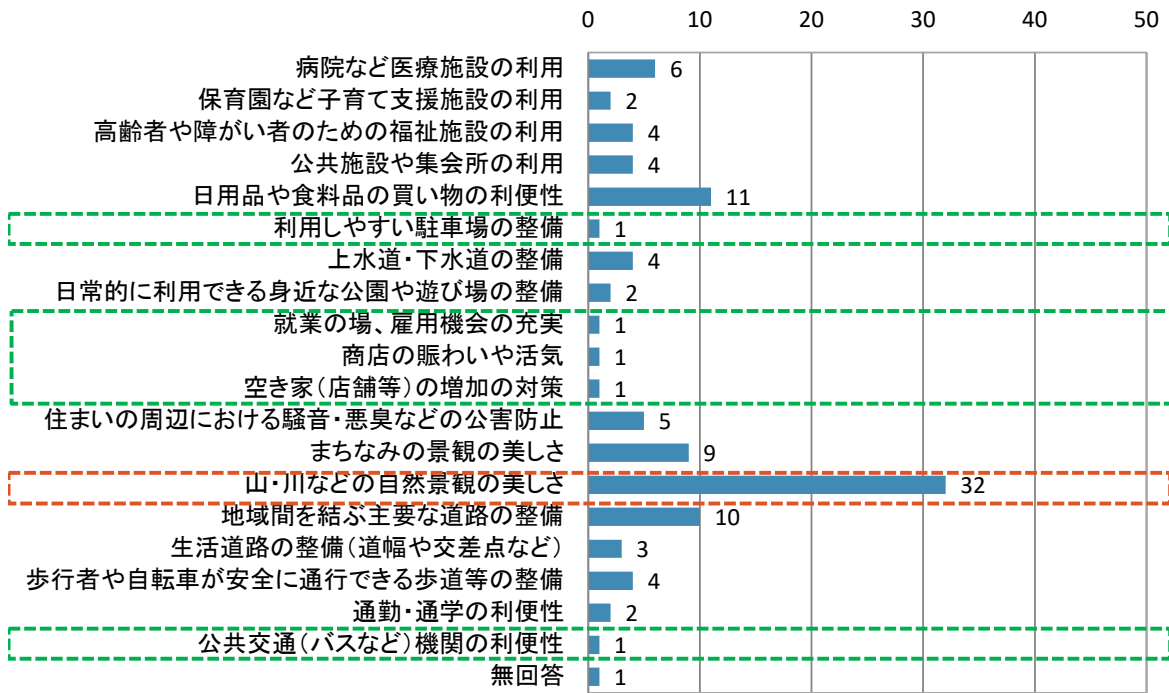


凡例	
小学校	●
中学校	●
福祉・介護保険	●

⑥ アンケート

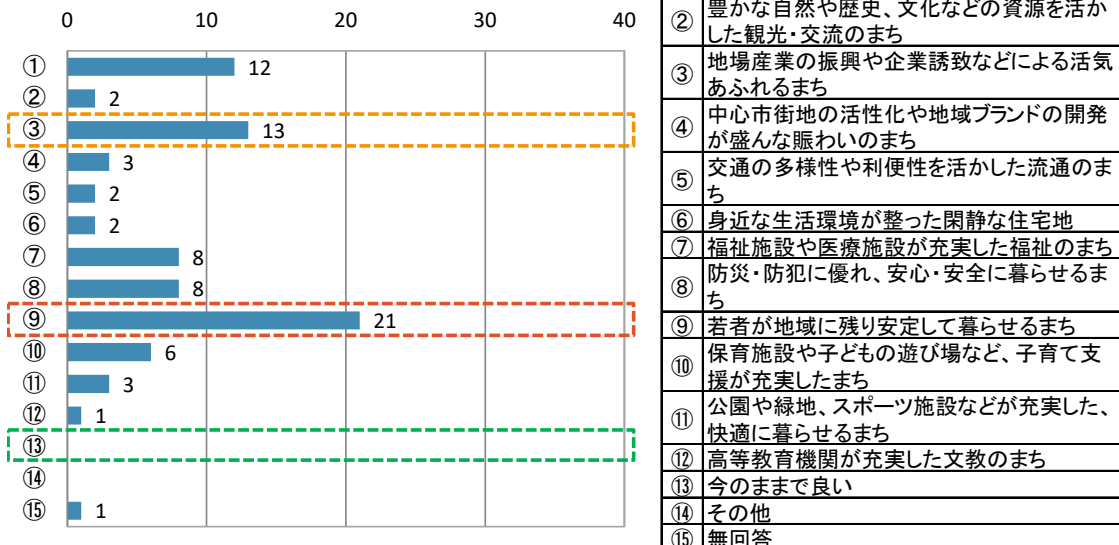
地域の環境や暮らしやすさについての満足度では、「山・川などの自然景観の美しさ」の満足度が高くなっています。一方で、「利用しやすい駐車場の整備」「就業の場、雇用機会の充実」「商店の賑わいや活気」「空き家（店舗等）の増加の対策」「公共交通（バスなど）機関の利便性」に対し満足と回答した人はいませんでした。

地域の環境や暮らしやすさについての満足度(八代地域)



目指すべき都市の将来像では、「若者が地域に残り安定して暮らせるまち」が最も多く、次いで「地場産業の振興や企業誘致などによる活気あふれるまち」が多くなっています。一方で、「今のままで良い」の将来像を回答している人はいませんでした。

目指すべき都市の将来像(八代地域)



第2章6節 八代地域

(2) 地域の課題

地域の特徴より、本地域では大きく3つの課題が挙げられます。

【地域の特徴】

- 平成7年以降、人口は減少し、65歳以上人口の割合が4割半ばと高齢化しています。
- 7地域の中で、最も広い地域面積を有しています。
- 高田原及び川上の畑地と深年川及び後川流域の水田地帯を有し、国有林が森林の大部分を占めています。
- 八代小学校と八代中学校が立地しており、地域の子どもだけでなく、北俣地域の子どもも通学しています。
- 企業誘致により、1企業が立地しています。
- 地域の環境や暮らしやすさについての満足度では、「公共交通(バスなど)機関の利便性」に対する満足度は低くなっています。
- 将来像に関するアンケート結果では、「若者が地域に残り安定して暮らせるまち」に次いで「地場産業の振興や企業誘致などによる活気あるまち」が挙げられています。



【地域の課題】

- ◇ 地域は超高齢社会へ突入しており、高齢者が住みやすい地域づくり、子どもたちがこの地域で住みたいと思える環境づくりが必要です。
- ◇ 人口の減少とともに、空き家の把握や景観の改善、安全面等への対応が必要となっています。
- ◇ 法華嶽公園は、自然に触れ、学ぶことができる空間として、自然環境の維持保全が必要です。
- ◇ 市街地から離れて住宅が集積しており、生活しやすい交通環境が必要です。

2. 地域の目標

地域の現状と課題を踏まえ、八代地域の目標を設定します。

自然を学び 緑を感じる 農林業と交流を育てる八代地域

- 法華嶽公園を活用した交流空間の形成
- 国有林等による豊かな自然環境の維持保全
- 豊かな田園風景の形成



法華嶽公園



大坪一本桜



川上地区

第2章6節 八代地域

3. まちづくり方針

(1) 土地利用

土地利用について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none">◆ 農業生産性の向上と安定化を図るため優良農用地の確保と、農林業生産基盤の整備、農村生活環境の整備を図ります。◆ 国有林が大部分を占めており、森林のもつ水源かん養機能*、大気浄化など公益的機能の保全と森林の適切な管理・保護、乱開発の防止を図ります。◆ 八代小学校周辺や深年体育館周辺は、住宅が集積しているため、良好な居住環境拠点に位置づけ、住環境の維持に努めるとともに、無秩序な拡大抑制に努めます。◆ 法華嶽公園一帯の森林は、町民に親しまれる保健休養林*の場として有効な土地利用を図ります。◆ 耕作放棄地*の新しい利活用を検討します。◆ 美しい景観づくりのための土地利用を検討します。

(2) 都市機能

都市機能について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

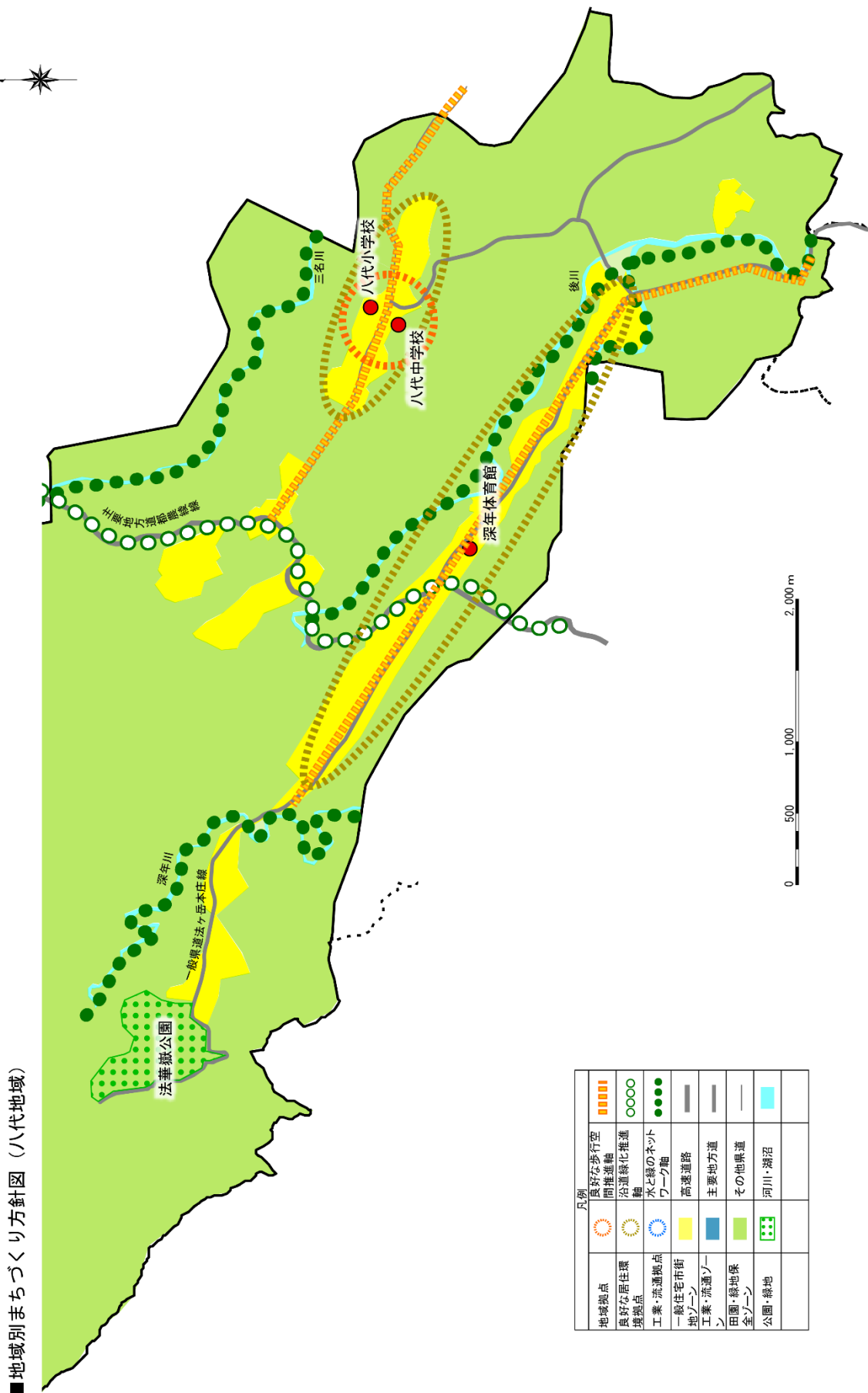
項目	方針
道路・交通	<ul style="list-style-type: none">◆ 八代小学校と八代中学校の通学路は、地域住民と協議を行い、歩道の着色やハンプ等の速度を抑制する道路環境等の活用を検討し、良好な歩行空間の確保を図ります。◆ 高齢者の移動困難者のためのデマンド型乗合タクシーの維持・確保を図ります。

(3) 都市環境・景観形成

都市環境・景観形成について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路	◆ 主要な道路の沿道は、優れた自然景観や樹木等を保全するとともに、花木類の植栽により美しい沿道空間の創出を促進します。
公園・緑地	◆ 法華嶽公園は、自然との交流の場及び広域レクリエーションの場として、自然的環境の維持保全と活用を図ります。
その他	◆ 高田原及び川上の畑台地と深年川及び後川流域の水田地帯は、良好な農村景観の保全を図ります。

第2章 6節 八代地域

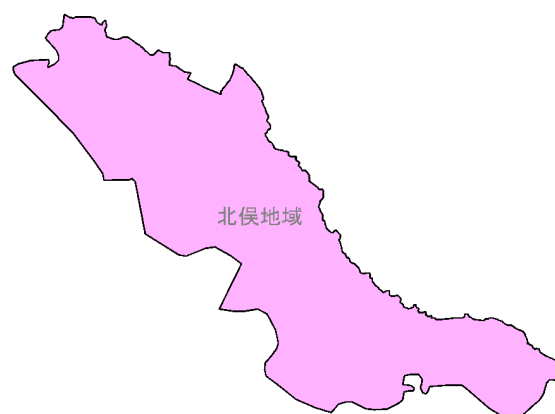


1. 地域の現状と課題

(1) 地域の現状

北俣地域は、都市計画区域外です。

本地域は、薩摩原及び六野原の広大な畑地を有し、粉木池周辺にも畑が広がり、農林業の盛んな地域です。国富町を南北に走り西都市へと続く主要地方道都農綾線沿いも両方に畑が広がっています。

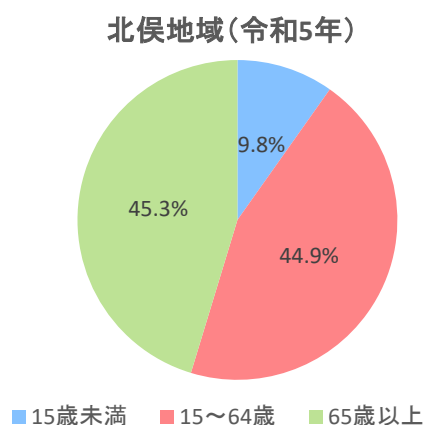
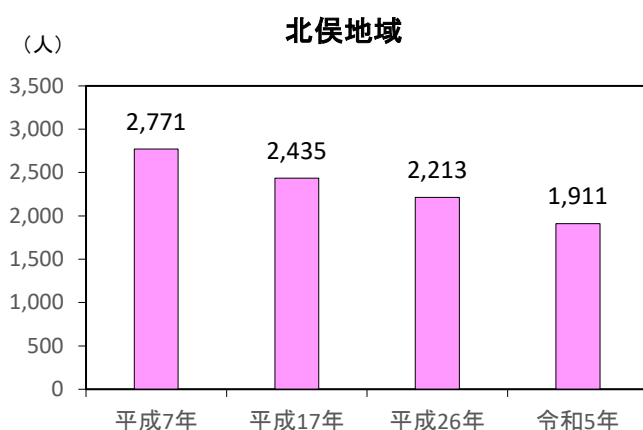


粉木池

① 人口

本地域の人口は、減少傾向で令和5年は1,911人です。

年齢3区分の人口割合は、15～64歳と65歳以上が共に4割半ば、15歳未満が1割未満です。



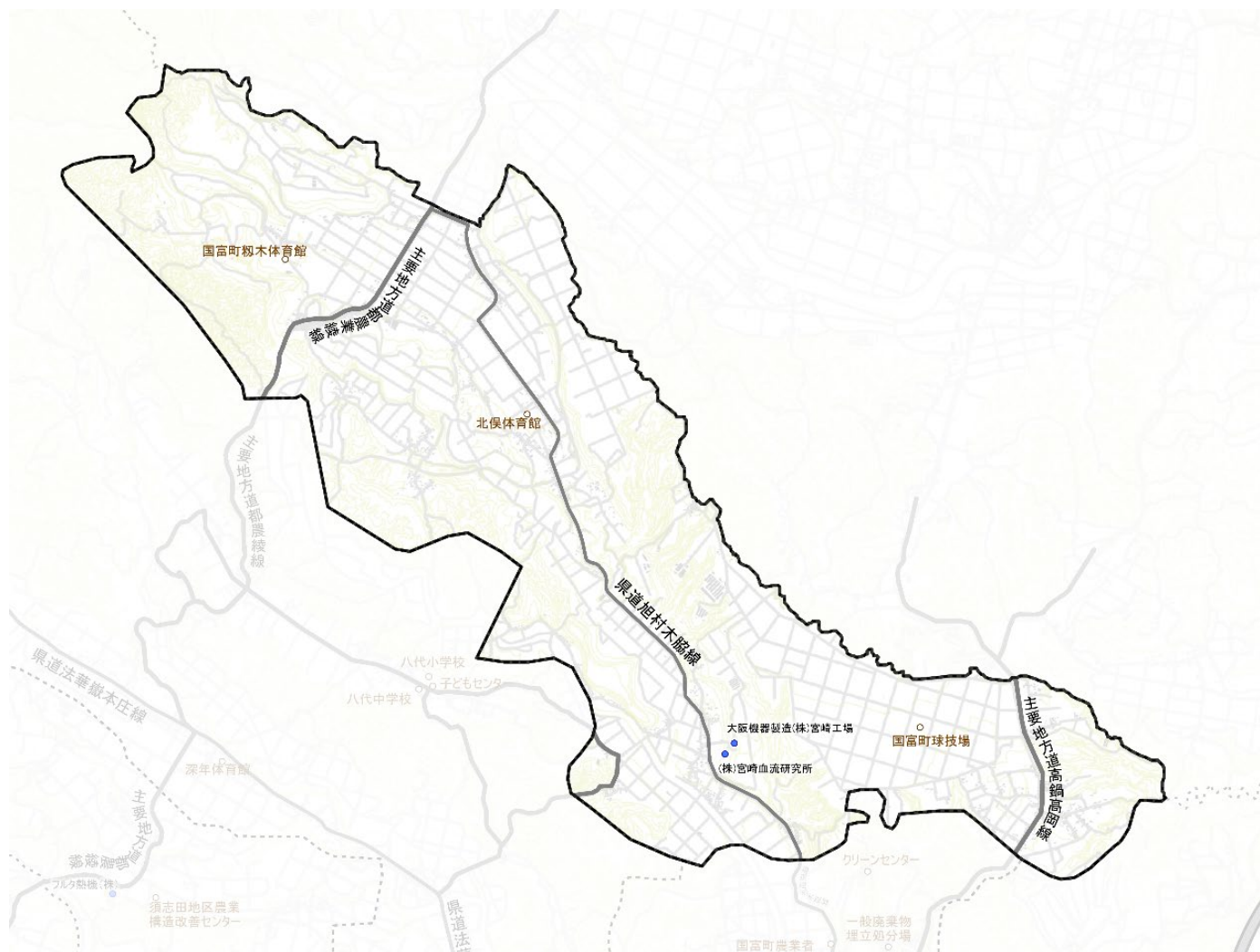
資料：住民基本台帳各年4月1日時点

第2章 7節 北俣地域

② 道路・交通

主要な道路は、南部に主要地方道高鍋高岡線、北部に主要地方道都農綾線、地域中央部を県道旭村木脇線が縦断しています。路線バスは運行していません。

誘致企業は、県道旭村木脇線沿道に2企業立地しています。



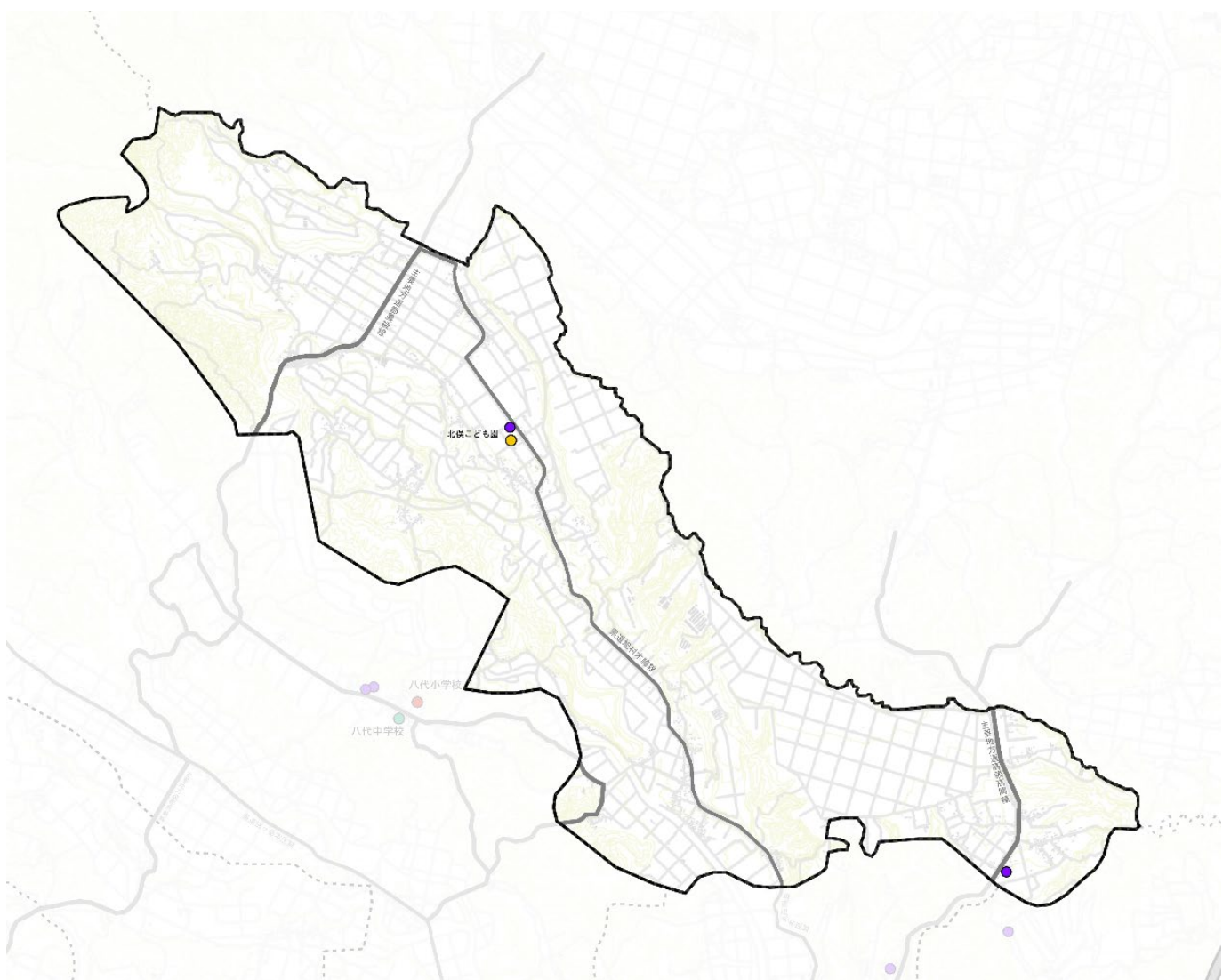
凡例	
誘致企業	●

③ 教育

学校は、立地していません。子育て支援施設は、保育所等 1 施設が立地しています。本地域の小学生や中学生は、隣接する八代小学校や八代中学校に通学しています。

④ 福祉・介護保険

福祉施設は、立地していません。介護保健施設は、主要地方道高鍋高岡線や県道旭村木脇線の沿線に 2 施設立地しています。



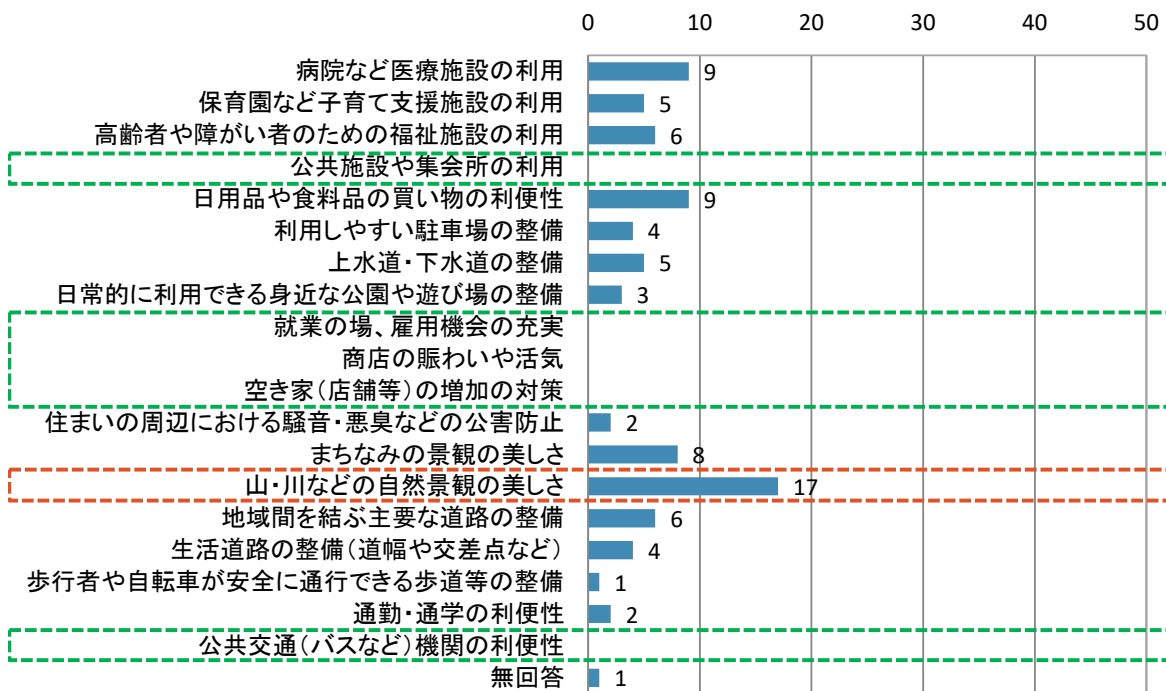
凡例	
保育所等	●
福祉・介護保険	●

第2章 7節 北俣地域

⑤ アンケート

地域の環境や暮らしやすさについての満足度では、「山・川などの自然景観の美しさ」の満足度が高くなっています。一方で、「公共施設や集会所の利用」「就業の場、雇用機会の充実」「商店の賑わいや活気」「空き家（店舗等）の増加の対策」「公共交通（バスなど）機関の利便性」に対し満足と回答した人はいませんでした。

地域の環境や暮らしやすさについての満足度(北俣地域)



目指すべき都市の将来像では、「若者が地域に残り安定して暮らせるまち」が最も多く、次いで「農林漁業を主体とし、豊かな自然環境と調和したまち」が多くなっています。

目指すべき都市の将来像(北俣地域)



(2) 地域の課題

地域の特徴より、本地域では大きく4つの課題が挙げられます。

【地域の特徴】

- 平成7年以降、人口は減少しています。65歳以上人口の割合が4割半ばと7地域の中で最も高齢化しています。
- 薩摩原及び六野原の広大な畑地を有し、粕木池周辺にも畑が広がり、農林業の盛んな地域です。
- 地域の中央部に県道旭村木脇線が縦断して整備されています。
- 本地域の小学校は平成21年に閉校しており、地域の小学生は隣接する八代小学校に通学しています。
- 企業誘致により、2企業が立地しています。
- 地域の環境や暮らしやすさについての満足度より、「公共交通（バスなど）機関の利便性」についての満足度は低くなっています。
- 地域の環境や暮らしやすさについての満足度より、「空き家（店舗等）の増加の対策」や「公共施設や集会所の利用」についての満足度は低くなっています。



【地域の課題】

- ◇ 地域は超高齢社会へ突入しており、高齢者が住みやすい地域づくり、子どもたちがこの地域で住みたいと思える環境づくりが必要です。
- ◇ 人口の減少とともに、空き家の把握や景観の改善、安全面等への対応が必要となっています。
- ◇ 市街地から離れているため、住みやすい交通環境の確保が課題です。
- ◇ 農林業の盛んな地域であり、町一番の大きな粕木池など自然豊かな環境を維持保全し続けることが必要です。

第2章 7節 北俣地域

2. 地域的目標

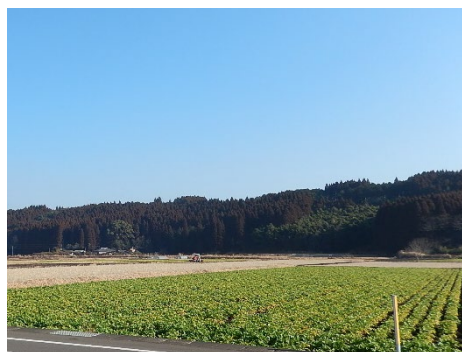
地域の現状と課題を踏まえ、北俣地域の目標を設定します。

水と緑を活かし 自然豊かな まちの農林業を支える北俣地域

- 豊かな田園環境の維持保全
- 粕木池を活用した水と緑に親しめる交流環境の形成
- 農林業を活用した産業の活性化



不動の滝



さつま原



北俣体育館

3. まちづくり方針

(1) 土地利用

土地利用について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 北俣こども園や北俣体育館等周辺は、地域拠点に位置づけ、交流機能の維持を図ります。 ◆ 北俣こども園や北俣体育館等周辺の住宅地は、良好な居住環境拠点に位置づけ、住環境の維持に努めるとともに、無秩序な住宅地の拡大抑制を図ります。 ◆ 農林業の生産基盤整備や農村生活環境整備を推進しつつ、良好な農村景観の保全を図ります。 ◆ 森林のもつ水源かん養機能、大気浄化など公益的機能の保全を図るとともに、森林の適切な整備・保護、乱開発の防止に努めます。 ◆ 耕作放棄地の新しい利活用を検討します。 ◆ 美しい景観づくりのための土地利用を図ります。 ◆ 靫木池周辺は、法華嶽公園や九州自然歩道等との連携を図り、町民の憩いの場として活用を図ります。

(2) 都市機能

都市機能について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 集落周辺の県道旭村木脇線沿道は、良好で安全な歩行空間の確保に努めます。 ◆ 高齢者の移動困難者のためのデマンド型乗合タクシーの維持・確保を図ります。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 靫木池は、自然と人々の生活の勉強の場となっているため、池の維持と周辺の自然環境の保全を図ります。

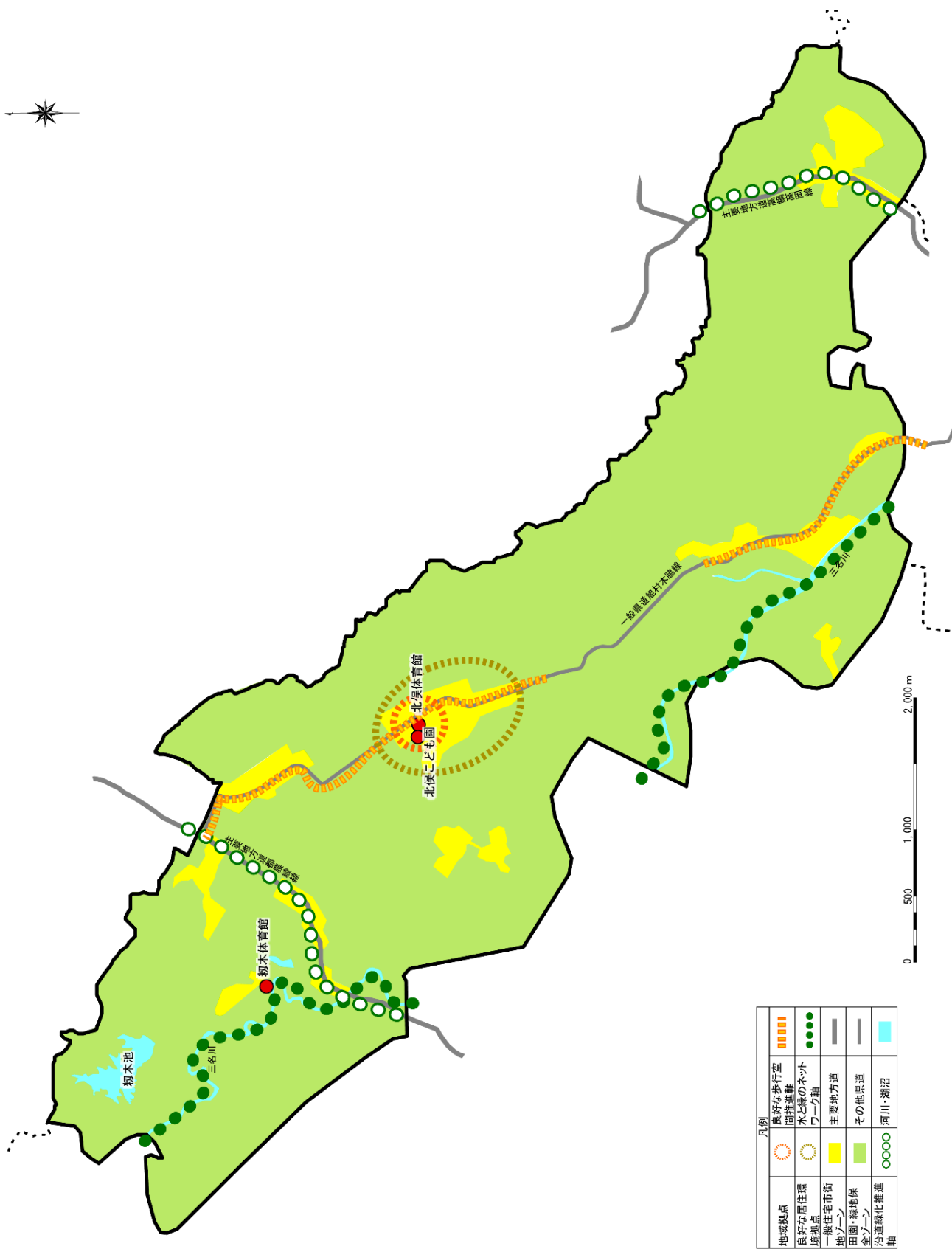
第2章 7節 北俣地域

(3) 都市環境・景観形成

都市環境・景観形成について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路	◆ 主要な道路の沿道は、優れた自然景観や樹木等を保全するとともに、花木類の植栽により美しい沿道空間の創出を促進します。
公園・緑地	◆ 粕木池周辺には豊かな自然が広がっており、季節に合わせた美しい環境を保全し、景観の維持を図ります。
その他	◆ 良好な居住環境拠点を囲むように配置された田園の維持を図り、美しい景観としての魅力向上を図ります。

■ 地域別まちづくり方針図（北俣地域）



第2章 8節 木脇地域

1. 地域の現状と課題

(1) 地域の現状

木脇地域は、南部が都市計画区域に含まれ、その一部が市街化区域に指定されています。

本地域は、国富町の東に位置し、県都宮崎市に隣接していることからベッドタウン*としての土地利用の需要があり、宅地化が進んでいます。地域の南側に東九州自動車道の国富スマートインターチェンジが設置されています。北側の森林には、ゴルフ場が立地しています。

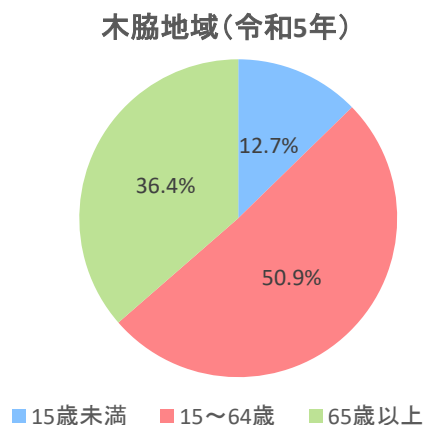
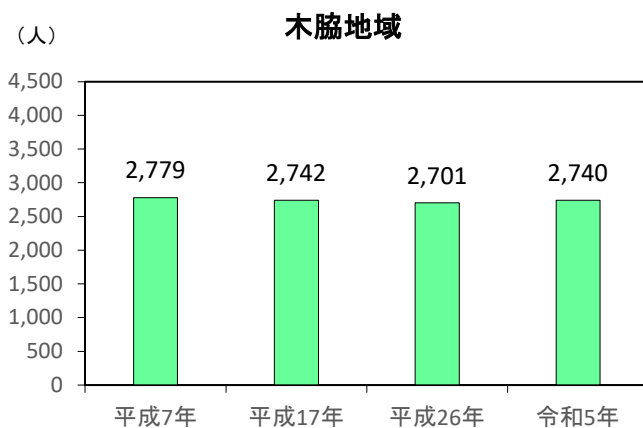


木脇小学校

① 人口

本地域の人口は、ほぼ横ばいを推移しており、令和5年は2,740人です。

年齢3区分人口の割合は、15～64歳が5割強、65歳以上が3割半ば、15歳未満が1割強です。



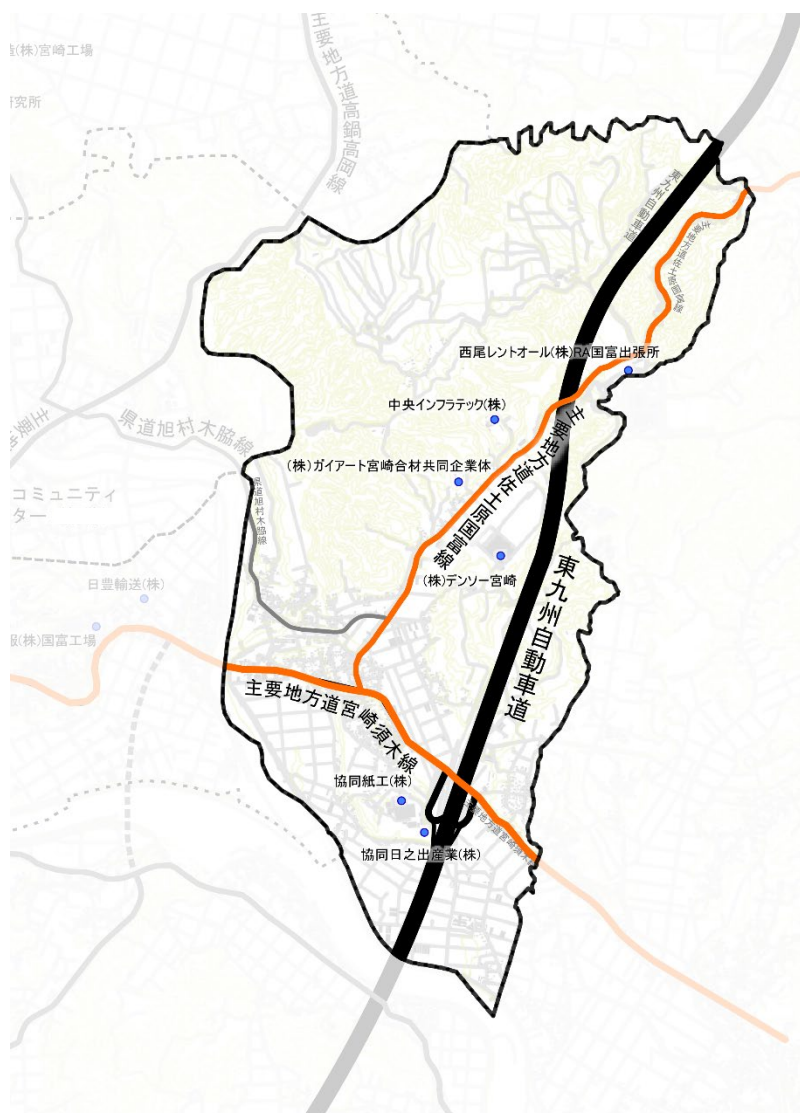
資料：住民基本台帳各年4月1日時点

② 道路・交通

主要な道路は、東部に東九州自動車道が縦断し、その南側に国富スマートインターチェンジが設置されています。東九州自動車道へのアクセス道路として、主要地方道宮崎須木線（都市計画道路竹田通線）が横断し、主要地方道佐土原国富線や県道旭村木脇線が縦断しています。

路線バスは、主要地方道宮崎須木線と主要地方道佐土原国富線に2路線運行しています。

誘致企業は、国富スマートインターチェンジ周辺や主要地方道佐土原国富線沿道に6企業立地しています。



凡例	
バス路線 (宮崎交通)	
誘致企業	

第2章 8節 木脇地域

③ 教育

学校は、木脇小学校と木脇中学校が立地しています。子育て支援施設は、保育所等が2施設立地しています。木脇小学校や木脇中学校は、本地域の小学生だけでなく、川北地域の小学生も通学しています。

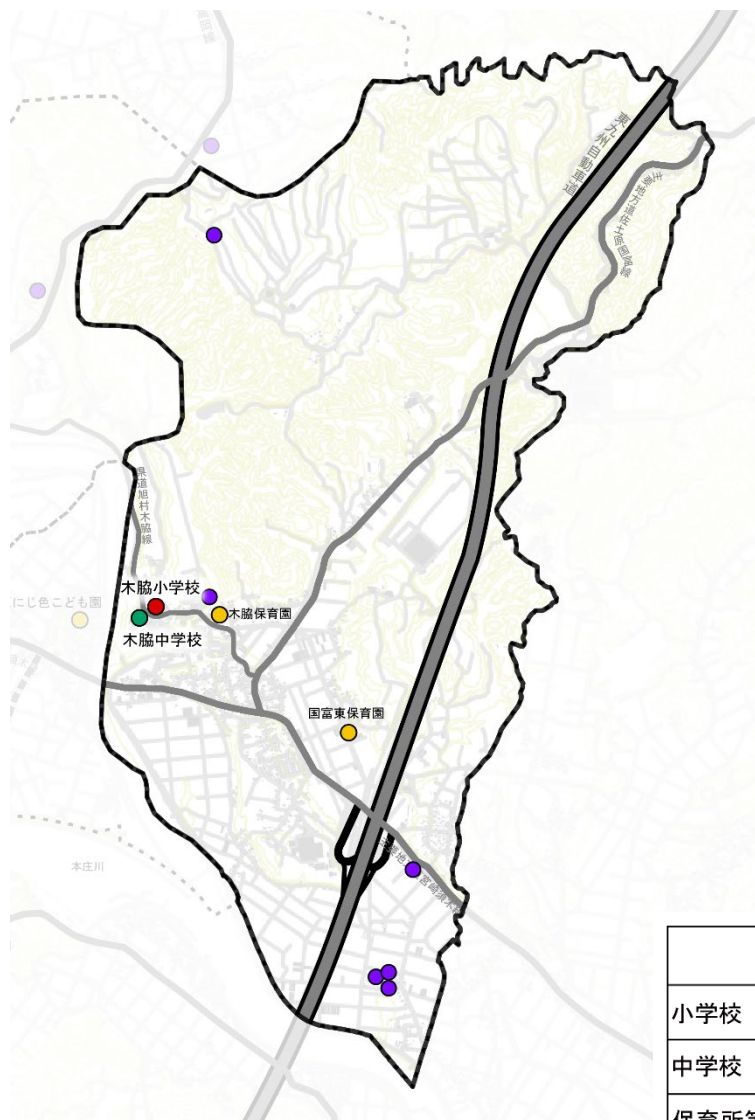
将来の児童数は減少、生徒数は微増すると推計されています。

学校名	児童生徒数	
	R5	R15（推計）
木脇小学校	286	203
木脇中学校	139	144

資料：教育総務課

④ 福祉・介護保険

福祉施設は、立地していません。介護保健施設は、国富スマートインターチェンジ周辺や主要地方道高鍋高岡線周辺に数施設立地しています。

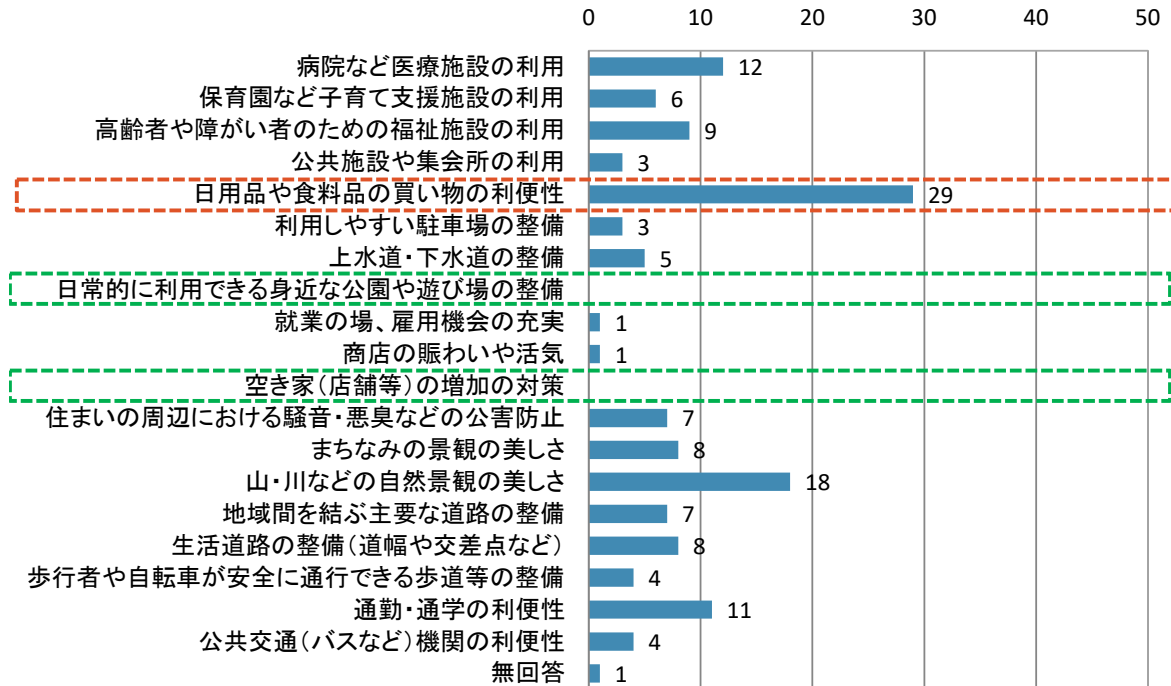


凡例	
小学校	●
中学校	●
保育所等	●
福祉・介護保険	●

⑤ アンケート

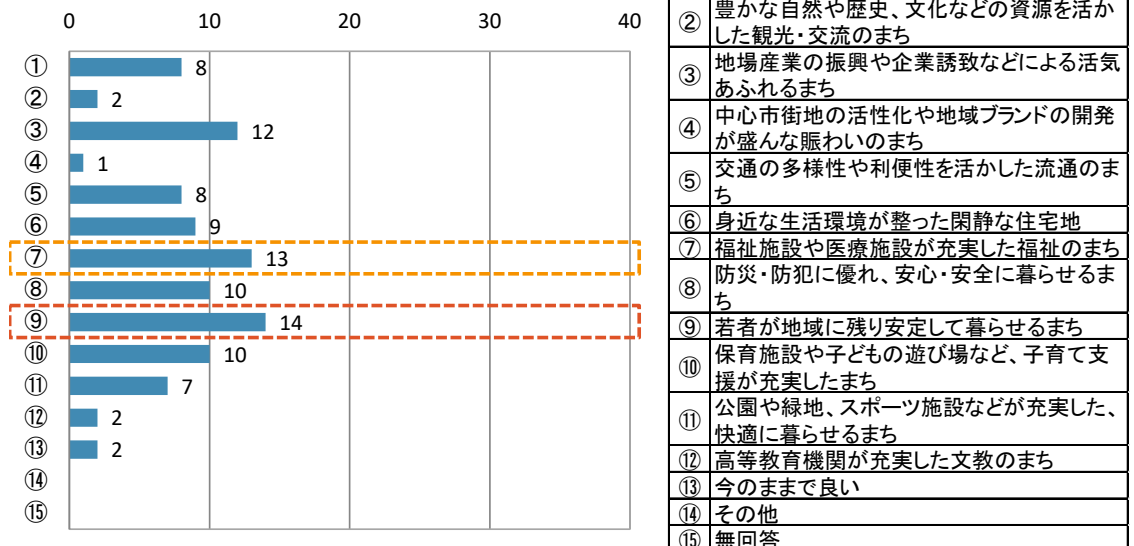
地域の環境や暮らしやすさについての満足度では、「日用品や食料品の買い物の利便性」の満足度が高くなっています。一方で、「日常的に利用できる身近な公園や遊び場の整備」「空き家（店舗等）の増加の対策」に対し満足と回答した人はいませんでした。

地域の環境や暮らしやすさについての満足度(木脇地域)



目指すべき都市の将来像では、「若者が地域に残り安定して暮らせるまち」が最も多く、次いで「福祉施設や医療施設が充実した福祉のまち」が多くなっています。

目指すべき都市の将来像(木脇地域)



第2章8節 木脇地域

(2) 地域の課題

地域の特徴より、本地域では大きく4つの課題が挙げられます。

【地域の特徴】

- 人口は、ほぼ横ばいを推移しています。65歳以上人口の割合が3割半ばと高齢化しています。
- 東九州自動車道国富スマートインターチェンジとそのアクセス道路が配置され、路線バスが運行されるなど、本町の交通の要所となっています。
- 東九州自動車道や国富スマートインターチェンジ周辺には、大規模工場が立地しています。
- 県都宮崎市のベッドタウンとしての需要があり、宅地化が進んでいます。
- 学校・子育て支援施設が充実し、隣接する川北地域からも通学しています。
- 地域の環境や暮らしについての満足度では、「日常的に利用できる身近な公園や遊び場の整備」や「空き家（店舗等）の増加の対策」についての満足度は低くなっています。
- 目指すべき将来の都市像では、「若者が地域に残り安定して暮らせるまち」に次いで「福祉施設や医療施設が充実した福祉のまち」が多くなっています。



【地域の課題】

- ◇ 地域は超高齢社会へ突入しており、高齢者が住みやすい地域づくり、子どもたちがこの地域で住みたいと思える環境づくりが必要です。
- ◇ 人口の減少とともに、空き家の把握や景観の改善、安全面等への対応が必要となっています。
- ◇ 広域交通の利便性を活かした国富スマートインターチェンジ周辺の土地の有効活用が必要です。
- ◇ ベッドタウンとしての位置を活かした人口対策や少子化対策が必要です。

2. 地域の目標

地域の現状と課題を踏まえ、木脇地域の目標を設定します。

まちの玄関口 人の交流と物の交流の 活気ある木脇地域

- 国富スマートインターチェンジを活用した交流空間の形成
- 定住促進に向けた良好な住環境形成
- 子育てのしやすい環境の形成
- 緑を活かした自然あふれるまちなみの形成



国富スマートインターチェンジ



主要地方道宮崎須木線沿道
(都市計画道路竹田通線)

第2章8節 木脇地域

3. まちづくり方針

(1) 土地利用

土地利用について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
市街化区域	<ul style="list-style-type: none">◆ ベッドタウンとしての需要が高く宅地化が進んでおり、秩序ある計画的な土地利用を図ります。◆ 良好な市街地を形成するため、都市基盤の整備、公園緑地の確保など、計画的な都市的土地利用を図ります。◆ 主要地方道宮崎須木線沿道は、商業系施設が多く立地しているため、地域拠点に位置づけるとともに、活気ある沿道商業業務系の土地利用を図ります。また、空き店舗を把握し、有効利用を図ります。◆ 市街化区域内の住宅地は、良好な居住環境の維持に努めます。
市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none">◆ 農業生産基盤や農村生活環境の整備を図り、農林業的土地利用を図り、秩序ある適切な土地利用を図ります。◆ 大規模な集落は、周辺の田園等との調和を図り、宅地化の乱開発防止を図ります。◆ 都市計画法第34条11号に基づく開発許可基準の適用区域である塚原地区及び上岩知野地区、主要地方道佐土原国富線沿道においては、良好な住居拠点に位置づけ、住環境の維持を図ります。開発を行う場合は、無秩序な市街地拡大を抑制しつつ、集落の維持、活性化、地域振興を目的とした、計画的な市街化区域の編入や地区計画の活用による良好な居住環境の整備を検討します。◆ 新たな工業企業の誘致や流通業務地を確保する上で、市街化区域内で対応しきれない場合は、周辺の山林や農地の環境に配慮しつつ、市街化区域への編入や地区計画の活用を検討します。◆ 国富スマートインターチェンジ周辺や主要地方道佐土原国富線沿道は交通の利便性を活かした、工業・流通拠点として位置づけ、工業・流通系の土地利用の形成を図ります。◆ 国富スマートインターチェンジ周辺において、町内外の交流の活性化や、まちなかへと結びつく賑わいの創出を目的として、道の駅の整備を検討します。
都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none">◆ 森林は、水源かん養機能を維持しつつ、保健文化機能*を活かした土地利用を図ります。

(2) 都市機能

都市機能について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 物流の効率化と災害時の緊急輸送機能確保のため、東九州自動車道の4車線化を促進します。 ◆ 主要地方道宮崎須木線は、歩行者の安全性向上のため歩道整備を促進します。 ◆ 学校周辺の県道旭村木脇線は、通学路として良好で安全な歩行空間の維持を促進します。 ◆ 高齢者の移動困難者のためのデマンド型乗合タクシーの維持・確保を図ります。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市街化区域の住宅地においては、火災による延焼を避けるため、公園、緑地、広場等のオープン施設の確保を図ります。

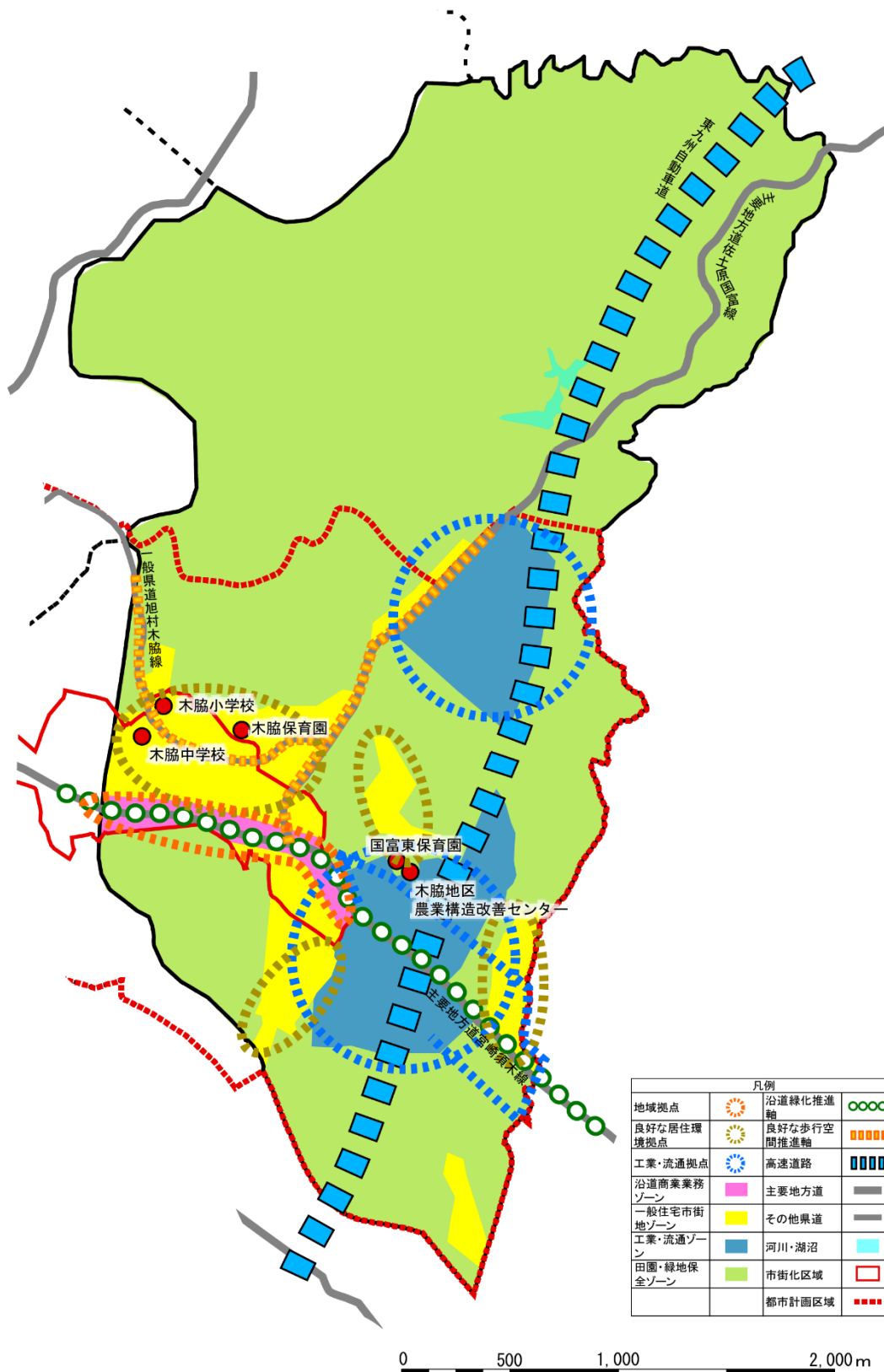
(3) 都市環境・景観形成

都市環境・景観形成について、以下のような方針で地域づくりを進めます。

項目	方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主要な道路の沿道は、優れた自然景観や樹木等を保全するとともに、花木類の植栽により美しい沿道空間の創出を促進します。 ◆ 主要地方道宮崎須木線沿道は、良好な景観形成に資する広告塔や看板の設置誘導を行います。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林は、ゴルフ場などのレクリエーション機能を有しており、また、町有林や区有林も多く含まれていることから、自然環境の保全を図ります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工業・流通ゾーンは、周辺の田園景観と調和した景観形成を図ります。

第2章 8節 木脇地域

■地域別まちづくり方針図（木脇地域）



第3章 まちづくりの推進方針編

1. 都市計画マスタープランの運用

都市計画マスタープランは、国富町総合計画や国土利用計画などの上位計画や国富町まち・ひと・しごと創生総合戦略などの関連する各種計画、宮崎県の都市計画区域マスタープランなどを踏まえ、まちづくりの方針を定めており、今後、この方針に沿って各個別計画の立案や事業実施、都市計画の決定・変更を行っていきます。

2. 協働によるまちづくりの推進

まちづくりを推進するためには、計画や制度に対して住民の理解と協力を得ることが不可欠です。国富町におけるまちづくりの課題や目指すべき将来像を住民と共有し、理解を深めてもらうことが重要です。そのため、まちの広報誌である「広報くにとみ」や町のホームページなどを活用し、都市計画マスタープランを含めた各種計画やまちづくりに関する情報を発信し、住民や各種団体との対話を進めながら、まちづくりの実現に向けた取り組みを行っていきます。

また、まちづくりには、市内の協力体制はもとより、国・県、近隣市町村など関係機関との連携、住民や企業、まちづくり団体の協力が必要不可欠です。そのため、広域幹線道路などの骨格的な道路整備や拠点整備などにおいては、国・県をはじめとする関係機関との連携を密にし、役割分担や計画調整などについての理解と協力を働きかけていきます。また、民間が主体となる事業においては、都市計画マスタープランの趣旨に添うよう、適切な指導や誘導を行い、連携・協力によるまちづくりを展開していきます。

国富町は、住民や企業、まちづくり団体、行政がそれぞれの役割を認識し、お互いの連携のもと、まちづくりを進める仕組みを構築していきます。



クリーン国富

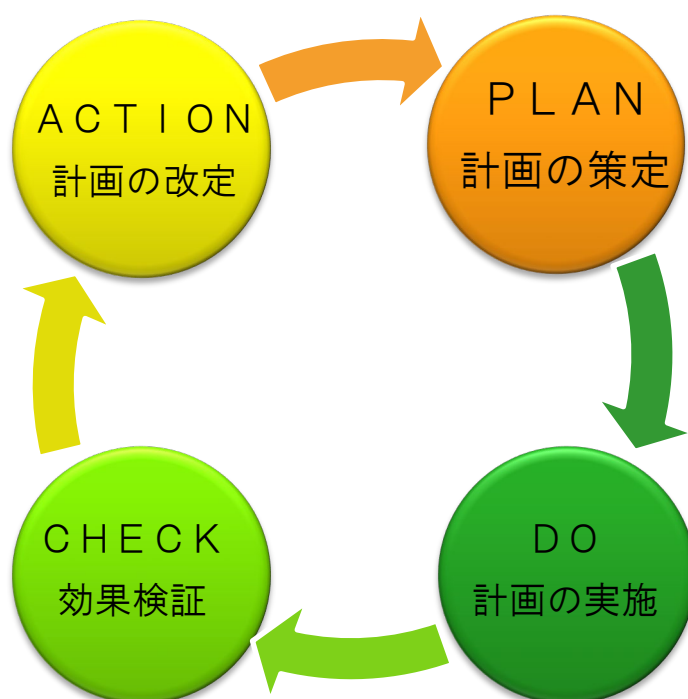
3. 計画の適切な管理と見直し

本マスタープランは、国富町の将来像を掲げ、都市計画に関する基本的な方向性を示すものです。今後、この将来像の実現に向けて、本マスタープランに基づいた具体的な取り組みが必要となってきます。

また、近年の厳しい社会経済情勢や財政状況を勘案した場合、これからのまちづくりは限られた財源の中でいかに効率的・効果的な投資を行い、住民サービスが向上する施策を総合的に展開していくことが重要となります。

そのため、適確な運用、進行管理、連携・協力を行い、実効性を高めていくことが必要です。

なお、今後の都市づくりは、この都市計画マスタープランの方針に基づき、各種の制度や事業を活用しながら進めることとなりますが、概ね5年毎に進捗状況の確認や成果の把握を行い、必要に応じて適宜見直しを行うなど柔軟な対応を図るとともに、計画の中間年次となる概ね10年後に全体計画の見直しを行うものとしします。



1. まちの重要施策

(1) 重要施策の設定

国富町のまちづくり理念「田園に囲まれ 人と自然が共存する 元気あふれる国富」及び人口や土地利用などの目標を達成するために、町では以下の施策に重点を絞り実施していきます。

■基本理念

田園に囲まれ 人と自然が共存する 元気あふれる国富
～ みんなが生き生きと 自然と人で 元気を生み出すまち～

■目標

人口 14,469 人（令和 17 年）
土地利用現状維持

■基本方針

- 基本方針 1：市街地拠点の形成
- 基本方針 2：豊かな自然と調和した都市空間の形成
- 基本方針 3：活力ある生活を支える都市基盤の整備
- 基本方針 4：安心・安全・心健やかな都市空間の形成
- 基本方針 5：住みやすい生活環境の形成

- ① 中央コミュニティセンターの整備
- ② 国富スマートインターチェンジの整備促進
- ③ 公共下水道計画区域の見直し
- ④ 新たな企業の誘致に向けた取り組み
- ⑤ 本庄古墳群の保存に向けた取り組み
- ⑥ 景観計画の策定
- ⑦ 都市計画マスタープランの定期的な見直し
- ⑧ 都市計画道路横町通線の廃止手続き（都市計画決定図書作成）
- ⑨ 都市計画道路十日町通線の未整備区間の整備検討
- ⑩ 工業専用地域の拡張検討（新規）
- ⑪ 八幡迫周辺の土地利用検討（新規）
- ⑫ 工業・流通業務系土地利用誘導（新規）
- ⑬ 道の駅整備検討（新規）

第3章 2節 施策の進行管理

(2) 重要施策の概要

① 中央コミュニティセンターの整備

中央コミュニティセンターは、地域住民の主体的なコミュニティ活動を促進するための交流機能や災害時の避難所、臨時駐車場としての機能だけでなく、町のスポーツ拠点として整備を図ります。

【進捗状況】 平成 29 年 6 月に完成。8 月から運用開始。 (達成)

② 国富スマートインターチェンジの整備促進

町民の利便性の向上や新たな企業誘致、観光振興の促進などを図るため、国富スマートインターチェンジの整備促進を図ります。

【進捗状況】 令和元年 10 月に開通。 (達成)

③ 公共下水道計画区域の見直し

公共下水道の計画区域は、これまで全体計画区域 395ha を平成 32 年度に完了を目標としていましたが、人口減少や社会情勢の変化により、公共下水道区域の見直しを行い、整備方針を検討します。その方針に基づき、必要に応じて変更を行います。

【進捗状況】 平成 28 年 11 月に全体計画区域を変更 (395.0ha から 257.2ha)。平成 29 年 2 月に事業完了年度を変更(平成 32 年度から令和 17 年度)。 (達成)

④ 新たな企業の誘致に向けた取り組み

国富町の活性化のために、新たな企業の誘致に向けて、誘致の適地選定や誘致に向けた手法の検討を行います。

【進捗状況】 新たな企業誘致に向けた適地選定を検討中。今後も継続して適地選定を行います。 (継続)

⑤ 本庄古墳群の保存に向けた取り組み

本庄古墳群保存管理計画を策定し、保存に向けて地域座談会や勉強会などを開催し、住民への理解を深めるとともに、整備や活用についての体制づくりを進め、ルールづくりなどを行います。

【進捗状況】 本庄古墳群保存管理計画に基づき、指定地及び周辺の開発に対応しています。住民への理解を深めるために勉強会を行い、古墳及び周辺環境の適切な保存を図ります。 (継続)

⑥ 景観計画の策定

国富町の貴重な史跡である古墳を守るために、周辺建物や看板などに対する規制や方針を定める景観計画の策定を行います。なお、計画策定に当たりましては、住民や企業への説明会や懇談会などを行い、合意形成を図ります。

【進捗状況】 令和3年3月に国富町景観計画を策定。策定においては、パブリックコメントを実施。今後は、良好な景観形成に向けて、町民、事業者、行政が連携し、協働した取組みを進めます。（達成）

⑦ 都市計画マスタープランの定期的な見直し

都市計画マスタープランは20年間の方針を示した計画です。社会情勢の変化や事業の進捗等により定期的な見直しを行い、事業の進捗状況や今後の方針等を見直し時代にあった計画としてPDCAサイクル*により見直しを行っていきます。

【進捗状況】 平成30年度に本庄地域の工業・流通拠点の拡張等のため第1回改訂。令和5年度に上位関連計画との整合等を図るため第2回改訂。（継続）

⑧ 都市計画道路横町通線の廃止手続き（都市計画決定図書作成）

都市計画道路横町通線は、一部区間が長期未着手の状況が続いており、都市計画道路見直しにおいて廃止として評価されました。そのため、今後、都市計画決定の変更に伴う図書や図面を作成し、廃止に向けた手続きを進めます。

【進捗状況】 平成29年12月に長期未着手区間100mを廃止（延長1,170mから1,070mへ変更）（達成）

⑨ 都市計画道路十日町通線の未整備区間の整備検討

都市計画道路十日町通線は、起点側及び終点側が長期未着手となっており、都市計画道路見直しにおいて、存続（変更・追加）と評価されましたので、引き続き、整備に向けた検討を進めます。

【進捗状況】 整備手法等検討中。今後も継続して検討を行います。（継続）

⑩ 工業専用地域の拡張検討（新規）

太田原・宮王丸地区の工業専用地域周辺において、新たな雇用の創出を目的とした工業・流通業務団地の拡張を検討します。

⑪ 八幡迫周辺の土地利用検討（新規）

八幡迫周辺において、新たな雇用の創出を目的とした工業・流通業務団地の整備を検討します。

第3章 2節 施策の進行管理

⑫ 工業・流通業務系土地利用誘導（新規）

国富スマートインターチェンジ周辺や幹線道路沿道、田尻工業団地周辺の幹線道路沿道において、新たな雇用の創出を目的とした工業・流通業務系土地利用を誘導します。

⑬ 道の駅整備検討（新規）

国富スマートインターチェンジ周辺において、町内外の交流の活性化やまちなかへと結びつく賑わいの創出を目的とした道の駅の整備を検討します。

2. 施策の役割分担

まちづくりにおいては、行政だけでなく住民や関係機関と協働で実施していく必要があります。そのため、まちの重要施策において、各機関における役割分担を明確化し、適確な進行の管理を実施していきます。なお、各事業・施策を行うに当たりましては、住民や企業・団体等と協働で実施していきます。

主要な事業・施策	国	県	町				進捗
			都市建設課	社会教育課	企画政策課	上下水道課	
① 中央コミュニティセンターの整備				○			H29年度運用開始
② 国富スマートインターチェンジの整備促進		○	○				R元年度開通
③ 公共下水道計画区域の見直し						○	H28年度変更
④ 新たな企業の誘致に向けた取組み		○	○		○		取組中
⑤ 本庄古墳群の保存に向けた取組み	○	○		○			取組中
⑥ 景観計画の策定			○				R2年度策定
⑦ 都市計画マスタープランの定期的な見直し			○				H30年度、R5年度部分見直し
⑧ 都市計画道路横町通線の廃止手続き		○	○				H29年度廃止
⑨ 都市計画道路十日町通線の未整備区間の整備検討			○				検討中
⑩ 工業専用地域の拡張検討			○		○		新規
⑪ 八幡迫周辺の土地利用検討			○		○		新規
⑫ 工業・流通業務系土地利用誘導			○		○		新規
⑬ 道の駅整備検討			○		○		新規

第3章 2節 施策の進行管理

3. 進行管理

都市整備方針に定めた主要な事業や施策については、以下の整備プログラムに基づき取り組むものとし、まちづくりの基本目標の達成と都市の将来像の実現を目指します。なお、事業や施策の必要性や緊急性、町民及び町の要望、町の都市整備に関わる予算規模などを考慮し、予定される時期を「短期」（概ね 5 年以内）、「中期」（概ね 10 年以内）、「長期」（概ね 20 年以内）に区分し、段階的なまちづくりの推進を図ります。

主要な事業・施策	期間			進捗
	短期 (H27～R1)	中期 (R2～R6)	長期 (R7～R17)	
① 中央コミュニティセンターの整備				H29年度運用開始
② 国富スマートインターチェンジの整備促進				R元年度開通
③ 公共下水道計画区域の見直し				H28年度変更
④ 新たな企業の誘致に向けた取組み				取組中
⑤ 本庄古墳群の保存に向けた取組み				取組中
⑥ 景観計画の策定				R2年度策定
⑦ 都市計画マスタープランの定期的な見直し				H30年度、R5年度部分見直し
⑧ 都市計画道路横町通線の廃止手続き				H29年度廃止
⑨ 都市計画道路十日町通線の未整備区間の整備検討				検討中
⑩ 工業専用地域の拡張検討				新規
⑪ 八幡迫周辺の土地利用検討				新規
⑫ 工業・流通業務系土地利用誘導				新規
⑬ 道の駅整備検討				新規

ハード事業：

ソフト事業：

両方の事業：

R5年度

資料編

検討会議事概要	127
検討会メンバー表	128
アンケート票	129
アンケート結果	139
用語解説集	157

国富町都市計画マスタープラン検討会

第1回国富町都市計画マスタープラン検討会

日時：平成27年12月1日 10:00～12:00

場所：国富町役場 2階 第3会議室

議題：都市計画マスタープラン中間報告

- ◇ 本町の現況と課題
- ◇ まちづくりの目標
- ◇ 全体構想（案）



第2回国富町都市計画マスタープラン検討会

日時：平成28年1月29日 14:00～16:00

場所：改善センター（東別館）2階B会議室

議題：都市計画マスタープラン中間報告

- ◇ 第1回検討会後の修正事項の確認
- ◇ 地域別構想（案）



第3回国富町都市計画マスタープラン検討会

日時：平成28年2月26日 14:00～16:30

場所：国富町役場 2階 第2会議室

議題：都市計画マスタープラン（素案）

- ◇ 第2回検討会後の修正事項の確認
- ◇ 都市計画マスタープラン（素案）



国富町都市計画マスタープラン検討会

検討会メンバー表

職 名	氏 名	備 考
宮崎県 県土整備部 都市計画課 計画担当 副主幹	竹 田 弘 光	オブザーバー
宮崎県 県土整備部 都市計画課 計画担当 主査	小 野 泰 和	オブザーバー
宮崎県 県土整備部 都市計画課 計画担当 主任技師	坂 本 譲 司	オブザーバー
宮崎県 県土整備部 都市計画課 計画担当 主任技師	原 田 徹 哉	オブザーバー
国富町 企画政策課 課長補佐兼企業対策係長	重 山 康 浩	
国富町 企画政策課 主幹兼企画政策係長	矢 野 一 弘	
国富町 企画政策課 企画政策係 主査	村 岡 健 太 郎	
国富町 農林振興課 課長補佐兼農地係長	徳 原 忠 利	
国富町 農林振興課 農地係 主事	荒 谷 幸 祐	
国富町 農地整備課 主幹兼管理係長	日 高 佑 二	
国富町 農地整備課 管理係 主事	三 角 祐 介	
国富町 都市建設課 課長	中 山 秀 雄	
国富町 都市建設課 課長補佐兼都市計画係長	大 南 一 男	
国富町 都市建設課 主幹兼保全係長	木 下 輝 彦	
国富町 都市建設課 保全係 主査	中 山 一 典	
国富町 都市建設課 都市計画係 主事	松 山 和 幸	
国富町 都市建設課 保全係 主事	吉 田 翔	

あなたご自身のことについてお伺いします

問1 あなたの性別・年齢・職業について、該当する番号に○をつけてください。

(性別)

1 男性	2 女性
------	------

(年齢)

1 20歳代	2 30歳代	3 40歳代	4 50歳代
5 60歳代	6 70歳代	7 80歳以上	

(職業)

1 農林漁業	2 会社員・団体職員・公務員	3 自営業・自由業
4 家事	5 パート・アルバイト	6 学生
7 無職	8 その他 ()	

問2 お住まいの地域について、該当する番号に○をつけてください。

1 本庄地域 (3の川北地域を除く大字本庄の地区、宮王丸、太田原、向陽)
2 木脇地域 (岩知野、塚原、木脇馬場、金留、平原、桑鶴、亀の甲)
3 川北地域 (大脇、八幡、仮屋原、一丁田、三名)
4 川南地域 (嵐田、田尻、上田尻、向高)
5 森永地域 (森永、竹田、飯盛、須志田東、須志田西)
6 八代地域 (井水、大坪、川上、八代馬場、寺中、永田、萩原、高田原、市の瀬、馬渡、狩野、法ヶ岳)
7 北俣地域 (伊左生、尾園、今平、永山、高尾、井野、若宮、上床、旭、堀内、榎木、中別府、栗巢、門前、上六野、下六野、牧原)

問3 あなたの世帯構成について、該当する番号に○をつけてください。

1 一人暮らし	2 夫婦のみ	3 夫婦と子供	4 夫婦と親
5 夫婦・子供と親	6 兄弟姉妹のみ	7 その他	

問4 あなたは、現在の場所にお住まいになって何年になりますか。該当する番号に○をつけてください。

1 1年未満	2 1年以上～5年未満	3 5年以上～10年未満
4 10年以上～20年未満	5 20年以上	

日常生活における行動手段についてお伺いします

問5 あなたが次の(1)～(5)の行動をとるときの主な「行き先」と「交通手段」についてお伺いします。「行き先」は1～11の中から、「交通手段」はA～Iの中からそれぞれ選び、該当する番号に○をつけてください。

生活行動の種類	回 答 欄	
	行 き 先	交 通 手 段
(1) 通勤・通学	1 自 宅 2 お住まいの地域 3 国富町の市街地 4 3を除く国富町内 5 宮崎市 6 西都市 7 綾 町 8 高岡町 9 上記以外の宮崎県内 10 県 外 11 その他()	A 徒歩 B 自転車 C 電動カート D オートバイ E 自家用車 F バス G タクシー H 施設の送迎者 I その他()
(2) 食料品や日用品などの日常的な買物	1 自 宅 2 お住まいの地域 3 国富町の市街地 4 3を除く国富町内 5 宮崎市 6 西都市 7 綾 町 8 高岡町 9 上記以外の宮崎県内 10 県 外 11 その他()	A 徒歩 B 自転車 C 電動カート D オートバイ E 自家用車 F バス G タクシー H 施設の送迎者 I その他()
(3) 家電製品や家具、贈答品などの買物	1 自 宅 2 お住まいの地域 3 国富町の市街地 4 3を除く国富町内 5 宮崎市 6 西都市 7 綾 町 8 高岡町 9 上記以外の宮崎県内 10 県 外 11 その他()	A 徒歩 B 自転車 C 電動カート D オートバイ E 自家用車 F バス G タクシー H 施設の送迎者 I その他()
(4) かかりつけの病院・福祉施設の利用	1 自 宅 2 お住まいの地域 3 国富町の市街地 4 3を除く国富町内 5 宮崎市 6 西都市 7 綾 町 8 高岡町 9 上記以外の宮崎県内 10 県 外 11 その他()	A 徒歩 B 自転車 C 電動カート D オートバイ E 自家用車 F バス G タクシー H 施設の送迎者 I その他()
(5) 趣味やスポーツ、レジャーなど	1 自 宅 2 お住まいの地域 3 国富町の市街地 4 3を除く国富町内 5 宮崎市 6 西都市 7 綾 町 8 高岡町 9 上記以外の宮崎県内 10 県 外 11 その他()	A 徒歩 B 自転車 C 電動カート D オートバイ E 自家用車 F バス G タクシー H 施設の送迎者 I その他()

お住まいの地区のまちづくりの状況についてお伺いします

問6 お住まいの地域の環境や暮らしやすさについて、あなたが「現状満足」と感じているものを3つ選び、番号に○をつけてください。

- 1 病院など医療施設の利用
- 2 保育園など子育て支援施設の利用
- 3 高齢者や障がい者のための福祉施設の利用
- 4 公共施設や集会所の利用
- 5 日用品や食料品の買い物の利便性
- 6 利用しやすい駐車場の整備
- 7 上水道・下水道の整備
- 8 日常的に利用できる身近な公園や遊び場の整備
- 9 就業の場、雇用機会の充実
- 10 商店の賑わいや活気
- 11 空き家（店舗等）の増加の対策
- 12 住まいの周辺における騒音・悪臭などの公害防止
- 13 まちなみの景観の美しさ
- 14 山・川などの自然景観の美しさ
- 15 地域間を結ぶ主要な道路の整備
- 16 生活道路の整備（道幅や交差点など）
- 17 歩行者や自転車が安全に通行できる歩道等の整備
- 18 通勤・通学の利便性
- 19 公共交通（バスなど）機関の利便性

問7 国富町全体でみたとき、お住まいの地域はどのような特徴をもつ地区だと思いますか。あなたの考えに近いものを3つ選び、番号に○をつけてください。

- 1 住居が密集した中心市街地
- 2 商業施設が立地する地区
- 3 工業やサービス業など雇用の場を担う地区
- 4 農林業を中心とした農産物の生産を担う地区
- 5 観光やレクリエーションの場を提供する地区
- 6 広域的な行政機能を担う地区
- 7 豊かな自然に恵まれた地区
- 8 歴史や文化遺産が多く点在する地区
- 9 集落やまちなみ景観が美しい地区
- 10 祭りや地域行事が盛んな地区
- 11 地域の連帯感が強い地区
- 12 医療や福祉施設が多い地区
- 13 交通結節点がある地区
- 14 区画整理等で整備された閑静な住宅地
- 15 教育機関が充実した文教地区
- 16 その他 ()

国富町の印象や将来像についてお伺いします

問8 国富町の20年後を考えると、まちづくりのキーワードは何だと思われますか。
あなたの考えに近いものを2つ選び、番号に○をつけてください。

- | | | |
|------------|-----------|---------|
| 1 落ち着き・ゆとり | 2 交流・ふれあい | 3 歴史・文化 |
| 4 活気・にぎわい | 5 環境・景観 | 6 安心・安全 |
| 7 創造・発展 | 8 保全・育成 | 9 ひとづくり |
| 10 協働・参加 | 11 その他（ | ） |

問9 将来、国富町はどのような都市や地域を目指すべきだと思われますか。あなたの考えに近いものを2つ選び、番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1 農林漁業を主体とし、豊かな自然環境と調和したまち | |
| 2 豊かな自然や歴史、文化などの資源を活かした観光・交流のまち | |
| 3 地場産業の振興や企業誘致などによる活気あふれるまち | |
| 4 中心市街地の活性化や地域ブランドの開発が盛んな賑わいのまち | |
| 5 交通の多様性や利便性を活かした流通のまち | |
| 6 身近な生活環境が整った閑静な住宅地 | |
| 7 福祉施設や医療施設が充実した福祉のまち | |
| 8 防災・防犯に優れ、安心・安全に暮らせるまち | |
| 9 若者が地域に残り安定して暮らせるまち | |
| 10 保育施設や子どもの遊び場など、子育て支援が充実したまち | |
| 11 公園や緑地、スポーツ施設などが充実した、快適に暮らせるまち | |
| 12 高等教育機関が充実した文教のまち | |
| 13 今のままで良い | |
| 14 その他（ | ） |

将来のまちづくりについてお伺いします

問 10 国富町における将来のまちづくりの方向性について、あなたの考えに近いものを3つ選び、番号に○をつけてください。

- 1 高度な医療体制の構築に向けたネットワークの形成
- 2 規制や誘導によるまちなみ環境の保全
- 3 地域資源の活用による観光振興、観光PRの強化
- 4 生産性の高い農林漁業の振興
- 5 観光・流通の拡大に向けた交通アクセスの強化
- 6 高齢者や障がい者が安心して暮らせる福祉の充実
- 7 雨水や生活排水を処理する下水道の整備
- 8 自然景観の保全を優先した新たな開発の抑制
- 9 商店街の再生による賑わいの地域づくり
- 10 地域活性化につながる企業や大型店の誘致
- 11 定住人口の増加につながる良好な住環境の整備
- 12 景観への意識高揚を図る啓発活動や情報提供
- 13 良好な景観の形成に向けた地域のルールづくり
- 14 景観を損なう建築物（広告物など）の指導や規制
- 15 国道や県道などの幹線道路の整備
- 16 交通分散化に向けた道路網の見直し、整備
- 17 歩行者や自転車が安心して利用できる歩道等の整備
- 18 地域の活性化に寄与する生活道路の整備
- 19 公共交通（バスなど）の利便性向上
- 20 地域活動や地域交流の場となる公園・緑地の整備
- 21 スポーツ施設などがある大型公園の整備
- 22 避難所や防災活動拠点となる公共施設の整備

市街地のまちづくりについてお伺いします

問 11 現在、国富町の一部には「都市計画区域」が指定されています。あなたは、このことについてご存じでしたか。該当する番号に○をつけてください。

- 1 指定されていることを知っていた
- 2 聞いたことがあるが、どこに指定されているかは知らない
- 3 全く知らない

問 12 「都市計画区域」においては、建築物を建築する場合や土地を開発する場合など、法律に基づき一定の規制を行い、良好な市街地の形成を図っています。あなたは、この規制制度についてどうお考えですか。該当する番号に○をつけてください。

- 1 良好な市街地の形成には、厳しい規制が必要である
- 2 規制は必要だと思うが、もう少し緩和すべきである
- 3 建築や開発は所有者の自由であり、規制は廃止してほしい
- 4 わからない
- 5 その他 ()

問 13 「都市計画区域」では、前問の規制制度などにより、良好なまちなみの形成が図られています。あなたは、「都市計画区域」のあり方について、どのようにお考えですか。該当する番号に○をつけてください。

- 1 市街化の状況を調査し、拡大を検討すべきである
- 2 市街化の状況を調査し、縮小を検討すべきである
- 3 現状のままでよい
- 4 わからない
- 5 その他 ()

問 14 国富町の市街地を、今後ますます町民に親しまれ、活気ある中心地とするためには、どのような対策が必要だと思われますか。あなたの考えに最も近いものを3つ選び、番号に○をつけてください。

- 1 行政・経済・文化の拠点機能を強化
- 2 建築物の規制・誘導による良好な住環境の形成
- 3 商店街の再生による中心地の活性化
- 4 地域資源を活かした観光・交流の振興
- 5 市街地の拡大や生活圏域を考慮した計画区域の見直し
- 6 地場産業の生産性向上を図る都市基盤の整備
- 7 都市施設（道路・公園・下水道など）の質の向上
- 8 町民と行政が連携した、まちづくり体制の構築
- 9 公共交通を利用したアクセス機能の充実
- 10 幹線道路の計画的な整備
- 11 利用しやすい駐車場の確保
- 12 安心・安全に利用できる歩行空間の整備
- 13 来街者等の増加に配慮した駐車スペースの確保
- 14 災害発生に備えた避難路や避難地の確保
- 15 都市環境に配慮した緑地の保全
- 16 景観を損なう広告物などの規制誘導
- 17 高齢者や障がい者に配慮したやさしいまちづくりの推進

まちづくりへの参加についてお伺いします

問 15 まちづくりにおいては、町民の皆さまのご理解とご協力が不可欠となります。そこで、まちづくりへの参加について、あなたのお考えに最も近いものを2つ選び、番号に○をつけてください。

- 1 いろいろなまちづくり活動に積極的に参加したい
- 2 積極的ではないが、誘われれば参加してもよい
- 3 自分が興味ある分野のまちづくり活動には参加したい
- 4 地域で決められたまちづくり活動には参加する
- 5 まちづくり活動に関心はあるが、開催の時間や場所に制約もあり参加が難しい
- 6 まちづくり活動にはあまり関心がない
- 7 まちづくりは行政が行うものである
- 8 わからない
- 9 その他 ()

問 16 町民の皆さまとの協働によるまちづくりについて、具体的にどのような取り組みが効果的だと思われますか。あなたのお考えに近いものを2つ選び、番号に○をつけてください。

- 1 町民が主体的に進めるまちづくりを行政が支援する
- 2 アンケートやインターネットで町民の意見を把握する
- 3 まちづくりに関する資料や情報を町民に提供し、意識の高揚を図る
- 4 町民と行政が互いに話し合う機会を増やす
- 5 まちづくりに関する相談窓口を開設する
- 6 まちづくりコンテストやシンポジウムなどで町民の関心を高める
- 7 町民がまちづくりを検討し、行政に提案する
- 8 その他 ()

問 17 あなたが取り組むことができるまちづくりには、どんなものがあると思いますか。あなたのお考えに最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。

- 1 自宅の窓辺や玄関先を花や鉢植えで飾り、身近な景観をよくする
- 2 道路や公園など、公共施設の美化活動に参加する
- 3 まちづくりルールなどをつくる地域活動に参加する
- 4 まちづくり勉強会などに積極的に参加する
- 5 その他 ()

自由なご意見をお伺いします

問 18 「お住まいの地域」において、これからも大切に守っていきたいもの、何らかの形でまちづくりに活かしていきたいものがありましたら、具体的にご記入ください。

【地区のシンボルである樹木・地区の宝物・地区の祭り・観光資源など】

問 19 まちづくりに関するご意見やご提案について、ご自由にお書きください

ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、記入もれがないか再度ご確認のうえ、12月25日(木)までにポストにご投函ください

1. 調査概要

(1) 調査の目的

自分が居住するまちの現況や問題点、今後のおおよその方向性などについての住民の意向把握するため 1,000 人を無作為に抽出し、郵送による配布・回収でのアンケート調査を実施する。調査票については、総合計画やその他計画策定時のアンケート調査等を参考に、その設問項目を把握した上で、都市計画マスタープランとしての設問項目の設定を行う。

(2) 調査概要

調 査 期 間	： 12月11日～12月25日
対 象 抽 出 方 法	： 町内に居住する 20 歳以上の住民 1,000 人を無作為に抽出
配 布 方 法	： 郵送配布・郵送回収
配 布 地 区	： 国富町全域
配 布 数	： 1,000
回 収 数 (n)	： 351
回 収 率	： 35.1%

(3) 地域別回収状況

集計区分	配付数	回収数 (n)	回収率
本庄地域	407	142	34.9
木脇地域	135	50	37.0
川北地域	79	29	36.7
川南地域	57	20	35.0
森永地域	103	36	34.9
八代地域	109	40	36.7
北俣地域	110	31	28.2
無回答	—	3	—
合計	1,000	351	35.1

(4) 調査項目

アンケート調査における調査項目の概要をいかに示す。なお、調査票については、別冊のアンケート調査結果に添付する。

表 アンケート調査項目

分類	設問内容	
基本情報	問 1	性別、年齢、職業
	問 2	居住地
	問 3	世帯構成
	問 4	居住年数
日常生活の交通手段	問 5	(1) 通勤通学 (2) 食料品や日用品等の日常的な買い物 (3) 家電製品や家具、贈答品等の買物 (4) かかりつけの病院や福祉施設の利用 (5) 趣味やスポーツ、レジャー等 における行先と交通手段
地区のまちづくり状況	問 6	居住地のある地域の環境や暮らしやすさについての満足する状況
	問 7	国富町全体から見る居住地のある地域の特徴
国富町の印象や将来像	問 8	国富町の20年後におけるまちづくりのキーワード
	問 9	将来目指すべき国富町の都市像
将来のまちづくり	問 10	国富町における将来のまちづくりの方向性
市街地のまちづくり	問 11	国富町の都市計画区域の認知度
	問 12	都市計画区域における規制制度に対する考え方
	問 13	都市計画区域の在り方
	問 14	国富町の市街地が今後ますます町民に親しまれ、活気ある中心地とするために必要なこと
まちづくりへの参加	問 15	まちづくりの参加意欲
	問 16	協働まちづくりにおける効果的な取り組み
	問 17	自分が取り組むことができるまちづくり
自由意見	問 18	居住する地域における大切に守りたいものやまちづくりに活かせるもの
	問 19	まちづくりに関する意見や提案

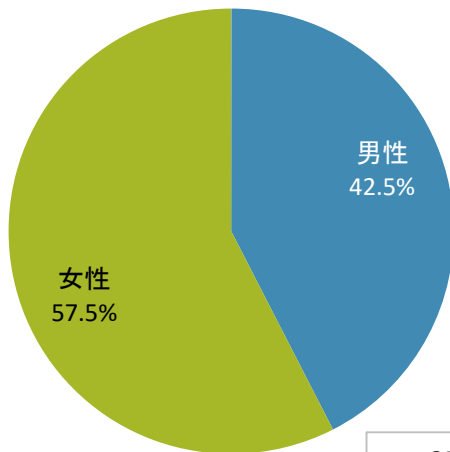
2. 調査結果

(1) 調査結果

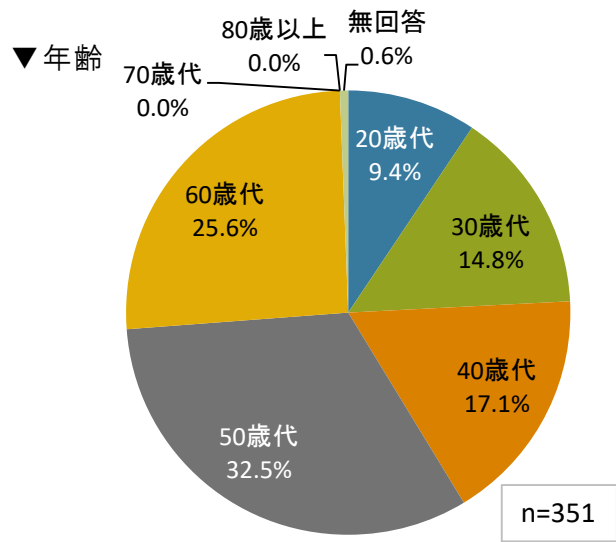
問1：性別、年齢構成、職業

- ・有効回答者は351名で、男性4割強、女性6割弱と女性が多くなっている。
- ・回答者の年齢構成（町全体）は、20歳代が1割未満と他の世代に比べやや少ない。50歳代が一番多く3割強、続いて60歳代の2割半ば、40歳代は2割弱、30歳代は1割半ばの順となっており、ほぼ町の年齢別構成と同じ回収状況となった。
- ・職業は、「会社員・団体職員・公務員」が4割と最も多く、「パート・アルバイト」が2割弱で続いている。「農林漁業」1割強、「自営業・自由業」は1割弱とやや少ない。

▼性別

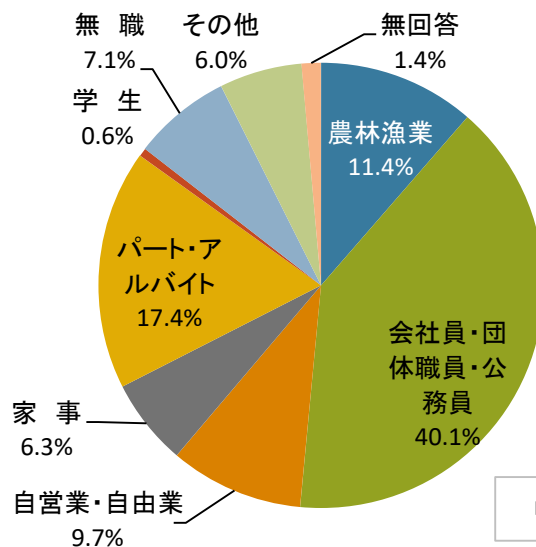


n=351



n=351

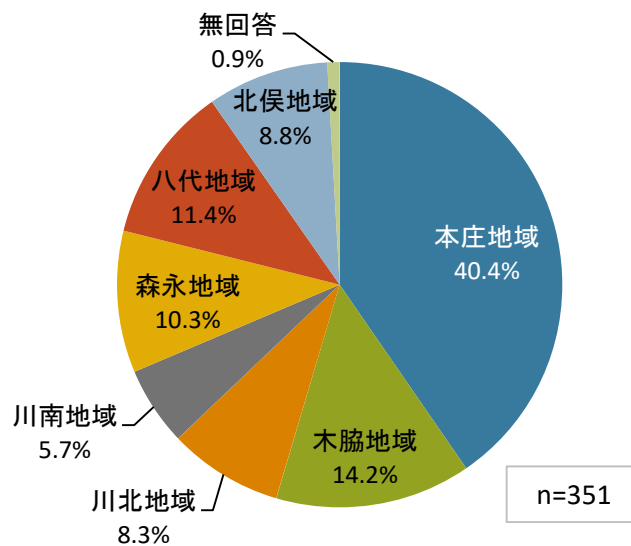
▼職業



n=351

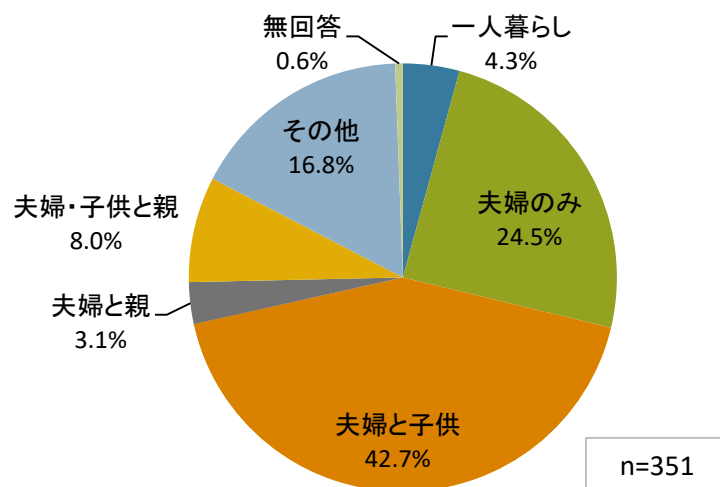
問2：居住地

- ・回答者の住まいは「本庄地域」が4割強で最も多く、「木脇地域」が1割半ば、「八代地域」が1割強、「森永地域」が1割、「北俣地域」が1割弱、「川北地域」が1割弱、「川南地域」が1割弱未満となっており、各地域配布数とほぼ同じ割合になっている。



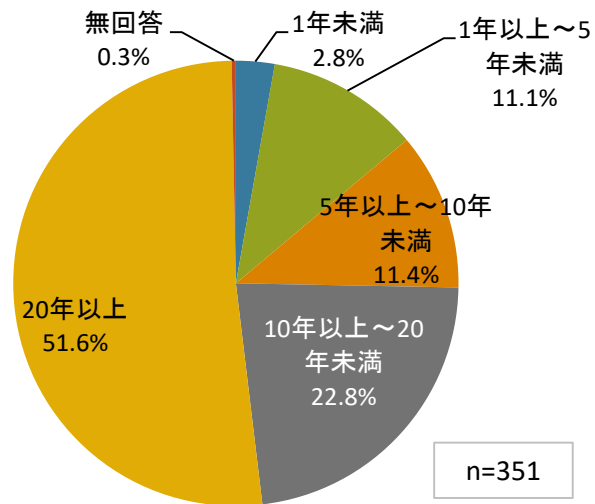
問3：世帯構成

- ・「夫婦と子供」が4割強と最も多く、「夫婦のみ」が2割半ばで続いており、「夫婦・子供と親」は1割弱、「夫婦と親」が1割弱未満と少なく、核家族化が顕著である。



問4：居住年数

・「20年以上」が全体の約半数を占めており、「10年以上～20年未満」も2割強と高い。比較的新しい「5年以上～10年未満」「1年以上～5年未満」「1年未満」の世帯合わせても全体の約4分の1しかなく、居住年数の長い世帯が多い。

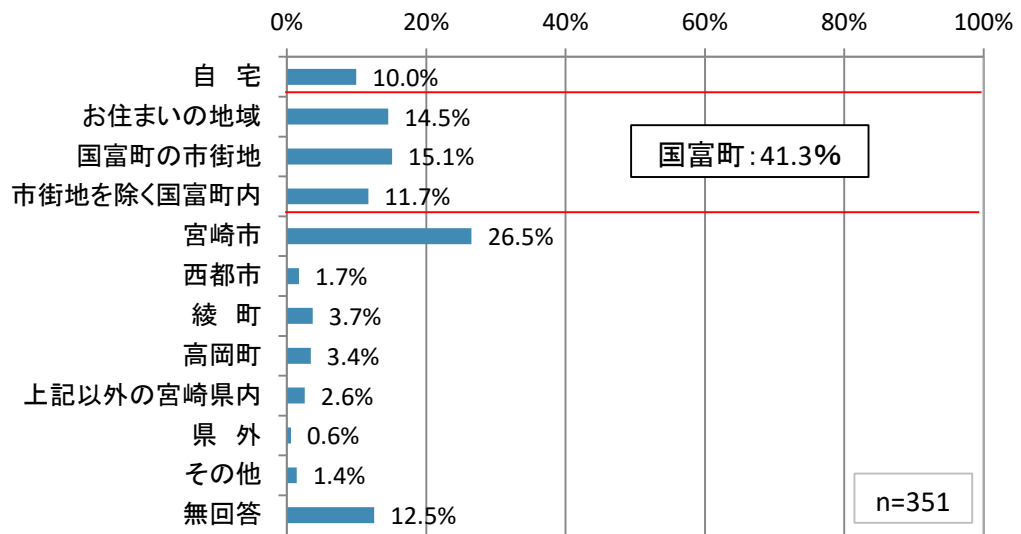


問5：行き先と交通手段について

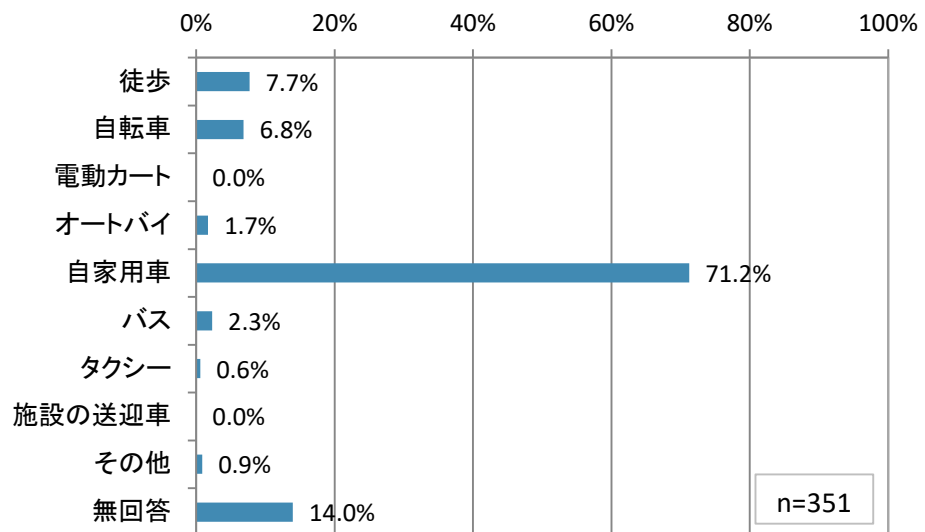
○通勤・通学

- ・行き先では、「国富町」が4割強と最も多く、国富町の中では「国富町の市街地」が1割半ばで多い。町外では、「宮崎市」が最も多く2割半ばである。
- ・交通手段では、「自家用車」が7割強と圧倒的に多く、「徒歩」が1割弱、「自転車」が1割弱であるが、それ以外の利用は少数である。

▼行き先



▼交通手段

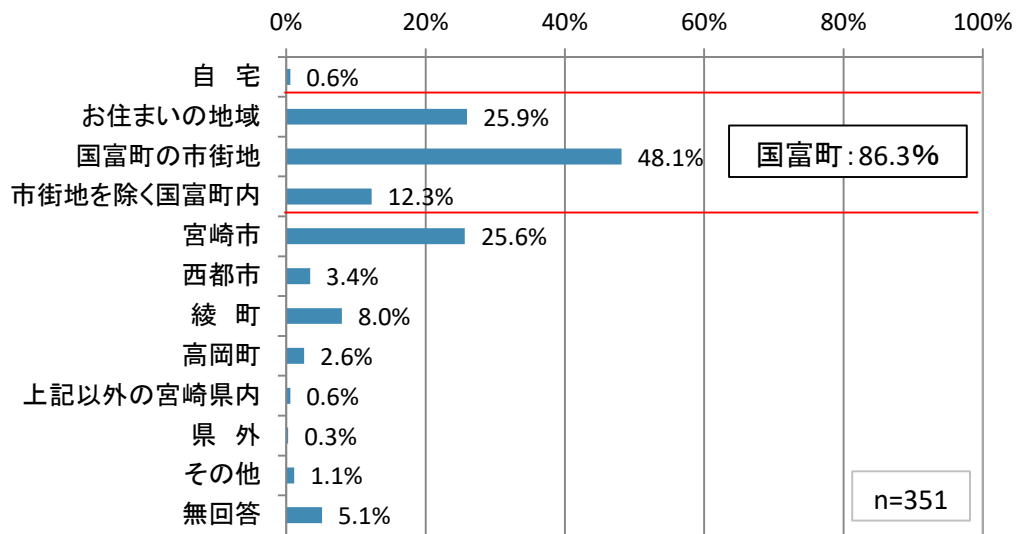


問5：行き先と交通手段について

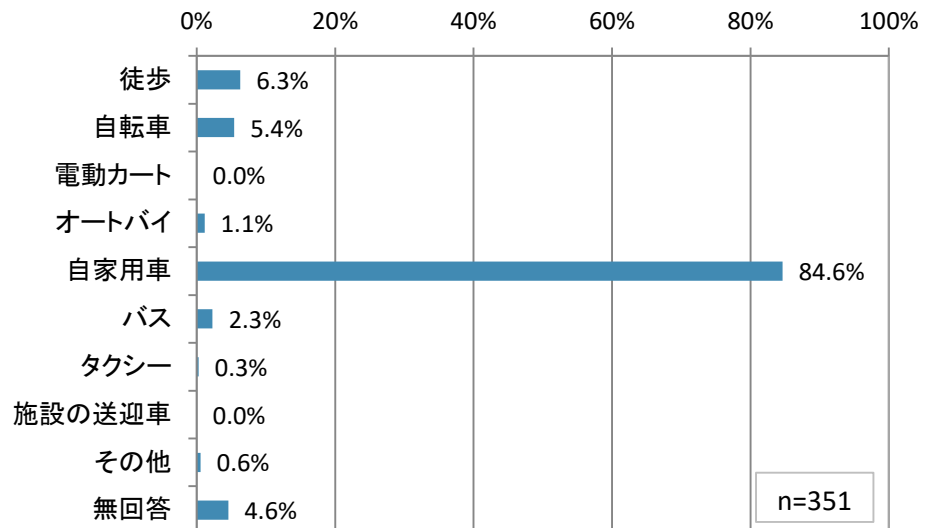
○食料品や日用品などの日常的な買物

- ・行き先では、「国富町」が8割半ばと最も多く、そのうち「国富町の市街地」が5割弱と最も多く、市街地もしくは住居近辺での買い物をしている傾向が強い。町外では、「宮崎市」が2割半ばと最も多い。
- ・交通手段では、「自家用車」が8割半ばと圧倒的に多く、「徒歩」や「自転車」が1割弱未満であるが、それ以外の利用は少数である。

▼行き先



▼交通手段

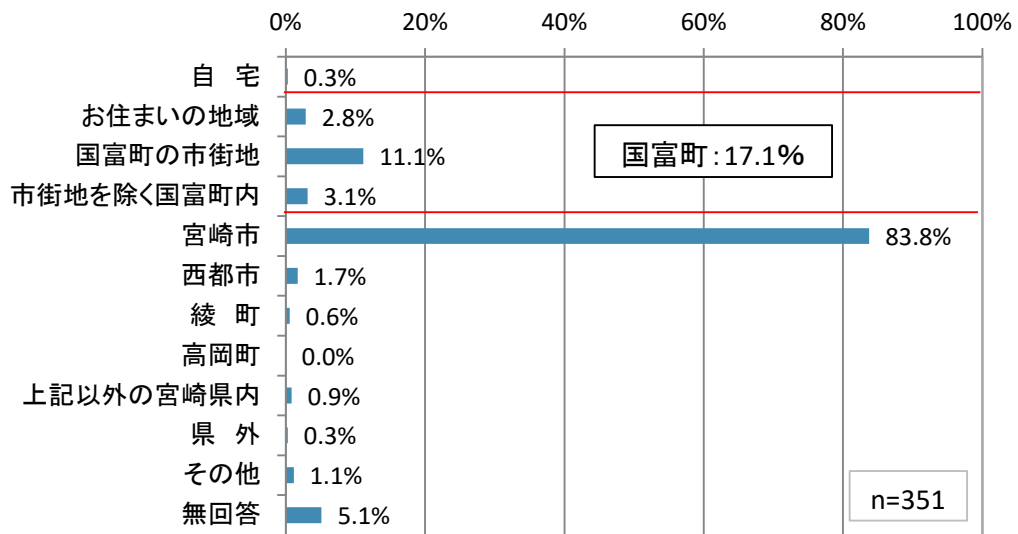


問5：行き先と交通手段について

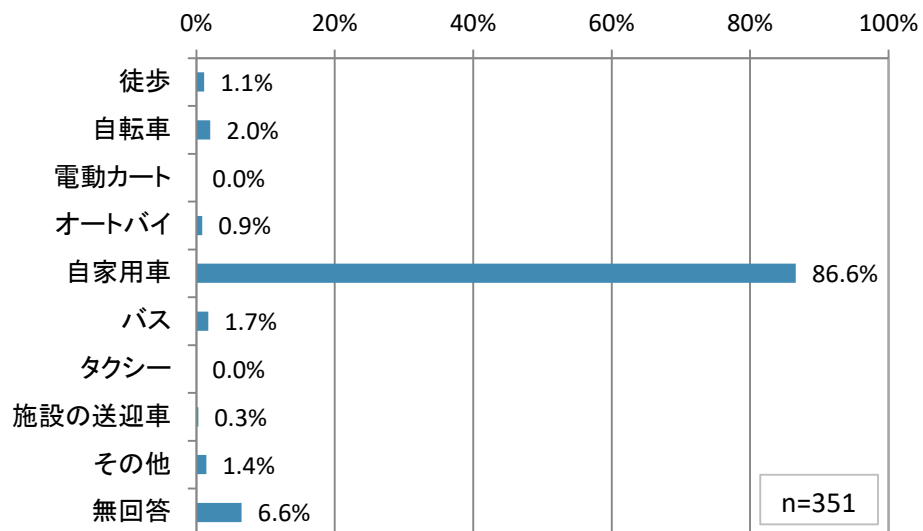
○家電製品や家具、贈答品などの買物

- ・行き先では、「宮崎市」が8割強と突出して多く、「国富町」は2割弱であり、町外への流出の傾向が強い。町内の中では「国富町の市街地」が1割強で町内の中で最も多い。
- ・交通手段では、「自家用車」が8割半ばと圧倒的に多く、それ以外の交通手段は少数である。

▼行き先



▼交通手段

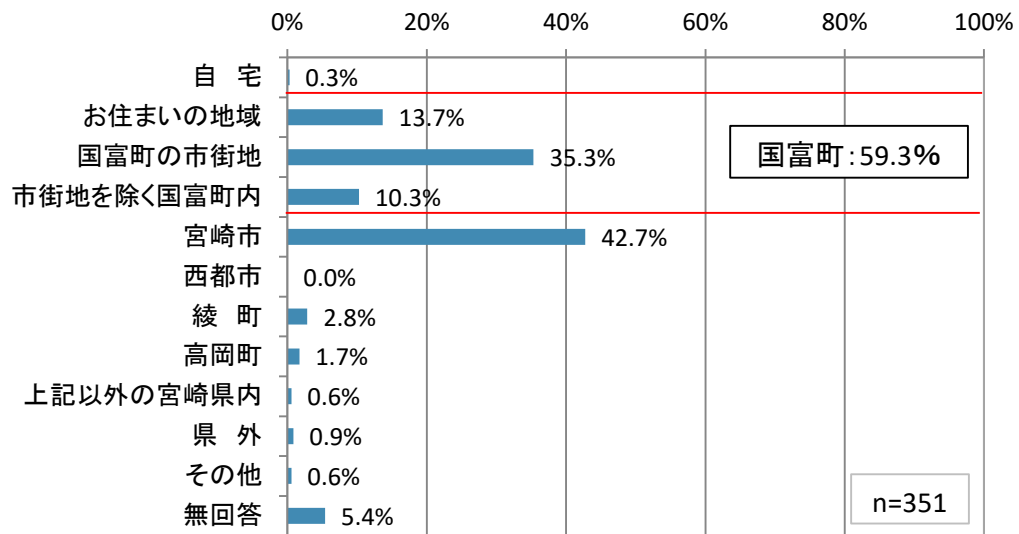


問5：行き先と交通手段について

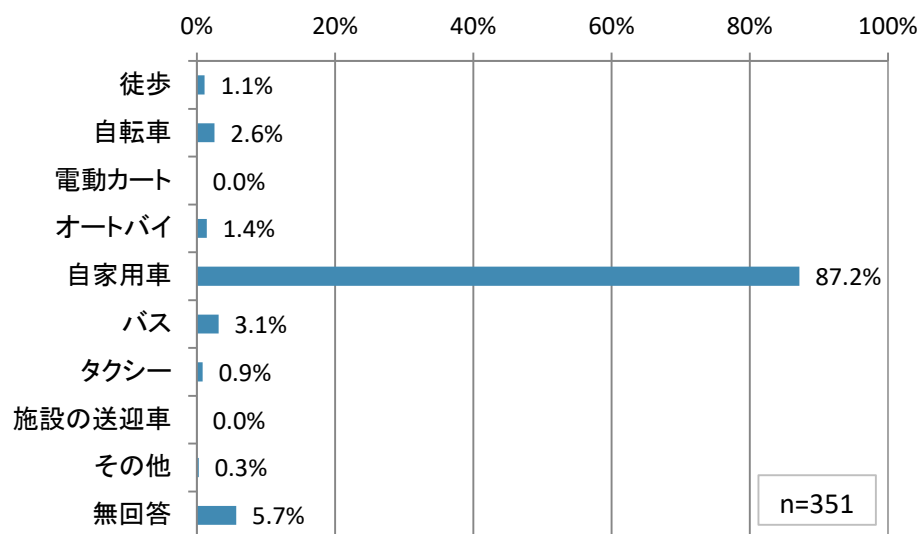
○かかりつけの病院・福祉施設の利用

- ・行き先では、「国富町」が6割弱と最も多く、そのうち「国富町の市街地」が3割半ばとなっている。町外では「宮崎市」が最も多く4割強であり、かかりつけの病院・福祉施設の利用は国富町内か宮崎市が多いことが数字に現れている。
- ・交通手段では、「自家用車」が9割弱と圧倒的に多く、それ以外の交通手段の利用は少数である。

▼行き先



▼交通手段

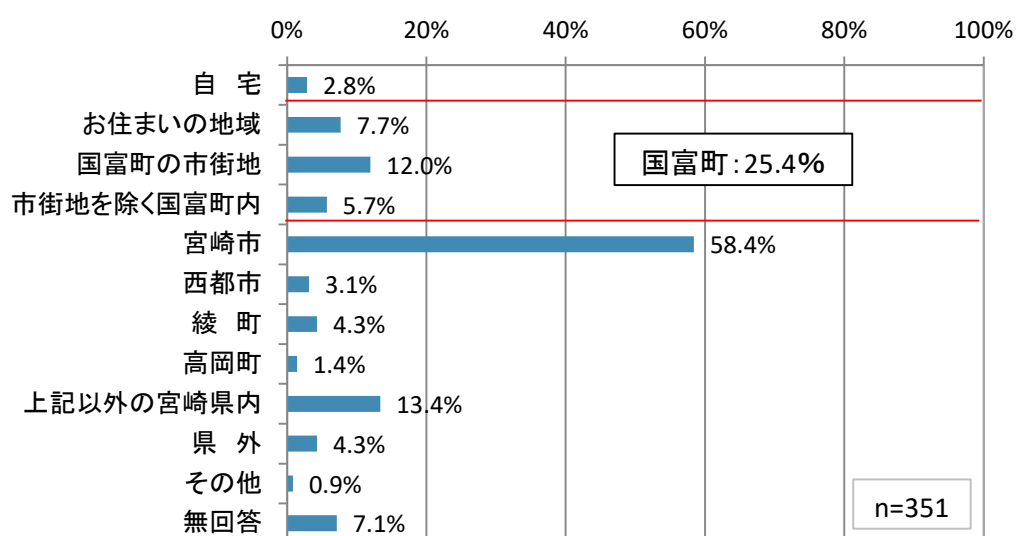


問5：行き先と交通手段について

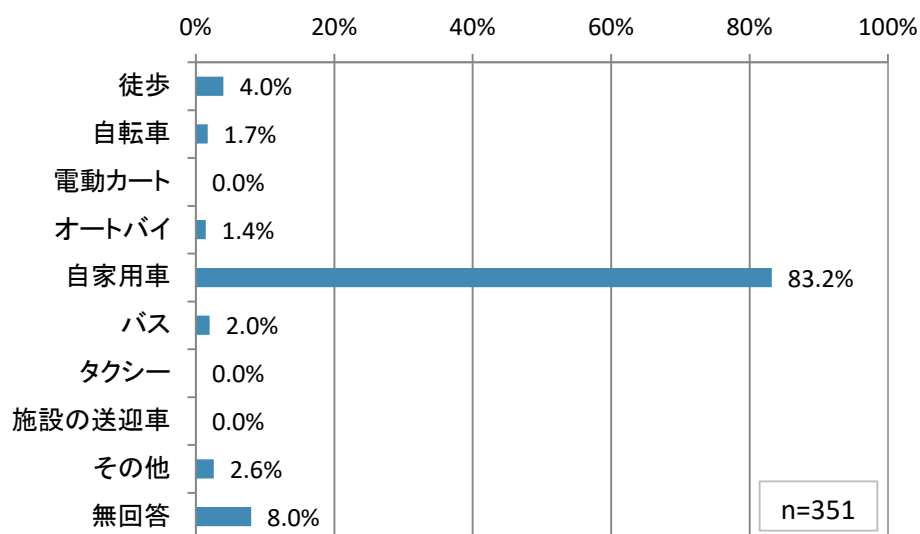
○趣味やスポーツ、レジャーなど

- ・行き先では、「宮崎市」が6割強で最も多く、次いで「国富町」の2割半ばであり、趣味やスポーツ、レジャー等は宮崎市や国富町内以外の場所にも多く出掛けている傾向にある。
- ・交通手段では、「自家用車」が8割強と圧倒的に多く、それ以外の交通手段の利用は少数である。

▼行き先



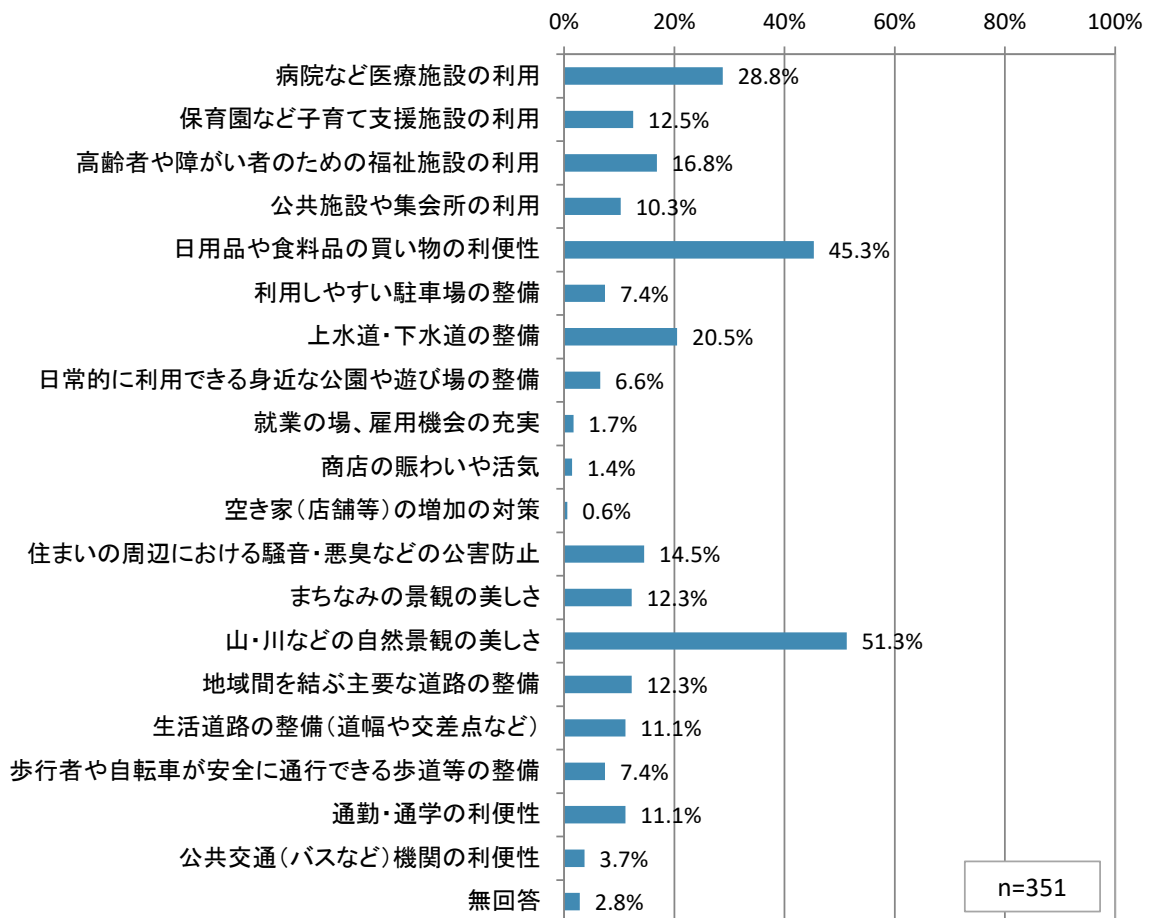
▼交通手段



問6：国富町の暮らしについて

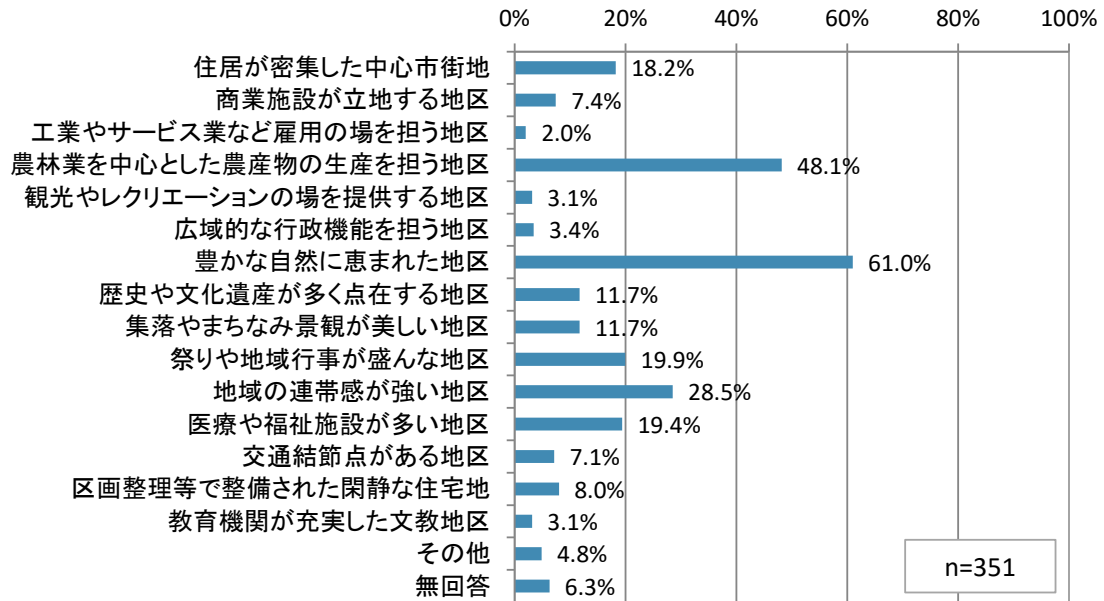
○環境や暮らしやすさに対する満足度

- ・「山・川などの自然景観の美しさ」が5割強と最も多く、次いで「日用品や食料品の買い物の利便性」が4割半ば、「病院など医療施設の利用」が3割弱と多数の回答があった。
- ・一方、「空き家（店舗等）の増加の対策」「商店の賑わいや活気」「就業の場、雇用機会の充実」「公共交通（バスなど）機関の利便性」の満足度は低い。



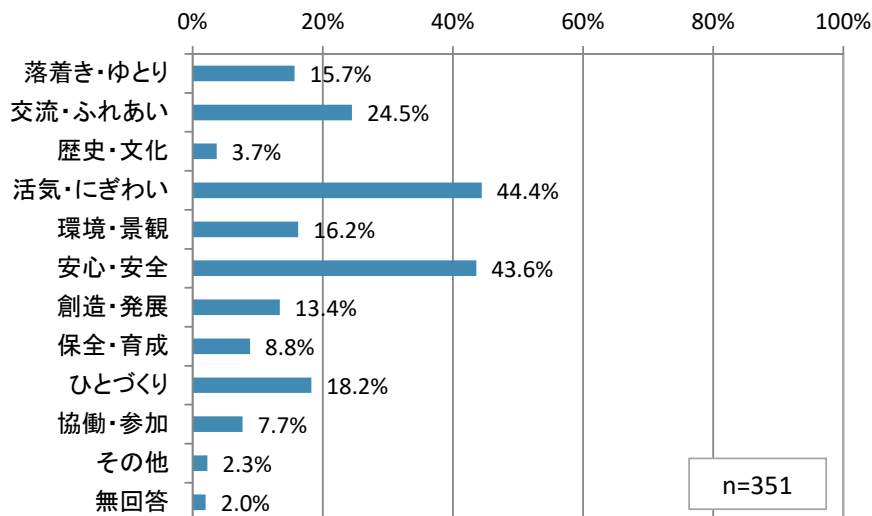
問7：居住地域の特徴

- ・「豊かな自然に恵まれた地区」が6割強で最も多く、次いで「農林業を中心とした農産物の生産を担う地区」が5割弱、「地域の連帯感が強い地区」が3割弱と続く。
- ・一方、「工業やサービス業など雇用の場を担う地区」「観光やレクリエーションの場を提供する地区」「教育機関が充実した文教地区」「広域的な行政機能を担う地区」を挙げた方は少数である。



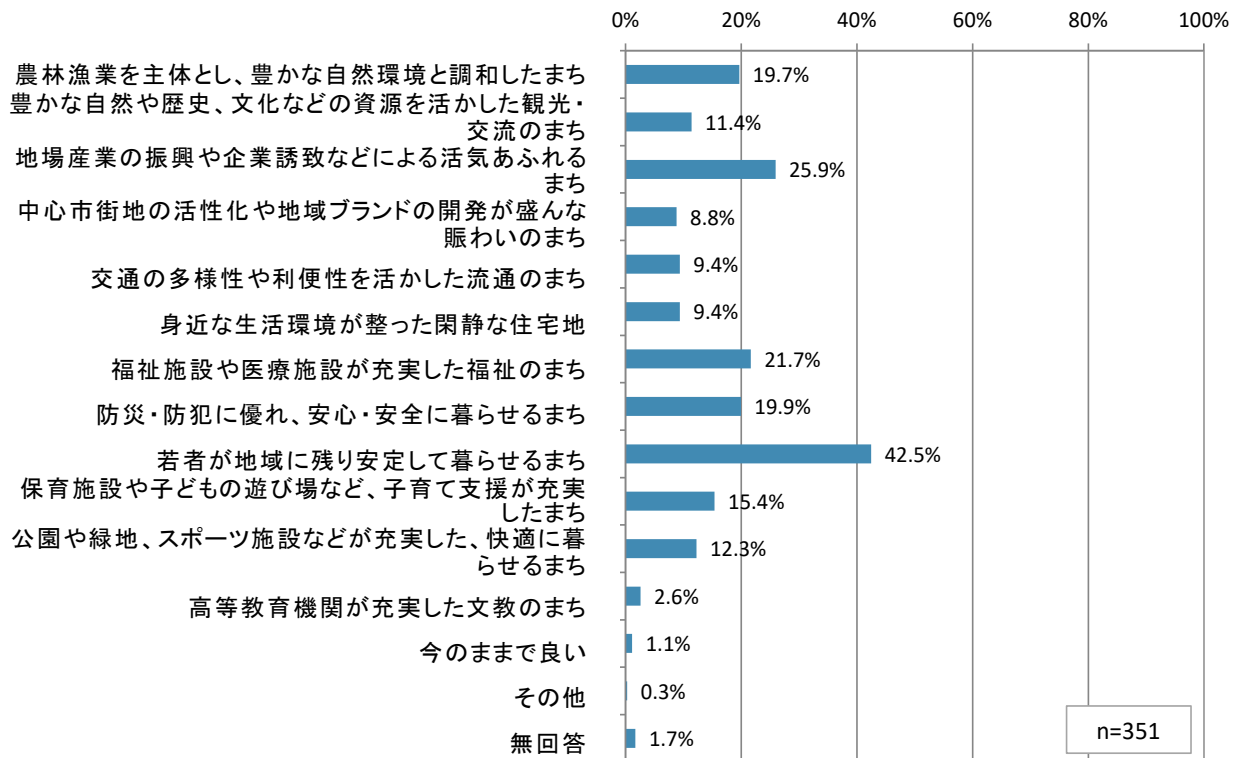
問8：国富町の20年後のキーワード

- ・「活気・にぎわい」と「安心・安全」と回答した方がともに4割強と多く、「交流・ふれあい」が2割半ば、「ひとづくり」が2割弱、「環境・景観」が1割半ば、「落ち着き・ゆとり」が1割半ばと続いている。



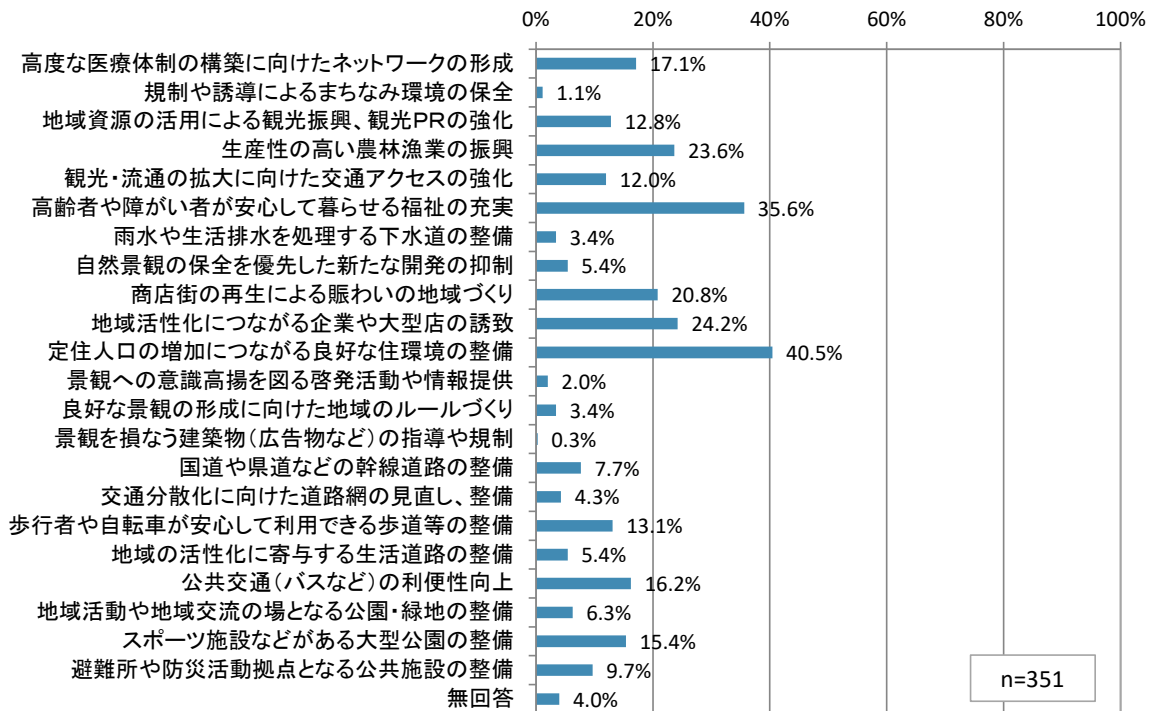
問9：国富町が目指すべき都市や地域

・「若者が地域に残り安定して暮らせるまち」が4割強で最も多く、若者の地元離れを危惧する住民の気持ちが表れている。次いで「地場産業の振興や企業誘致などによる活気あふれるまち」が2割半ば、「福祉施設や医療施設が充実した福祉のまち」が2割強、「防災・防犯に優れ、安心・安全に暮らせるまち」が2割弱、「農林漁業を主体とし、豊かな自然環境と調和したまち」が2割弱と多数回答となっている。



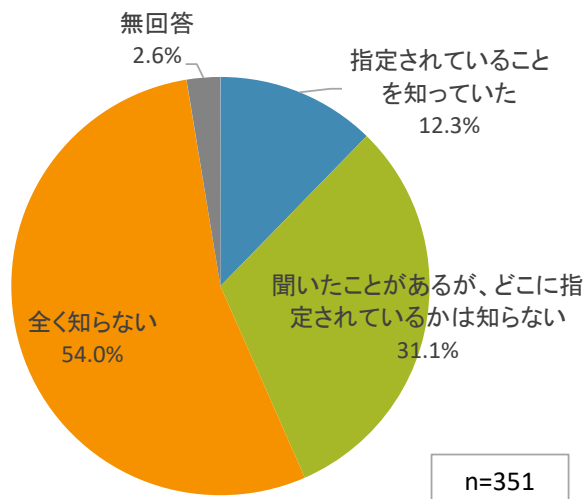
問10：将来のまちづくりの方向性

・「定住人口の増加につながる良好な住環境の整備」が4割強と最も多く、次いで「高齢者や障がい者が安心して暮らせる福祉の充実」が3割半ば、「地域活性化につながる企業や大型店の誘致」が2割半ば、「生産性の高い農林漁業の振興」が2割半ば、「商店街の再生による賑わいの地域づくり」が2割強、「高度な医療体制の構築に向けたネットワークの形成」が2割弱、「公共交通（バスなど）の利便性向上」が1割半ばの順となっている。



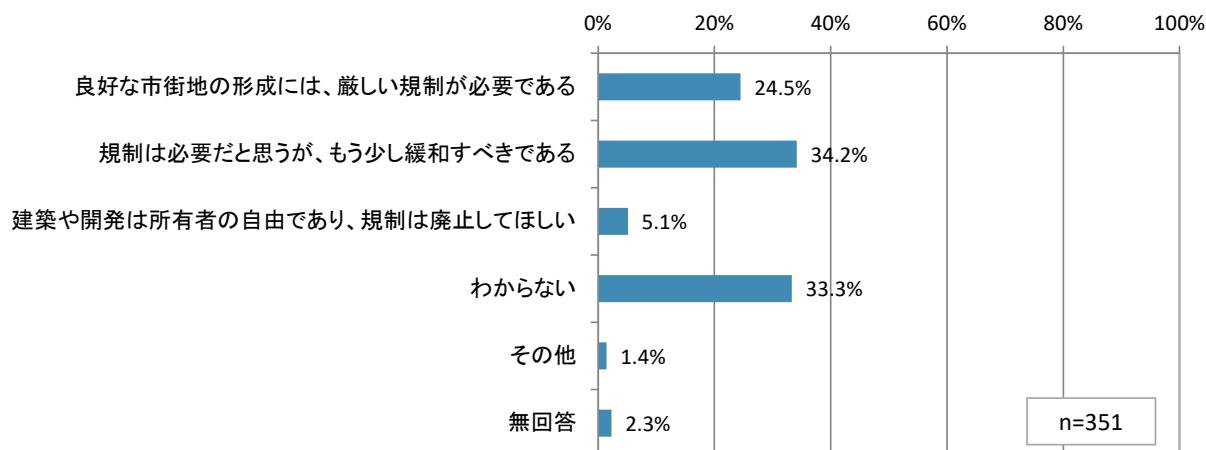
問11：都市計画区域の認知度

・「全く知らない」が5割半ばと半数以上の方が知らない状況である。「聞いたことがあるが、どこに指定されているかは知らない」が次に多く3割強で、「指定されていることを知っていた」は1割強しかいなかった。



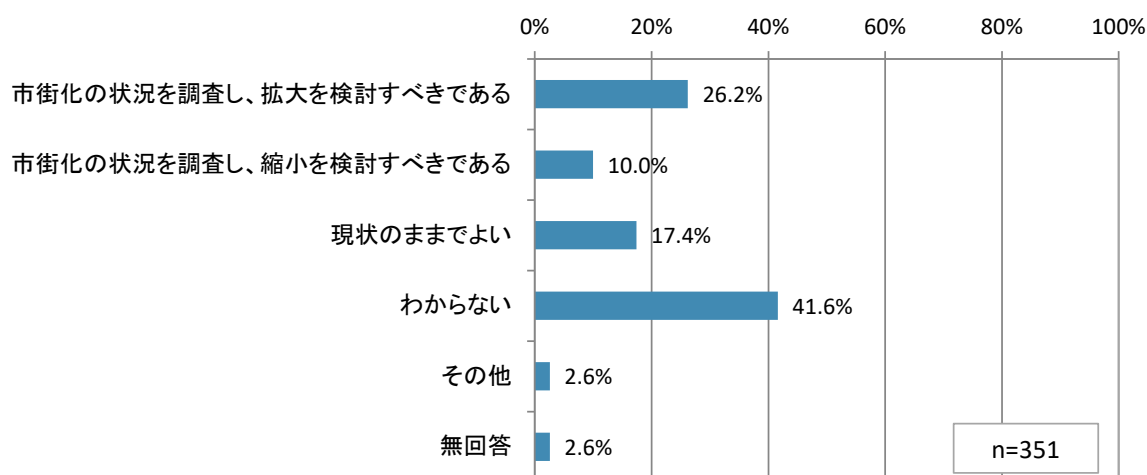
問12：都市計画区域の規制制度に関する考え

・「規制は必要だと思うが、もう少し緩和すべきである」が3割半ばで最も多く、「建築や開発は所有者の自由であり、規制は廃止してほしい」は1割弱未満である。反対に「良好な市街地の形成には、厳しい規制が必要である」と回答した人は2割弱であった。また、「わからない」が3割強で2番目に多い。



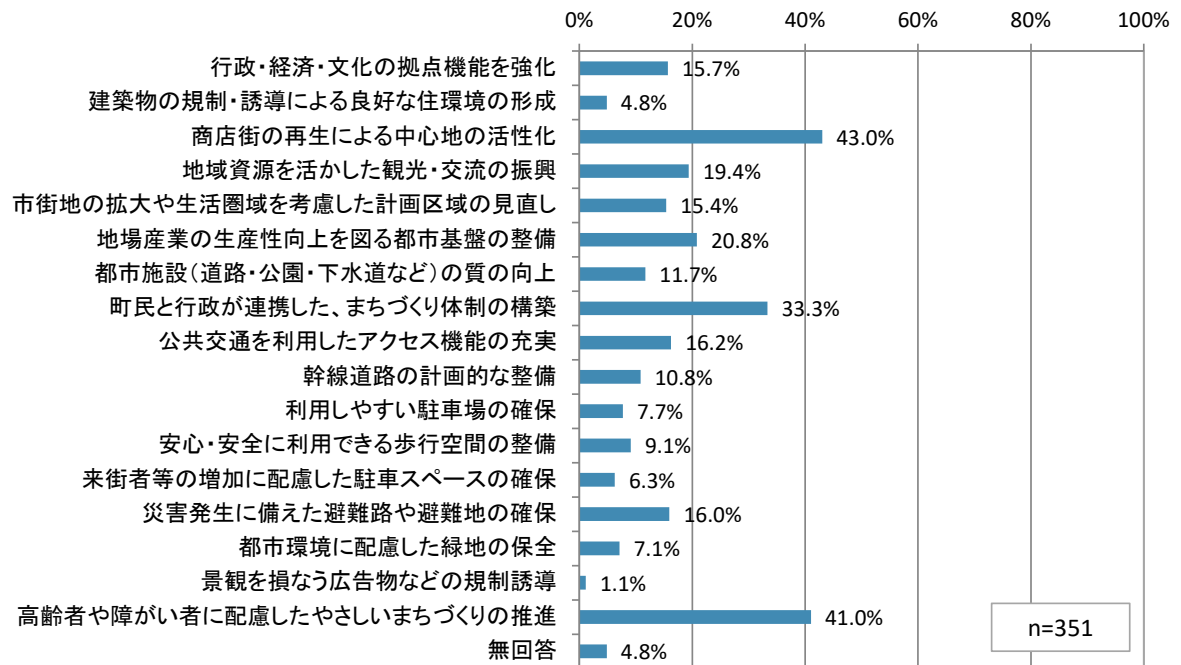
問13：都市計画区域のあり方

・「わからない」が4割強で最も多く、次いで「市街化の状況を調査し、拡大を検討すべきである」が2割半ばである。反対に「市街化の状況を調査し、縮小を検討すべきである」と回答した方は1割と少ない。「現状のままでよい」は2割弱であった。



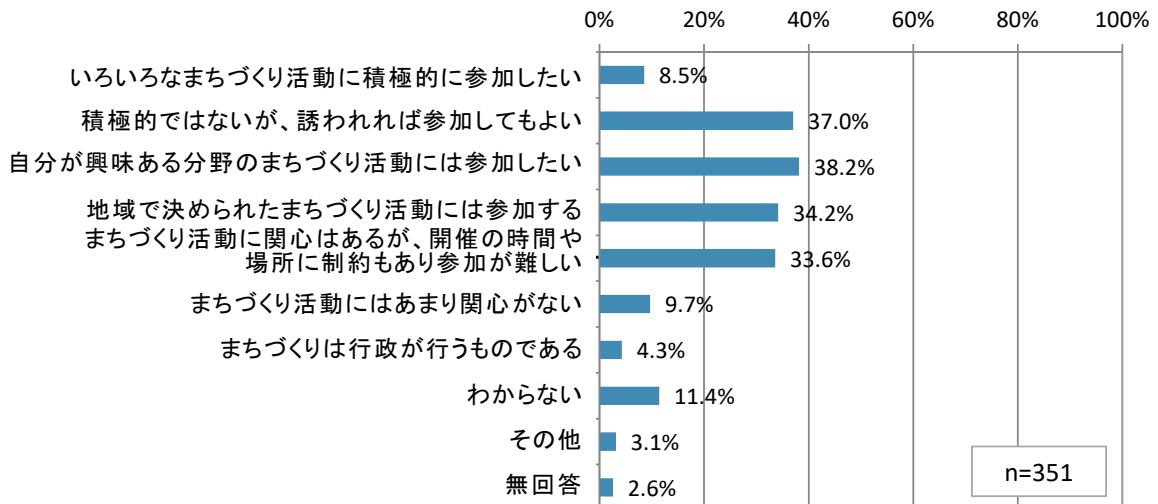
問14：活気ある中心地にするための対策

- ・「商店街の再生による中心地の活性化」が4割強で最も多く、次いで「高齢者や障がい者に配慮したやさしいまちづくりの推進」が4割強となっており、現状あるものを再活用しながら心の繋がりのあるやさしいまちづくりが必要であると考えている方が多い。
- ・「町民と行政が連携した、まちづくり体制の構築」「地場産業の生産性向上を図る都市基盤の整備」「地域資源を活かした観光・交流の振興」「公共交通を利用したアクセス機能の充実」「災害発生に備えた避難路や避難地の確保」「行政・経済・文化の拠点機能を強化」を挙げた方も多い。



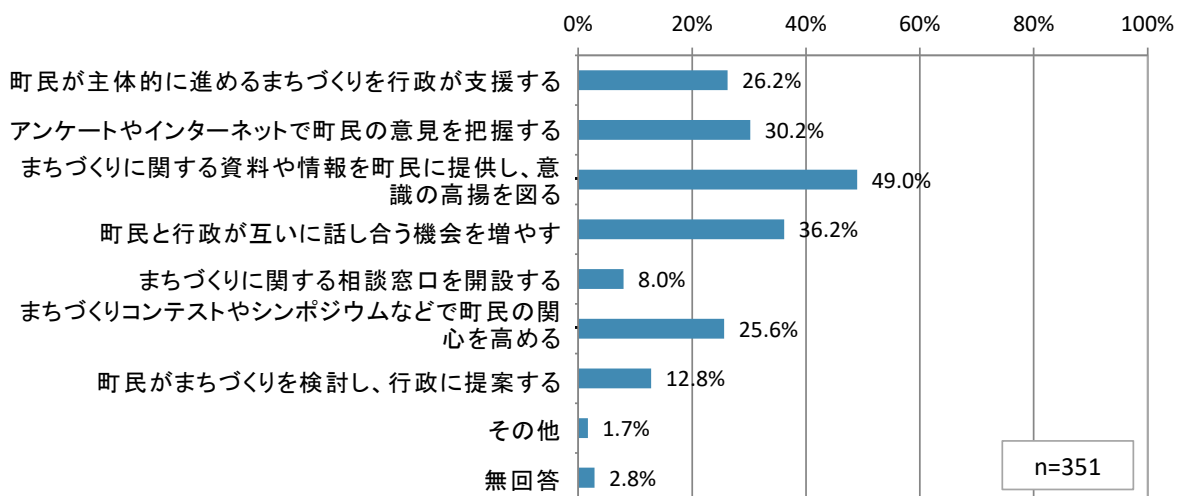
問15：まちづくりへの参加

- ・「自分が興味ある分野のまちづくり活動には参加したい」が4割弱と最も多く、「積極的ではないが、誘われれば参加してもよい」が4割弱、「地域で決められたまちづくり活動には参加する」が3割半ば、「まちづくり活動に関心はあるが、開催の時間や場所に制約もあり参加が難しい」が3割強と限定的な参加意欲のある回答が多い。
- ・反対に「まちづくり活動にはあまり関心がない」は1割弱、「まちづくりは行政が行うものである」は1割弱未満と少数である。



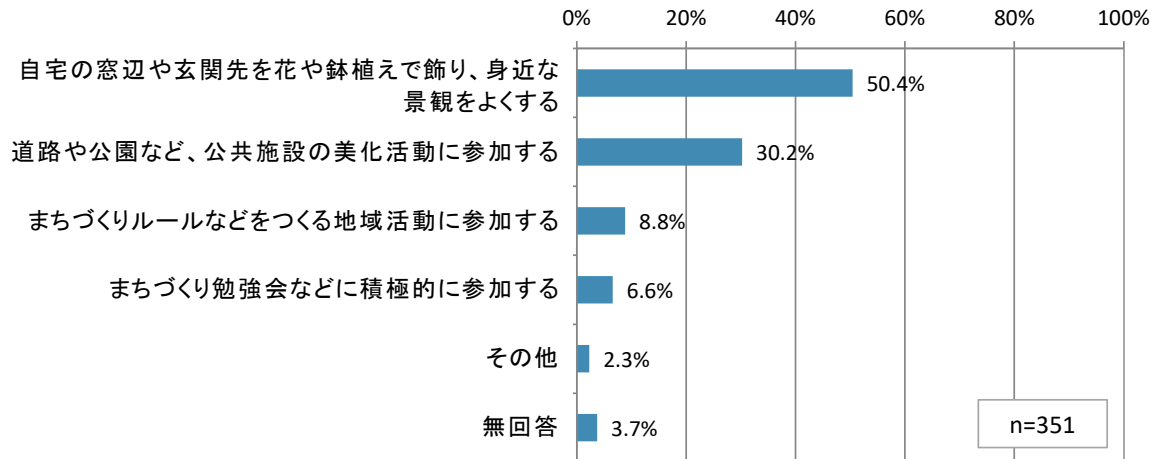
問16：まちづくりへの具体的取り組み

- ・「まちづくりに関する資料や情報を町民に提供し、意識の高揚を図る」が5割弱と最も多く、次いで「町民と行政が互いに話し合う機会を増やす」が3割半ば、「アンケートやインターネットで町民の意見を把握する」3割、「町民が主体的に進めるまちづくりを行政が支援する」が2割半ば、「まちづくりコンテストやシンポジウムなどで町民の関心を高める」が2割半ばの多数回答となっている。



問17：取り組むことができるまちづくり

- ・「自宅の窓辺や玄関先を花や鉢植えで飾り、身近な景観をよくする」が5割と最も多く、「道路や公園など、公共施設の美化活動に参加する」が3割で多数回答となっている。



— 用語解説集 —

あ行

- * オープンスペース
都市または敷地内で、建造物の建っていない場所や空き地のこと。

か行

- * 核家族
夫婦とその未婚の子女や夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子女のいずれかから成る家族のこと。
- * 合併処理浄化槽
トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと。BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD 濃度 20mg/L 以下のものをいう。
- * 緩衝機能
対立している物などの間にあって、衝突や不和などを和らげる機能のこと。
- * 基盤施設用地
一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設の用地のこと。
- * 国富町まち・ひと・しごと創生総合戦略
国富町の将来人口推計を行い、総人口や年齢3区分別人口等の将来展望を行う人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生法に基づき自治体が人口を確保することをメインとした戦略。
- * 景観緑三法
景観法（平成 16 年法律 110 号）、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律 111 号）、都市緑地保全法（以降、都市緑地法）等の一部を改正する法律（平成 16 年法律 109 号）の総称。
- * 建築確認
建築基準法に基づき、建物を新築・増築するとき、建築主は必要な図面などを添えて自治体に点検を申請し、安全基準に適合の確認を取ること。平成 11 年（1999 年）から民間検査機関も認められるようになった。平成 19 年の法改正で、新たに構造計算適合性判定機関の審査が加わり、より厳格化された。

- * 耕作放棄地
高齢化、過疎化による人手不足で、過去 1 年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地のこと。
- * 高齢社会、超高齢社会
総人口に対する老年人口の割合が 14%以上を高齢社会といい、21%以上を超高齢社会という。
- * コミュニティバス
道路運送法に規定された乗合バス的一种。地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなどを目的として運行される。

さ行

- * 市街化区域
都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
- * 市街化調整区域
都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
- * 自然エネルギー
太陽の光と熱、水力、風力、波力、地熱をいう。
- * 自然動態・社会動態
一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きを自然動態といい、一定期間における転入・転出に伴う人口の動きを社会動態という。
- * 集約型都市構造
市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能などを集積させる都市構造のこと。
- * 少子高齢化
出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が高まること。
- * 水源かん養機能
森林の有する多面的機能の 1 つであり、渇水緩和や洪水緩和、水質浄化の機能のこと。
- * 水素ステーション
燃料電池車に水素を供給するための施設のこと。

- * スマートインターチェンジ
高速道路本線上またはサービスエリア等に設置される ETC 専用インターチェンジのこと。
- * 生産年齢人口
年齢が、15～64 歳までの人口。
- * 総合計画
将来、どのような「まち」にしていくのか、そのために誰が、どんな事をしていくのかを、総合的・体系的にまとめたもの。

た行

- * 第 1 次・第 2 次・第 3 次産業
農業、林業、水産業、牧畜及び狩猟業などからなる部門を第 1 次産業という。工業、鉱業及び建設業からなる産業部門を第 2 次産業という。運輸、通信、商業、金融、公務及び自由職業、その他のサービス業を含む産業部門を第 3 次産業という。
- * 第 6 次産業
1 次産業（農林漁業）、2 次産業（製造業）、3 次産業（小売業）等、総合的かつ一体的にかかわること。
- * 団塊世代、団塊ジュニア世代
団塊世代とは、昭和 22 年～24 年頃の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。団塊ジュニア世代とは、年間の出生数が 200 万人を超えた第 2 次ベビーブームの昭和 46～49 年頃生まれた世代のこと。
- * 地区計画
既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度のこと。
- * 低炭素型社会
二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会のこと。
- * 電気自動車
電動モーターで走行する自動車のこと。
- * 都市計画法
都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律のこと。

* 都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要のある区域として指定されたもの。無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、必要があるときは、「市街化区域」及び「市街化調整区域」に区分（線引き）し、さらに市街化を誘導する市街化区域等については、用途地域をはじめとする地域地区等を定める。

* 都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。

* 都市計画公園

都市計画法に基づいて計画された公園。防災や避難場所の確保、ヒート・アイランド現象の緩和など都市が抱える課題の解決を図ると同時に、緑地が環境保全や住民の健康、文化的な生活に欠かせないものであるという観点から整備を目指す公園のこと。

* 都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるもの。

* 土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業のこと。

な行

* ネットワーク

網という意味の英単語。複数の要素が互いに接続された網状の構造体のこと。

* 年少人口

年齢が、0 歳～14 歳までの人口。

は行

- * ハイブリットカー
複数の動力源を用いて走行する自動車。排気ガス規制地域を電気で、規制緩和地域をガソリンエンジンで走る自動車などをいう。
- * バリアフリー
高齢者や障がい者が活動する上で、障害（バリア）になるものを取り除くこと。道路や建物の段差解消、スロープ設置等。
- * ハンプ
自動車の速度を落とさせるため、道路上に設ける高さ 10 センチほどの凸部のこと。
- * PDCA サイクル
マネジメントサイクルの 1 つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施する。この螺旋状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進する。
- * ベッドタウン
独自の産業基盤を持たず、大都市の近郊にあって大都市への通勤者の居住地となっている都市のこと。
- * 保健休養林
ハイキング、キャンプ、森林浴などの戸外レクリエーションの場として、人に安らぎを与え、心身の緊張をほぐす効果の高い森林のことをいう。
- * 保健文化機能
森林の有する多面的機能の 1 つであり、レクリエーションの場の提供やスポーツの場の提供、自然との触れ合いの場の提供など複数の機能を併せ持った機能のこと。

ま行

- * まち・ひと・しごと創生
少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成（まち）、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保（ひと）、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出（しごと）を一体的に推進すること。

* 宮崎広域都市計画区域マスタープラン

宮崎広域都市計画区域（宮崎市、国富町の一部）において、都市計画法の規定に基づき定めるもので、都市計画の目標、区域区分の方針、土地利用・都市施設などに関して、広域的・根幹的視点に立った都市計画の基本的な方針を定めたもの。

* 孟宗竹林

竹の子の成長した姿である竹の林のこと。北海道松前町が北限とされる孟宗竹。松前藩の重臣が佐渡より移入したと言われる。

や行

* ユニバーサルデザイン

障害のある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障害の有無に関わらず、全ての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

* 用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。

ら行

* ライフサイクルコスト

製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額をいう。

* ライフライン

市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステムの総称。

* 緑地協定

土地所有者等の合意によって締結される、緑地の保全や緑化に関する協定のこと。

* 老年人口

年齢が、65歳以上の人口